

衆議院 第六十四回国会 行政改革に関する特別委員会議録 第十一号

平成十八年四月十七日(月曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 伊吹 文明君
理事 今津 寛君 理事 園田 博之君
理事 谷 公一君 理事 谷川 弥一君
理事 山本 有二君 理事 大島 敦君
理事 北橋 健治君 理事 榎屋 敬悟君
理事 北橋 健治君 理事 榎屋 敬悟君

あかま二郎君 秋葉 賢也君
井上 喜一君 稲田 朋美君
小野寺五典君 大野 功統君
加藤 勝信君 小杉 隆君
坂井 学君 菅原 一秀君
鈴木 淳司君 藪浦健太郎君
並木 正芳君 西銘恒三郎君
西本 勝子君 葉梨 康弘君
林 潤君 広津 素子君
福岡 資麿君 松本 洋平君
三ツ矢憲生君 水野 賢一君
矢野 隆司君 安井潤一郎君
若宮 健嗣君 大申 博志君
神風 英男君 高山 智司君
武正 公一君 鉢呂 吉雄君
馬淵 澄夫君 渡辺 周君
石井 啓一君 谷口 和史君
塩川 鉄也君 菅野 哲雄君
滝 実君

参考人
(中央大学法学部教授) 富田 俊基君
(日本労働組合総連合会副事務局長) 逢見 直人君
(東京大学大学院経済学研 井堀 利宏君
究科教授)

参考人
(株式会社希望社代表取締役 桑原 耕司君
役社長)

参考人
(財団法人公益法人協会 太田 達男君
理事長)

参考人
(全日本自治団体労働組合 君島 一字君
副中央執行委員長)

参考人
(全国商工会連合会会長) 清家 孝君

参考人
(日本大学商学部教授) 永山 利和君

衆議院調査局行政改革に関する特別調査室長 大竹 顕一君

委員の異動

四月十七日

補欠選任

秋葉 賢也君 坂井 学君
衛藤征士郎君 若宮 健嗣君
岡本 芳郎君 西銘恒三郎君
加藤 勝信君 あかま二郎君
佐藤 鍊君 矢野 隆司君
菅原 一秀君 福岡 資麿君
藪浦健太郎君 稲田 朋美君
西本 勝子君 安井潤一郎君
近藤 洋介君 神風 英男君

同日

辞任

補欠選任

あかま二郎君 加藤 勝信君
稲田 朋美君 井上 信治君
坂井 学君 秋葉 賢也君
西銘恒三郎君 岡本 芳郎君
福岡 資麿君 菅原 一秀君
矢野 隆司君 佐藤 鍊君
安井潤一郎君 林 潤君
若宮 健嗣君 衛藤征士郎君

同日 神風 英男君 高山 智司君

辞任 林 潤君 補欠選任 西本 勝子君

同日 高山 智司君 近藤 洋介君

四月十七日

国の制度改革に対する意見書(高知市議会)(第三九一五号)

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書(埼玉県深谷市議会)(第三九一六号)

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書(石川県七尾市議会)(第三九一七号)

「市場化テスト法案」に関する意見書(鳥取県岩美町議会)(第三九一八号)

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書(佐賀市議会)(第三九一九号)

本日の会議に付した案件

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(内閣提出第七四号)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(内閣提出第七一号)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(内閣提出第七二号)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(内閣提出第三四号)

○伊吹委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、各案審査のため、午前の参考人として、中央大学法学部教授富田俊基君、日本労働組合総連合会副事務局長逢見直人君、東京大学大学院経済学研究科教授井堀利宏君、株式会社希望社代表取締役社長桑原耕司君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、委員長より参考人の先生方に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところにもかかわらず本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。それぞれのお立場からどうぞ忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。どうぞよろしくお願いたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、参考人の方々から御意見をそれぞれ十五分以内でお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、発言の際は委員長の許可を受けることになっておりますので、御了解をお願いいたします。また、参考人は委員に対し質疑することはできません。また、参考人は委員に対し質疑することはできません。また、参考人は委員に対し質疑することはできません。また、参考人は委員に対し質疑することはできません。

それでは、まず富田参考人をお願いいたします。

○富田参考人 参考人の御指名をいただきました中央大学の富田俊基です。行政改革推進法案について意見を申し述べさせていただきます。お手元に二種類、一枚ずつ資料を用意しておりますので、御参照ください。

我が国の経済は、バブル崩壊後の設備、雇用、債務の三つの過剰を克服し、順調な拡大を続けております。民間部門が、需要の減少する部門から需要の増大する部門へと資源をシフトさせ、生産性の向上を図ってきた結果と言えます。

二十一世紀のグローバル時代の企業は、情報通信技術を駆使し、徹底したコスト削減と飛躍的なサービスの質向上とを同時に達成し、多様化し高度化した消費者のニーズに対応を進めております。

一方、公的部門にはこうした自律的な資源配分のダイナミズムは作用しないので、国民のニーズに対応できないばかりか、行政コストは増大の傾向をたどってきました。

行政サービスのコスト削減、生産性向上には、財政事情のいかにかわからず、政治のリーダーシップによる行政改革が不可欠であります。このことから、今後の行政改革のよるべき規範を定める本法案の意義は極めて重要であります。特に、我が国財政が、第二次世界大戦末期を除いて明治以降の我が国の歴史において最悪の状態で、しかも、人口が減少し始め、急速な高齢化が進展する中で、簡素で効率的な政府に対する国民の期待には非常に大きいものがあります。まず官が身を切り、無駄を徹底的に省くことを国民は強く求めています。

簡素で効率的な政府の実現には、国だけではなく、地方自治体や独立行政法人などを含めた公的部門全体の見直しが必要です。本法案も、総人件費改革、特別会計改革、独立行政法人改革、政策金融改革、資産・負債改革と、官全体をカバーしています。

そこで、企業会計原則に準拠して作成された国の財務書類をごらんいただきながら、本法案につ

いての私見をお聞きいただきたく存じます。

まず総人件費改革ですが、国の行政機関定員の五割以上純減は、官の中心である政府自身が身を切ることによって、行政改革に対する政府の断固たる取り組み姿勢を国民に示すという象徴的な課題です。官僚の強い抵抗にめぐることなく、絶対的に実現する必要があります。定員削減は、省庁一律ではなく、行政ニーズの変化を織り込み、事業の主体について仕分けを行い、農林統計、北海道開発関係などで大胆な整理を行うこととされています。

この国の定員純減を、財務書類の業務費用計算書で見ることにはしよう。

国の人件費と退職給付引当金を合わせて十五年度決算で五兆六千億円、国の業務費用の四・六割相当です。このため、五割の定員削減と給与制度改革による人件費の削減額は年間数百億円程度にすぎません。また、業務を担う主体が国家公務員から独立行政法人の職員に移るだけでは、連結ベースの人件費の削減は、国民が期待するようには進みません。また、民間への単純なアウトソーシングでは、人件費が減った分、委託費がふえてしまします。

こうした抜け穴がないようにと、この法案は、独立行政法人等に対しても五年間で五割以上の総人件費削減への取り組みを定めています。その際、特に、中期目標期間が終了する独立行政法人については、国の歳出削減と自己収入の増加を図るといふ観点から、業務の廃止、縮小、重点化など、徹底した見直しを進めるべきであります。

さらに、本法案は、地方公共団体に對しても厳格な職員数の管理を要請しています。職員数が三百万人を超え、給与が二十八・九兆円と巨額ですので、地方の総人件費改革の効果は大きく、地方財政の健全化と同時に、国の業務経費である地方交付税などの削減につながります。過去大幅にふえてきた地方公務員については、四・六割以上の純減確保と同時に、給与については、地域地域の民間給与の反映と、不適切な諸手当の廃止が求め

られます。

次に、特別会計の改革についてです。三十一すべての特別会計について、それぞれの制度趣旨、事業の必要性にまでさかのぼり、個別論の検討を積み重ね、各特別会計の見直しの方針が定められました。もとより数合わせのための改革ではないのですが、この法案によって、特別会計の数は現在の二分の一から三分の一程度へと、明治二十三年の制度発足以来、最少の数となる見込みです。

さらに、特別会計の会計情報を統一的に開示するとともに、五年ごとに設置の要否を見直すことも定められました。そして、平成十九年をめぐりに、各特別会計の改革を具体的に盛り込み、各特別会計法に定められた例外的な規定の整理のための法制上の措置が講じられることとなっています。

特別会計の歳出規模は、クロスでは四百兆円を上回り、重複分を除いても二百兆円を超えているので大規模なスリム化が可能との指摘がしばしば見られますが、企業会計基準では、百兆円の国債の償還費は業務費用ではありませんし、その削減は日本国債のデフォルトを意味します。

このため、左の表でごらんのように、一般会計と特別会計とを純計した国の業務費用は、十五年度決算で百二十三兆円です。このうち、施設費と事務費を除き直接国民に給付される五十兆円の社会保障給付や、地方交付税十九兆円、そして財政融資資金二十七兆円が極めて大きなウェイトを占めています。これらは、行政改革の課題というよりも、社会保障制度改革、地方交付税制度改革そして財投改革として取り組まれるべき課題であります。

本法案には、特別会計の廃止及び統合の推進に加えて、財政健全化への大きな寄与という点では、道路特定財源について一般財源化を図るといふ見直しの方向性が定められ、雇用三事業については廃止を含めた見直しが行われることなどが含まれていることに大きな意義があると思えます。

さらに、本法案には、将来の国民負担増の抑制に向けて、特別会計の資産、負債並びに剰余金、積立金の縮減によって、今後五年間で二十兆円程度の寄与を行うという目標が明記されております。

政策金融改革では、その機能が明確に限定され、貸出残高も平成二十年度までにGDP比で半減することが明記されました。そして、政策金融機関は一つに統合され、日本政策投資銀行と商工組合中央金庫は完全民営化、公営企業金融公庫は廃止を定めています。新政策金融機関については、改革の趣旨を踏まえて、政策の確かな遂行、国の関与のあり方、効率的な事業運営などについての制度設計が今後検討されねばなりません。

完全民営化される機関については、これまでの経営資源を最大限活用した、持続可能な民間金融機関としてのビジネスモデルを確立し、企業価値を維持向上することによって、政府出資の売却収入に大きく寄与することが期待されます。

次に、資産・債務改革について、お手元の貸借対照表で御確認ください。

一般会計と特別会計で、十五年度末六百九十六兆円の資産があります。このうち、外為会計と年金運用資金として公共用財産を除いた四百三十兆円について、十年間でGDP比を半減させるという長期的な目安を念頭に置きながら資産売却を促進することとされています。

このため、資産としては二百九十兆円の貸付金と大きなウェイトを占めておりますが、このうち財投残高は、既に財投改革によってピーク比で三〇%も減少しており、今後も、本法案を受けた政策金融改革の推進とともに貸付金は減少していくことが期待できます。

また、貸付金の証券化の適否を検討することとされています。民間銀行は、自己資本比率規制をクリアしたり銀行本体よりも低い金利で資金調達するために、証券化の手法を活用してきました。国も、財政健全化に資するものがあれば証券化の手法を用いるべきです。ただし、貸付金は、

日本国内で最も信用力の高い財投債、つまり国債で調達されたもので、証券化の適否については慎重な検討が必要です。

次に、有形固定資産については、国民に行政サービスを供給することを目的に保有している道路、河川、港湾などの公共用財産百三十一兆円や防衛施設などの国有財産は、行政サービスを廃止しない限り売却することはできませんが、物納財産などの未利用国有地については売却可能な資産を徹底して売却し、さらに、一般庁舎、宿舍については効率的な活用を促進し、不用となる不動産の売却や、国以外の者に貸し付けることとされています。

政府の資産として出資金が三十六兆円ありますが、このうち、日本郵政に加えて、本法案にある日本政策投資銀行、商工組合中央金庫を初め民営化法人や民営化が決定している法人への出資の売却収入は、国庫、つまり国民に返納すべきです。これらの資産売却収入などで普通国債償還高を削減することによって、将来にわたる利払い費を抑制することができます。

また、本法案は、地方公共団体に対して、資産、債務の実態把握と改革の推進を要請しています。このように、本法案は、国だけではなく公共部門全体について、フローだけではなくストックをも対象とした広範に及ぶ行政改革の確実な履行を担保するという重要な意味を持っています。とはいえ、行政改革で、社会保障制度を初めとする財政の持続可能性を確保できるものではありません。それには、行政改革と同時に歳出入一体改革を進めねばなりません。歳出入一体改革についての国民の理解を得るためにも、本法案を成立させ、行政改革をしっかりと推進すべきであります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
○伊吹委員長 富田参考人、ありがとうございます。次に、逢見参考人をお願いいたします。

○逢見参考人 おはようございます。連合で副事務局長をしております逢見です。よろしくお願いたします。

本日は、政府が提出いたしました行革推進法案並びに市場化テスト法案につきまして意見を申し述べさせていただきます。最初に、公共サービスのあり方について意見を申し上げます。核家族化や雇用就労形態の多様化、地域コミュニティの弱まりなどによって個人のリスクが高まっており、将来不安が蔓延しております。こうした時代であるからこそ、公共、パブリックの機能は重要性を増しており、公共サービスの果たす役割を明確にし、機能させることが必要であると考えております。

公共サービスは、国民の生活の質を確保し、企業が有効に活動するための基盤でもあります。社会的インフラと社会的セーフティネットの確立によって、国民に安心と安全を提供できるものでなければなりません。ただし、公共サービスは、すべて官が行うというものとは考えておりません。国、地方自治体、公益法人やNPO、民間企業など、多様な提供主体によるベストミックスによって、ニーズに応じた豊かなサービスが効率的に提供される必要があります。

政府が提出している行革推進法案は、削減数値目標ありきという印象が免れないと感じております。政府が言う簡素で効率的な政府というのが何を指標としているのか、明らかではありません。国民に安心、安全な社会を提供するための公共とは何か、これを再定義して、それをいかに効率的に提供できるかを考えるべきではないかと思っております。

市場万能主義あるいはリスク対応の個人化という流れの中で、さまざまな格差が拡大しており、国民の不安感が増しております。にもかかわらず、法案第二条では、国民生活の安全については配慮という表現がなされておりますが、これは配慮ではなく、安全の確保であるべきだと思っております。

す。国民、利用者にとつてのサービスの質という数値化できない重要な観点について抜け落ちていくことについても問題であると考えております。これらを踏まえまして、歳出の削減、改革については、まず、国民に安心、安全、信頼を保障する政府と公共サービスを確立することを基本目的に置くべきであります。その上で、それを実現するために、硬直的な予算配分を抜本的に見直し、特別会計の改革、政策、事業に関する厳格な検証と政策評価、不要不急の事業や不適正な支出の見直しを通じて歳出改革を行い、無駄があれば着実に削減していく、このことが必要だと思っております。

これは、最初に削減目標ありきというものは手法が全く異なるものであると考えております。次に、法案の個別課題について何点か意見を申し上げます。最初に、独立行政法人の見直しについてであります。独立行政法人につきましては、財務内容を含めた情報公開や経営責任の明確化を徹底し、加えて、公正取引や労働法制を遵守しつつ、経費の透明化と事務の効率化を進めることが基本であると思っております。

法案では非特定独立行政法人の人員費についても5%削減義務づけの対象となっておりますが、非特定独立行政法人の制度設計の基本に照らし、労使交渉による賃金制度、水準、定員改廃の決定を最大限尊重すべきだと思っております。独立行政法人等の融資業務の見直しに当たっては、特に教育、雇用、中小企業などに関する分野については、その効果や、廃止を行った際の影響に、定量的な判断だけではなく、特にそうした社会的なセーフティネットを必要とする低所得者や中小企業事業者への影響を十分踏まえた上で、慎重に検討すべきだと考えます。

次に、特別会計改革でございます。特別会計の改革に当たっては、第一に、仕組みを簡素化してわかりやすい構造にすること、第二に、毎年見直しを行ってその財務活動を国民にわかりやすく明示すること、第三に、原則として時限立法化し、役割を終えた特別会計は原則として廃止あるいは縮小を促すこと、この三つを前提に行うべきと考えます。

特別会計は多岐にわたりますが、ここでは特に労働保険特別会計の見直しについて意見を申し上げます。雇用保険制度は、雇用面におけるセーフティネットの中核を担っております。憲法二十七条は勤労権を規定しているわけですが、これを保障するものとして雇用保険制度があるというふうには私も考えております。雇用保険制度の国庫負担は、そういった国民に対する政府の雇用保障責任を具体化、具現化するものであり、単に財政面からのみ論じられるべきものではないと思っております。雇用保険三事業が我が国の雇用対策の中心的な役割を担っているという現状からすれば、これを一般会計に移すことによって、果たして我が国の雇用対策全部を行うことができるのか、非常に不安であります。雇用対策には、働く人とその家族の生活がかかっており、景気の動向に対応した機動性が求められるものでありますので、特別会計で扱うべきと思っております。

労働福祉事業につきましては、廃止も含めた徹底的な見直しを行うとしております。確かに箱物など見直しが必要なものもありますが、労働福祉事業は、労働災害の被災労働者の円滑な社会復帰の促進や遺族の援護事業、最近問題になっておりますアスペクト対策、過労死・メンタルヘルズ対策など、未払い賃金立てかえ払い制度も労働福祉事業として運営しておりますが、これは、企業が倒産した際に、賃金や退職金が未払いの状態にある労働者に対するセーフティネットとなっております。これらの事業は労働者にとって必要不可欠なものであつて、単にコストの感覚だけで廃止または見直しの対象とすべきものではないと思っております。

しかし、三事業については、政策効果が不明確

なものあるいは無駄なものもありますので、個々の事業に関する調整や効率的な事業運営が十分になされていない点で問題があると考えております。その意味で、外部評価などチェック機能を強化し、抜本的な見直しを進めていくべきであると思っております。

次に、規制改革についてであります。規制行政や許認可行政については、認可に当たつての行政の裁量の余地が大きいなどの問題があり、不明確かつ不透明な許認可基準や参入規制など、裁量型行政を抜本的に見直していくことは当然であります。また、先端技術など、競争力強化や新たな雇用、産業の機会創出につながる分野についての規制緩和は積極的に行うべきであると考えます。

しかし、現在、国民生活の安心、安全が問われていることを踏まえれば、国民、消費者の安全と健康の確保、環境保全、公正労働基準の維持など、社会の質にかかわる規制はむしろ強化すべきであると思っております。

この間、市場開放や自由化中心の規制改革が進む一方で、それらに伴う負の側面を回避、解消する社会的規制の検討が放置され、その結果、不安定で低賃金の労働が拡大してまいりました。社会の安定のベースである雇用労働の基盤が揺らいでしまつています。さらに、市民、国民の財産生命を脅かすような事件、事故も起こっており、事後チェック体制の甘さなどが社会的問題になっていくことを軽視すべきではないと思っております。このような規制改革がもたらした影の部分重視し、規制改革された結果に対する検証システムが必要であると考えます。

次に、市場化テスト法についてであります。市場化テスト法案については、公共サービスの質を確保した上で、より効率化を図る必要があります。その観点からいえば、サービス、事業のあり方や評価の仕方など、本質的な議論が行われていないことは極めて残念であります。最近、一部の雑誌等において、この間の行革・

規制改革論議に着目し、盛んに、官業開放で生まれるビジネスチャンスをおおる論議が見られます。あらゆる公共サービスを営利目的の事業に変質させるための手段としての市場化テストであったはならないと思っております。このことを基本的な視点に据えないと、結果として、参入したがつての事業者のための改革となつてしまつて国民のための行政改革にならないという、本来の意義に反することになりかねないと思っております。

このようことから、市場化テストに当たつては、良質な公共サービスの安定的な供給と確保、ユーザ、国民によるコントロールが担保されるための制度、そして、公共サービスに従事する者がひとしく仕事に誇りが持てる雇用労働条件の担保の三つの原則を最低維持すべきであります。次に、総人件費改革についてであります。

私も連合は、歳出構造全体を抜本的に改革するのであれば、公務員の総人件費についても課題とならざるを得ないと認識しております。しかし、中長期的視点に立つて、政府、自治体は、どのような政策、事務事業に重点を置くべきか、そのもとで公共サービスの水準や質を確保できる適正な公務員総額人件費とはどのようなものであるかという観点が必要なのではないかと思っております。

特に、政府、自治体が行う事務事業の中には、国民の安全に直接かわるようなものが多いことに注意しなければなりません。食や住の安全、環境に対する国民の関心は極めて高いものがあります。一方、民間参入が進行、拡大する中で、ルールが適正に守られているのか、事後チェックがどうなっているのかなどが問われているような事件も起こっております。

そのため、現在国民が求めるのは、安心、安全、信頼を国民に保障する行政と公共サービスであると認識すべきであり、事務事業の見直しに当たつてはこのことを基本的視点に置くことが必要であります。また、労働組合としては、公務労働者であろうと民間労働者であろうと、雇用不安が惹起するよ

うな事態は避けなければならないと思っております。連合は、当該の公務労働者がこの問題で強い不安感を持ち、士気にも影響しかねない状況にあることを指摘し、政府には万全の対策をとるよう強く要請したいと思っております。政府は、総人件費改革に当たつて、配置転換等その他の方法により雇用を確保するとの見解を表明しております。当該の職員が納得し、また、職場の士気低下につながるような方策を確立し、当該組合と十分な交渉協議をしていただくよう要請したいと思っております。

次に、公務員制度改革であります。連合と傘下の公務員組合は、新たな社会のニーズに適切にこたえる公務部門の改革と、そのもとでの公務員制度の抜本改革は、避けて通れない課題であると認識しております。折しも防衛施設庁における官製談合問題がまたもや再発し、天下りも深く結びついた政官業癒着の構造が改めて問われております。今こそ、公務部門、公務員制度の抜本改革を行うべきときであります。

今必要なことは、公務員の働きがいやモラルを向上させ、多様な公共サービスの需要にこたえるための公務員制度をいかに構築するかであります。職員をサービスや事務事業の決定過程の各段階に参加させ、全体としてサービスの豊富化と効率化を図り、公正で公平な公共サービスの実現を図らなければなりません。そのためにも、公務員に対する労働基本権の付与は必要であります。

また、民間では、団体交渉とは別に労使協議制が普及、定着しており、公務分野においても、労使がパートナーとして話し合う労使協議制を導入することが求められています。これにより、労使が決定した事項については、双方が納税者と社会に対して説明責任を果たす体制を確立することが必要だと思っております。

公務員制度には、そのほかにも改革すべきことがたくさんあります。例えば、職階制を廃止して、仕事の種類、職務内容と責任範囲を明確化した新たな職務給制度を確立すること、公正、公

平、透明で納得性のある新たな評価制度を確立すること、また、複線型人事システムを活用しながら定年まで勤務できるシステムを整備した上で、天下りに関する規制を強化、透明化することなど、さまざまな改革が必要です。

一方、国連の国際労働機関であるILOの理事會が、三月二十九日に、日本の公務員案件に対し三回目の勧告を出しました。勧告は、公務員法制に関する改正が関係者間の協議を通じて早急に合意されるよう、関係者のさらなる努力を奨励しております。政府が国際社会からの勧告を重く受けとめて、労働基本権の付与を明確にした改革を断行すべきと考えます。

この間、連合は、政府と公務員制度改革に関する政労協議を続けており、既に、労働基本権を付与する公務員の範囲について検討を行う場を設置することについて合意しております。連合は、この間の政府の対応を評価し、合意内容について前進であると受けとめており、引き続き誠意を持って協議を続けていきたいと考えております。

この検討の場については、何らか法律において設置を明記していただくことを強く要望し、私の参考人としての意見表明とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○伊吹委員長 逢見参考人、ありがとうございます。

次に、井堀参考人をお願いいたします。

○井堀参考人 おはようございます。東京大学の井堀です。よろしくお願いたします。私のきょうお話しするテーマは、事務局の方から特別会計改革についてというテーマで何かしゃべれと言われていましたので、その点に限定してお話しさせていただきます。お話しさせていただきます。皆様のお手元に簡単なレジメがあると思っております。それに従って始めます。

特別会計、御存じのように、基本的に三つの分類が行われているわけですが、国が行う特定の事業を管理する会計、これは社会保険とか公共事業関係の特別会計ですね。それから、特定の

資金の管理運用の会計、これは財政融資あるいは外国為替の会計等です。それから三番目が、特定の収支を区分して経理する会計、これは交付税の会計とか、それから国債整理基金のようなものです。

幾つか性格が分かれているわけですが、特別会計の改革が、今度の政府案でも、それから民主党の方でも法案を出されたようですけれども、問題になっているのは、一般的に予算の議論というのが一般会計を中心に行われていて、歳出の効率化の圧力が特別会計に向けられていないのではないかと、そういう疑問とか、あるいは、特別会計であるがゆえに、固有の財源で、必ずしも必要でない事業が自己増殖的に行われているのではないかと、そういう懸念があるんだらうと思います。

そこで、そもそも特別会計に本来どういうメリット、意義があるのかという点からお話しさせていただきます。

一般会計とのこれは比較になるわけです。つまり、特別会計に何らかの問題点があったとしても、それを、特別会計をやめてすべて一般会計にしてしまおうと完全に問題が解決するかと、これは、一般会計が、国民の選好、国民のニーズを完璧的に反映した一〇〇%十分な予算が常にできているかという必ずしもそうでない面がありますので、これは、どちらの会計を用いることが相対的に有利かどうかという問題だらうと思います。

それで、すべての経費を一般会計でまとめて計上すると、経費の性質によっては、効率性の面から見ても、あるいは情報開示の面から見ても有益でないものもあるのです、その場合には特別会計を使って別勘定で計上する方が資金の流れがより明確に開示されて、結果として国民にもプラスになる。

その一つの大きな点というのは、予算の中で、税金や、保険料あるいはその他の使用料等の料金などの収入と、それから実際の歳出活動あるいは政府の公共的な活動との間に一定の対応関係、リ

ンクが実際にある場合には、それを会計情報として開示する方が、国民にとつては、こういった形の負担が直接こういった形のサービスに使われている、そういったことが実際に行われている場合には、それを会計情報として開示する方が望ましい。

これは特定財源等の場合も出てくるわけですが、あるいは社会保険のように、保険料は社会保険として一定のサービスに充てるという場合には特別会計としてやる方が一般会計でやるよりは資金の流れはより明確になる。その結果として受益と負担の関係がより国民に明確に開示されるので、国民としてもそれが納得いくものかどうかに関して監視が働きやすくなって、結果として、効率的な運営をする圧力としてうまく機能するということになります。

それから、国債整理基金とかそれ以外の会計にしても、別勘定で資金の流れを明確に開示することができるとすれば、それによって予算の中身が国民にとつてより明確になれば、それがどういう形で行われるべきかに関する監視も強くなる。その意味では、ある程度受益と負担に一定のリンクがあるのか、あるいは、資金としてそれなりの性質を持っているものについては特別会計でした方がいいんじゃないか、こういう議論はそれなりに意味があるんだらうと思うんですね。

特に、最後ですけれども、一つ例として道路特定財源を挙げてみますけれども、仮に一般会計にしないであえて特別会計なら、受益と負担のリンクで縛るといふことは、逆に言いますと、政策の選択の幅をあらかじめ縛っているわけですね。要するに、ガソリン税で上がってきたものは必ず道路の整備にしか上げないということですから、道路以外のものに使えないということですから、縛っているわけですから、縛るといふことはそれだけ自由度が狭くなりますから、完全に一般会計で最適に予算編成ができるというのが一つの反対側の基準とすれば、それに比べればセカンドベストにならざるを得ないので問題なんですけれども。

問題は、特別会計をやめて一般会計にして完全に自由に財源を使えるときに、道路整備よりもっと国民にとつて望ましくないサービスにも使われる可能性はあるわけですね。自由度があるということとは、逆に言う悪い方に使われる可能性もあるのです、そこはどの程度政治がきちんと一般会計で予算をコントロールできるか、そこにかかってきているので、そこに対する有権者なり納税者の不信感がある程度ある場合には、特定財源というのはそれなりに有権者から見ると安心できる。逆に、政治の場が、一般財源でも予算を編成してちゃんとやっています、社会経済環境が変わったときにきちんと既得権にかかわる見直しができると思いますというのであれば、これは一般財源にした方がいい。程度問題だらうと思います。

その後どうしたらいいかというのはケース・バイ・ケースだと思えます。

その意味では、特別会計の問題点、特に最近これが出てきたというのは、やはり特別会計の数々が、過去の経緯もあってたくさん設置されてきたことで、予算全体の仕組みが複雑でわかりにくくなった。会計が分立することで全体の効率性が損なわれるのではないかと、そういう点があるのだらうと思えます。

特に、特別会計で、一般会計とは違って受益と負担の関係にリンクをつけたとすると、問題は、道路でいいますと、ガソリン税の税率が高どまっているとか、あるいは保険料なり料金収入がある程度あつて、ところが歳出の方は、社会的な需要が落ちて減ってしまった。その場合は、収入があるから特別会計をつくらざるを得ないという形で、結果として無駄なものもできやすいわけですね。そのときに、当然、特別会計なり特定財源の場合であっても、それに対応する税率を下げたり保険料を下げたりしていけばそれで対応ができるんですけれども、そこがなかなか難しいときにはそういう問題が起きる。

その意味では、特別会計で政府の行動がどのぐ

らいまで効率的になるかというのは、ある程度社会経済環境が変化したときにどの程度見直しを柔軟にできるのかという、その問題になると思うんです。

ただ、従来は、硬直的な予算編成が、特に特別会計の場合は、一般会計に比べるとそこを見直すのが難しい、各省庁の既得権益化の一つの温床になっている、こういう問題がありますので、その意味では、特別会計というのを抜本的に見直す機会だらうと思えます。

それで、政府案ですけれども、特別会計の数を、福田参考人の方からも御紹介ありましたけれども、二分の一から三分の一程度に削減するということ、それから、今後五年間において合計二十兆程度、これは一般会計の方へ財政健全化の貢献を目指す、それから、十八年度予算においては三・八兆円活用するという点で、小さいのいいのかが別にして、確かに、無駄を省いて効率的な政府を目指すという意味での第一歩としては評価できる案だと思います。

ただ、これで十分かどうかというのは、もちろん今後の課題です。大胆に特別会計の問題点を見直すところは見直す必要はあるんだらうと思えます。

特に、剰余金等が出ているということは見直しをする場合のシグナルとしては意味があつて、剰余金が発生しているということは、今まで特別会計が想定したことが、社会経済環境が変わってうまくそれが処理し切れていないということですね。そういうシグナルを出しているわけですから、それがどういふものかというのを精査して、必要なものだけを取り込む。

特に歳出の削減に関して言いますと、特別会計を一般会計化することが歳出の削減に効果になるかどうかというのは、それぞれの性質によって必ずしも明確ではないと思えますが、一般会計にするにしても特別会計でやるにしても、いずれにしても、政府がどこまで本来の公的なサービスにきちんとコミットするのか、民間なり政府との役

割分担をまず明確にするというが必要で、そのもとで、特別会計で仮にやるとした場合にどういった形でやるのがよりその事業の効率化に必要かという観点から見直しを今後とも進めていたいただきたいと思ひます。

最後ですけれども、今後の課題として三つほど私見を入れておきましたが、一つは交付税特別会計、御存じのように、五十兆の借入金を抱えています。これは今は多少落ちついているわけですが、要するに、特別会計で借金がじゃんじゃんできてしまった、こういうシステムは非常に問題が多いと思ひます。今後も特別会計で借金をできるといふことになりますと、ややソフトな予算制約の問題が出てきますので、ここは見直していただきたい。

それから、社会保険関係は国庫補助という形で税金を入れているわけですが、御存じのように、基礎年金の国庫補助が三分の一から二分の一に上がるわけですが、本当に社会保険関係に税金をどんどんつぎ込むのいいのかどうかという問題です。

保険料で給付を賄うというのが社会保険の基本的な性質ですので、このようにじゃんじゃん税金を入れるというのは、ある意味では、税金を入れるといながら、一般会計では結果として財政赤字で対応しているわけですから、これは先送りの不安があり得ると思ひます。

それから、最後ですけれども、剰余金、積立金は常に一般会計に活用するのが望ましいかという、これは必ずしもそうではないだろう。原則としては、剰余金なり積立金が余つていれば、特別会計に入る収入を抑えて特別会計自体をスリム化するのが本筋だろうと思ひます。要するに、特別会計の剰余金というのは一般会計の財源調達としてそもそも設立したわけじゃないですから、財源調達は基幹税でやるのが筋であつて、もちろん、余つてどこにも使い道がないんだつたら国債の償還に充てるのが今はいいと思ひますけれども、本筋は、やはり特別会計自体も業務をスリム

化して、それに見合つて収入サイドをきちんと見直すというのが必要だろうと思ひます。

そういつた形で、財政への貢献というのは、本当に中長期的に特別会計の中でお金が余つて、ほかに使い道がないという場合に限定される時、一時的なギフトとして考えるぐらいにしておいた方が望ましいのかと思ひます。

時間が来ましたので、以上で私の説明を終わらせていただきますと思ひます。

○伊吹委員長 井堀参考人、まことにありがとうございます。

次に、桑原参考人をお願いいたします。

○桑原参考人 おはようございます。私は、希望社という会社の社長であります。中小企業のおやじであります。

私は、行政改革にとつて、公共工事の発注や工事監理、そういう内容を改革していくことがとても重要な点と考えておりますが、この改革を押しとどめているものが、建設業者ではなくて行政職員、すなわち官僚である、この点を強くきょうは皆さんに御報告しながら、わずかな提案をさせてもらう、そんなつもりで来ております。

公共工事の改革の視点は、よいものを安くつくることです。安くつく、これがとても重要なことですが、今これが社会の風潮として、悪くというふうに読みかえられている面があります。もう一度繰り返します。公共工事改革の視点は、よいものを安くつくことであります。

しかし、行政職員は、それに反した対策を継続して実施し続けています。この事実を、私は、会社経営者としての体験をもとに御報告することにします。ここでは岐阜市の問題を取り上げますが、全国各地で同様な実態がありますので、岐阜市の問題というふうにとらえずに、これを全国的な問題という視点でお聞きいただいたらありがたいと思ひます。

そのレジュメに沿つて少し話をさせていただきますが、「公共工事の談合問題について」というレジュメであります。この表紙の写真は当社の本社であります。正面の垂れ幕には「談合しない」。それから左下のパネルには「建築費は二割前後安くなる」というふうな表示がされています。これは宣言のためのものではあります。これが私たちの真意であります。

この談合をしない真意を表明している会社が岐阜市の公共工事に参画しようとするどんな処置がとられてきたか、これを報告します。

当社は、平成十三年から、建築工事の指名願を市に提出してきました。その経過を見てみますと、平成十三年から今日に至るまで五年の間に、四十件以上の指名を受けている会社は三十五社前後あります。ところが、当社は、いまだかつて一度も指名を受けておりません。指名がないので指名競争入札には参加できないわけですので、公共工事を競争的にする役割を負えません。

したがって、当社は、一般競争入札それから公募型指名入札にまた参加せざるを得ないんですが、そのような行為を起していきとどきのようになんかできてきたのか、それを少し話したいと思ひます。

レジュメをめぐつて下さい。「談合しない建設会社の岐阜市公共工事における実態」というふうに書いてあります。この報告は、一般競争入札と公募型指名入札に限つたものです。

平成十三年に岐阜市に指名願を出しました。それから指名は一度も来ない。そして、平成十五年五月に一般競争入札が、北東部コミュニティセンター建築主体工事というのが発注されました。当社と丸泰というJVで落札しました。十六年四月になると、西郷小学校及び則武小学校という工事の発注がありまして、その際に、入札応募資格及び条件というのが示されました。今までなかったわけですが、その中に、岐阜市発注の請負金額四千五百万円以上の建築工事を受注し、今施工している会社はこの入札から外すというふうな

初めてうたわれました。これによって受注のチャンスが失つております。それがその下の内容であります。

平成十六年五月に、今の西郷小学校増築工事と則武小学校、それで失つております。それから、十七年五月になると、七郷小学校増築工事というのが発注されました。これは私どもが今工事をしておりませんので、公募型で参加する資格を持っておりまして、入札に参加しました。そして、当社と村瀬建築というJVで落札しております。その後に見見健康増進施設というのが一般競争入札で発注されましたが、同じように、四千五百万円以上の工事を施工中ということで、この入札には参加できませんでした。

平成十八年、ことしであります。四月一日から岐阜市の入札契約制度が改定されました。これは品質確保のための業者選定方式の確立として、総合評価方式が導入された。ここでは一般競争入札と公募型指名入札に限るわけですが、過去二年の工事の成績評価の平均点が六十五点を切つた者は入札参加させないという仕組みであります。

私どもは、この三月に竣工した七郷小学校で、この評価点を、五十四点という今までだれも得たことのない低い点数をいただいております。これによって、二年間、入札のチャンスを今失つております。

それから、五年間一貫して、きょうに至るまで、まだ指名入札のチャンスは得ていません。これについてちょっとだけ補足します。

工事成績が五十四点については、これはどういう根拠によつて五十四点をつけたのか、今、市にその回答を求めています。岐阜市に本社を置く指定工事は百二十社ほどありますが、当社はその中で経番の点数では十番以内に入る位置にありまして、こんなひどい仕事をする会社ではないというふうな自信しております。それから同時に、私どもと二回JVを組んだ会社は、私たちが組むたびに、後の指名がされないという状態が今あります。

こういうふうな今のやり方がどんな行政姿勢に結びついているのか。次のページを開きください。

これは、平成十三年以降の岐阜市建築工事の一般競争入札と公募型の結果であります。とても指名競争入札が多いのは事実でありまして、この左側を見ていただきますと、平成十五年と十七年に当社が落札した、これは青字で記入してありますが、落札率が七六・二八と八三・三一でありまして、当社を外してやった結果の落札率は赤で記入されておりまして、この落札率の平均値は九七・一％であります。このことが、現状の談合を行政自身が維持しながら進めているやり方でありまして、

右のページは、当社が入札した際の数字であります。平成十五年の北東部コミュニティセンターでは、二番手にある会社が業界の代表選手で、私たちに競争を挑んだ結果が出ております。七六・二八％と七九・三六％であります。その右は十七年度で、二年たったときのやり方です。二番手は私どもに競争を挑みません。単独で当社だけが安い数字を入れるというような結果になってしまっております。

このような状況から判断して、今、談合しない会社を排除しなければ、公共工事に依存して存在している建設業が成り立たないのは事実であります。事実であります。その業界要求をもとに、官民が一体になって、談合しない会社の参入を押しとどめる、こういう形で今の行政がなされております。この点については、立法権限を持つ議員諸氏の意思と判断がこの問題を決めていくことになろう、こう思っております。行政職員には行政改革をする資格はありません。

時間がなくなりましたので、あと要点だけ話します。

まず、改革の要点であります。圧倒的に多い指名競争入札を縮小して一般競争入札を限りなく拡大することだ。

それから、入札参加対象地域がとて狭い中で

やっております、これを拡大すべきだ。

それから、入札制限につながっている共同企業体の編成をやめさせるべきだ。

それから、現在とても問題になっているのが総合評価制度の導入であります。総合評価制度というのは、従来、金額が安いだけで落札して、いい仕事をしない、あるいは、優良な仕事をする人がはみ出してしまふ、これを制限する仕組みで議論がなされてきました。それならいいんですが、今、国交省の見解を聞いてみますと、安い金額で入札した会社には、要するにいろいろの制限を加えて、それが悪いように扱う方針が示されてきております。この点については緊急な再考が必要だと思っております。

わけのわからぬ話を中小企業のおやじがやりました。ぜひ立法の参考にしていただけたらありがたいと思っております。

それから、皆さんにお配りするだけなかつたものですから、各会派に一部ずつ、私どもが繰り返して公共工事の改革を訴えておる「飛翔」という冊子をお渡ししてありますから、興味のある方はぜひお読みいただきたい。

期待するのは先生方でありまして、よろしくお願ひします。

ありがとうございます。(拍手)

○伊吹委員長 桑原参考人、まことにありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○伊吹委員長 これより各参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許可します。菅原一秀君。

○菅原委員 おはようございます。自由民主党の菅原一秀でございます。

五十時間以上にわたりますこの行革推進法案の審議、一般質疑、集中審議を経て、いよいよ本日

の参考人質疑に至ったわけでございますが、本日の四名の参考人の皆様におかれましては、新年度何かと御煩多の中、お運びをいただき、ただいまは大変行革に関しての重要な御意見を御開陳賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

今日、我が国は、世界的に見ても、大変スピードあふれる高齢化、あわせて少子化、この人口減少社会に突入をしているわけでありまして、少子化対策は、国家の社会保障三本柱とあわせて喫緊の課題であります。

しかし、最もその根底として重要なことは、財政再建、財政の健全化を力強く進めていくこと。国、地方の長期債務残高は、言うまでもなく、七百七十五兆円、国民一人当たり六百六十六万円にも及ぶ額に上っているわけでありまして、GDP比も一五〇％、まさに先進国最悪の状況にあるわけでありまして。また、国債の国際金融市場における信用につきましては、大変懸念が高まっているわけでありまして、この財政再建、健全化のためには、まずは経済の成長力強化で税の自然増、そして徹底した歳出の削減で政府部門をスリム化していく、そしてその上で国民に行政サービスのカットあるいは負担増を選択していただく、これが自然の流れであると思っております。

こうした中で、簡素で効率的な政府を目指す今回の行革推進法、総人件費の改革、政策金融の改革、特別会計の改革、そして独立行政法人の改革、さらには政府の資産、債務の改革、この五本柱から成っているわけでありまして、これまで議論を重ねてきたところであります。

そこで、まず富田参考人に、富田参考人は国債の専門家でもございますので、この国債の危機的状況と、行革のいわば一番の本丸といえますか、プライオリティー、これをまずお示しいただきたい、こう思うわけでございます。

○富田参考人 ただいま菅原先生御指摘のように、日本の国、地方を合わせました、税金で将来、将来というのは長い先も含めてでありますけれども、償還しなければならぬ政府債務残高は、経済規模の一・五倍にも達しております。他は先進国におきましては、やはり財政の、そして社会制度の持続可能性という観点から、おおよそ大体六割、経済規模の六割前後で推移しているわけですが、非常に政府債務残高は大きい。

そういう中で、やはり日本国債の信用ということも、日本国内においては気がつかないことなんですけれども、国際金融市場では、菅原先生御指摘のように、若干信用が揺らいだ状態が九八年の夏以降続いておるといふ状態でございます。しかも、これから我が国の人口も減少する、急速な高齢化が進むという中におきまして、国民も、社会保障制度を初めセーフティネットの持続可能性を非常に心配しておるわけでありまして。

したがって、私は、今回の行政改革の法案によりまして、まず官がみずからの身を切るということが、これからの大きな、国民が期待するところの改革を行っていく上で非常に重要であるというふう存じます。

○菅原委員 今御答弁がございましたように、官がみずから身を切る、まさにそのとおりでありまして、徹底した無駄を省くということとは万般にわたって遂行していかなければいけない、こう思っております。

そこで、富田参考人に、総人件費改革についてお尋ねいたします。

今回の行革推進法案においては、国家公務員五年で五％、そして地方公務員四・六％純減ということを数値目標にしておりまして、かつ、これから十年間で国家公務員の総人件費をGDP比二分の一に近づけていくという目安も設定しているわけでありまして。

こうして目標を持ちながら、今回、農林統計関係あるいは食糧管理関係など、行政ニーズが変化しているところについては大胆に見直しをする、一方で、出入国管理あるいは行刑施設といった国民の安心、安全のための部門については残す、あるいはややふやしていくといった、いわゆるメリ

第二類第八号 行政改革に関する特別委員会議録第十一号 平成十八年四月十七日

張りのついた改革が求められているわけでございます。

そこで、富田参考人は、行政減量・効率化有識者会議で人件費改革の先頭に立つておられるわけでございますが、先般の有識者会議からの各都道府県のヒアリングを見ておられますと、一部都道府県においてはゼロ回答、合わせると六千八百名ぐらいの数値しか上がってきていない。

目標としては、実数で一万六千六百人を目標にしているにもかかわらず、ある意味では半分にも及んでいない。全くもって、先ほどおっしゃったように、官僚の抵抗、あるまじき、言語道断の状況があると思っておりますが、この点について、先ほどは、地方公務員の削減をすれば、ひいては、それが地方交付税の削減にもつながって、全体の効率をよくしていくというお話もございました。

改めて、この五％、四・六％についての御見解と、今後の、当然これは政治のリーダーシップにかかわってくると思っておりますが、この点についての御見解をお示しいただきたいと思っております。

○富田参考人 国家公務員の定員につきまして、昭和四十年代からずっと抑制されてきておりまして、そういう中でさらに五％ということももって、官僚の抵抗というのも非常に強いことも先生御指摘のとおり事実でございます。

しかし、先生御指摘のように、社会のニーズの大きな変化というものが、そして民間企業では情報通信技術の大きな発展を利用して非常に効率的な運営がなされている、そういうものをやはり行政にも持ち込む必要があるということでありまして、そうした技術を活用するとともに、業務のそれぞれを、本当に国家公務員が担うべきものかどうか。定型的な業務であれば、それを民間に委託するという方法も考えられるわけでありまして、また、独立行政法人が効率的に業務を行うということも現在の仕組みにおいて可能なわけですが、

したがって、業務の性格にまで踏み込んで行政減量有識者会議におきまして検討させていただいております。御指摘のように、ゼロ回答のと

ころが多かったわけですが、財務省、財務省におきましては具体的な数字で回答をいただいております。

やはり、これは先生方の強い御意思がありませんと、有識者会議というところだけでできるものではなくて、国民の強い支持を背景に遂行すべきことだと存じます。

○菅原委員 ありがとうございます。

いずれにしても、五％、四・六％、なし逃げなければいけない、こう思っております。

この法案に対して、先般、民主党さんも対案を出されました。その対案、総人件費改革については人件費を三年間で二〇％削減する、こう銘打っているわけですが、この実現可能性について、労働組合の立場から御所見をお伺いしたいと思います。

○逢見参考人 民主党の考え方についてのコメントでございますが、これは現行のシステムの延長線上で考えると、なかなか、この三年二割というのは非常に難しい数字だと思います。民主党の場合は、それを大胆な分権ということ、国から地方に移すという中で考えておられるらうと思っております。そういうふうな理解をしております。

私も富田先生と一緒に有識者会議の中で今ヒアリングをやっておりますけれども、なかなか五％という数字も、達成することは非常に難しいなと。まして、その中でも国民の負託ということでその努力をしなければならぬと思っておりますが、そういったことを考えますと、現行のシステムの延長線上では非常に厳しい数字だということに思っております。

○菅原委員 五％もなかなか難しい、ましてや三年で二〇％は厳しい、そういう御見解でございます。

時間がないので次の質問に入りますが、いずれにしても、今の総人件費に関しては、一億二千万人が国に人口がいて、公務員が国、地方合わせて約四百万人、人口でいえば三・三％。国民

感情とか国民感覚、国民の判断基準というのは、やはりある意味では九割以上の一般の民間人になるのではないかなと。

例えば、三菱自動車は三年間で二・三％リストラをしました。日産自動車も三年間で一四％、神戸製鋼一七％、東芝、NECに関してはそれぞれ一〇％、大手の銀行十五行に関しても四年間で一四％人員をカットしてきたわけでありまして、もちろん民と官の単純比較は難しいと思っておりますが、いざいざにしても、国民感覚というのはそこら辺にあるのではないかと、これは官民一体、官のための官による改革ではなくて、私ども政治のリーダーシップはもちろん必要でありまして、ともに歩んでいかなければいけない、こう思っております。

次に、特別会計の改革につきまして、井堀参考人にお伺いしたいと思います。

井堀参考人は財政審の特会小委のメンバーでもございまして、ただいまの御説明をいただきました。特会は事業ごとの受益と負担の関係や収支を明確にするというメリットが当然そこにあるわけですが、複雑化して、国民から見たら大変見づらくなっている、こういう現状にあるわけでございます。したがって、昨今、あるいはもうかねてから、省庁の財布であるとか、あるいは利権の温床や天下りの受け皿機関としての指摘ということも免れないわけでありまして、今日、平成十八年度予算、三十一特会の歳出総額は全体で約四百六十兆円、大変な額に及ぶわけでありまして、特会間の重複部分を除けば二百二十五兆円と、それでも一般会計の倍以上のボリュームになっているわけでありまして。

今回の行革推進法案の中では、三十一特会を二分の一から三分の一に減らして、特会にある資産、負債並びに剰余金や積立金を縮減することで財政健全化に目標値として約二十兆円を役立てよう、こういう政策目標を立てたわけでありまして、既に十八年度予算では十三・八兆円、財政融

資資金十二兆、外為資金一・六兆、産業投資、電源特会あるいは農業基盤特会等々、合わせて十三・八兆円の措置をとったわけでありまして。ところが、実際問題、特会の大部分は、国債の償還、ここに百十六兆円、あるいは社会保障四十九・九兆円、地方交付税十九・二兆円を占めているわけでありまして、言ってみれば、意外と無駄を削減する部分というのは小さいわけでありまして。

こうなりますと、やはり特会のスリム化ということをお考えですと、先ほど御説明にもございましたように、社会保障関係あるいは地方財政関係、この改革なくして、あるいはこの改革と同時に進めていかなければいけない。当然のことであると思うんですが、この点、どのあたりに改革を切り込んでいくことがまさにベターなのか、井堀参考人にお示しをいただきたいと思っております。

○井堀参考人 今非常に重要な御質問をいただきましたけれども、特別会計の会計制度を改革することでのかなりの行政改革につながるのか、あるいはそれが結果として財政の健全化、具体的に言いますと財政赤字を縮小する方向に行くのかというの、今御指摘いただいたようになかなか難しいところがあります。

要するに、特別会計というのはいろいろなものがまじっていますから、国債整理基金をスリム化するとどうしても財政的にそこでお金が出てくるわけではございませんので、その意味では、本来特別会計がやっている事業のところをターゲットにして改革をするというのが今回の政府案で、そこで、十二・三兆の中をどれだけ事務効率化のところで効率化するかと、それから、それから、今まで特別会計にたまっている剰余金をどこまで一般会計の方に持つていくことができるかというところ、そこが一つのターゲットになっているわけですが、それがそれで第一歩として当然やるべきことだろうと思っております。

本来特別会計として計上してきたものの中で余っているもの、あるいは積立金が、将来それが特別会計の中で使われる可能性が少ないものは当

然一般会計の方に繰り入れて財政健全化の方に使うのが望ましいわけですし、それから、特別会計の中の事業を徹底的に見直してスリム化して、そこで事業の効率化をするというの必要なわけですから、ただ、金額からいいますと、今御指摘いただいたように、年金とかを含めた社会保険、あるいは地方交付税等と地方のいわゆる三位一体改革、それから、国債整理基金の場合には国債のトータルな管理政策をどういうぐあいにいうか。

これは、特別会計改革とはある意味で次元の異なる地方財政なり社会保障なり国債の管理政策の問題なんですけれども、実はそういったところをより徹底的に進めることが、結果として、特別会計自体が今複雑になっているわけですから、そこをより透明にして、さらに全体として日本の財政再建にも役立つという意味では非常に重要な点ですので、今回、特別会計改革ということで、ある意味で、特別会計の全体像がどういった形で絡み合っているのか、あるいはどこが複雑でどこが入り組んでいるのかということが、ある程度国民の目にもいろいろな形でその情報が開示されたというのは、いいきっかけになったと思うんですね。

これを一つのきっかけにして、特別会計本体の改革ももちろん必要ですけれども、同時に、特別会計と一般会計との絡みであるところの地方交付税の改革であるとか、それから少子高齢化を迎えたところの社会保障、特に保険料と税のあり方をどういうぐあいにするのか、このあたりはぜひ徹底的に、この場で議論するべきかどうかは別しても、徹底的に国会あるいは政府の場で議論していただいて、本場に必要なら、官がやるべきところなどの程度必要なかということも本場にゼロベースから見直して議論していただければと思います。

○菅原委員 どうもありがとうございます。

最後に、富田参考人に国の資産・債務改革についてお尋ねをしたいと思います。

これまで議論してきましたように、大変深刻な財政状況、先ほども御説明あったように、やはり国の資産については売却可能なものは積極的に売却をして、財政再建に最大限役立てていくということは極めて重要だと思います。

平成十五年年度の国の状況では資産約七百兆円、こう言われておりますが、資産圧縮の対象外となっている外為資金、あるいは年金資金運用基金への預託金、あるいは道路、河川などの公共用財産を除くと、よく四百三十兆ということが言われるわけですが、これも大変議論の分かれるところでありまして。

それはそれといたしまして、先般、経済財政諮問会議で、谷垣財務大臣から売却可能な資産十一・五兆円分の提示がなされました。一方で、我が自民党の財政改革研究会においては百二十二兆円の圧縮案を提示したわけでございますが、国有財産として庁舎、官舎あるいは未利用地などの売却等について約十二兆円、一方で、百兆円については貸付金の証券化の案が盛り込まれているわけでありまして、このこともいろいろな場面で議論になってきていることは御案内のとおりであります。

こうした中で、その論議の中で、どうしても普通国債と財投債は償還財源が異なりますから、仮に売却して証券化したとしても、国の財政状況の改善にはつながらない、こういう意見もある。あるいは一方で、いやいや、見合いの負債である財投債が結局減る、落ちるわけですから、国全体で見れば利払いの低減につながるから、これは重要なことだ、こういう意見もあるわけでございます。

この法案の六十条には、「国の貸付金については、幅広い観点からその証券化の適否を検討する」、こう銘打っているわけでございます。今日、貸付金約二百九十兆、このほとんどを占める財政融資資金の貸付金、これを証券化することについて、あるいはその他の分野においても証券化することによって財政再建に資していく、この点

の御所見、御見解をいただければと思います。

○富田参考人 貸付金の証券化について、その適否を検討するというのが法案にございまして、今菅原先生お尋ねの件でありますけれども、これまで企業、銀行におきましては、自分自身の本体で借金をするよりも、証券化をして、いい資産だけ切り出して、それを担保にして借金をするとより低い金利でお金を借りることができるといったのが証券化のメリットでございました。これを国の場合に適用いたしますと、非常に難しい問題に遭遇いたします。

と申しますのも、我が国は国際的には国債の信用力がやや揺らいでいることがあるにいたしまして、国は日本国内においては最も信用力が高いわけでありまして、そういう意味で、民間企業として銀行のようにその証券化をしていくということの意味があるかどうかということについては、さらに検討をする必要がございます。

菅原議員御指摘のとおり、国債には、種類なんですけれども、普通国債と財投債がある。それで、普通国債については将来のプライマリー黒字でもって返済していくということなんですけれども、財投債につきましては、貸出先からの回収金、これは政策金融を行っているところあるいは事業機関からの回収金でもって返済する。利子についても、政策金融機関の利子収入、そして事業機関の料金収入等でもって返済されるという形になっていくわけですね、貸付金を証券化してそれで財投債が減ったといたしましても、国民負担に直接関係するかどうかということもあるわけなんです。

したがって、貸付金の証券化につきまして、財政の健全化に資する、つまり普通国債の償還に寄与するかどうかという観点より検討することが非常に重要であり、いろいろな角度から幅広く慎重に検討する必要があるんですけれども、やはり大事なことは、国民の負担が抑制されるという観点で最優先で重視すべきであるというふうに存じます。

○今津委員長代理 菅原君、時間ですから終えてください。

○菅原委員 はい。

景気の回復が拡大をしておりますが、景気は循環するもので、いつか下降線に至ることもあるわけでありまして、まさに不健全な財政はさらに悪化して景気後退を助長してまいりますから、この景気が好況のときにこそ、国家百年の計に立つて行革推進をしっかりとやっていくことが重要だと思います。

以上です。

○今津委員長代理 これにて菅原君の質疑は終了いたしました。

次に、谷口和史君。

○谷口(和)委員 公明党の谷口和史でございます。まず、お忙しい中、本日の参考人質疑においていただきました、御礼を申し上げます。大変ありがとうございます。

私の方から、富田先生に何かお伺いをしたいというふうに思います。冒頭のお話の中で、官がまず身を切ることが必要である、無駄を徹底的に省くことを国民は求めている、こういうお話がありました。我が党としては、無駄をゼロにしていこうということで事業仕分けという手法をずっと強く求めているわけでありまして、まず、ちよつと総括的に、行政減量・効率化有識者会議において、この事業仕分け、つまり要らない業務の洗い出し、こういった議論はどういった議論が行われているのか、お伺いをしたいと思います。

○富田参考人 ただいま谷口先生御指摘のように、行政減量有識者会議におきましては、個々の事業を、現在国家公務員が担っているものについて、それを国家公務員がこれからも担っていく必要があるのかどうか、定型のなものであれば民間にアウトソースしたらどうか、そしてまた独立行政法人に効率的な仕事をやらすということはどうかということ、個別の事務事業を、先生まさに

おっしゃいましたような形に区分け、仕分けしながら検討することによって国家公務員の減量ということに結びつけようとしております。

例えばでございますけれども、例えば農林統計について、国家公務員が直接農家に向かわれていろいろ庭先調査をやられたりヒアリングをされている。その一方で、国勢調査につきましては、その時期にやはり民間の調査員にゆだねるといったことをやり、そして、その集計については地方公共団体が行っている。そういうさまざまな事業の事務フローを分析しながら、いかなる主体が担うことが一番効率的、つまり国民負担を最小化できるかという観点を非常に重視して、まさに事業の区分けという観点を踏まえながらいろいろと議論を進めております。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。
続いて、富田参考人に引き続きお伺いしたいと思います。

次は、政策金融改革の中の商工中金についてでありますけれども、商工中金につきましては、平成十年ごろの貸し渋り、貸しはがしという中で、そういうあらしが吹く中でセーフティーネット貸し付けなどを積極的に行って中小企業を救った大切な金融機関であります。今後も、完全民営化されるわけですけれども、この中小企業に対する役割の中では非常に大きな役割を担っていくというふうに思っております。

それで、完全民営化ということになるわけですが、自己資本比率を見ますと、十七年の三月現在で七・七八％、それから年間利益が九十二億円で、百億円に満たないということで、財政基盤としては非常に弱いというのが現状かと思っております。今後、財政基盤をやはり強固なものにしていかねばならないと思っております。党としても、政府が四千億円の出資金を出しているわけですから、このかなりの部分を準備金化してしっかりと財務基盤を確保して欲しいというふうに申し入れもしているところではあります。今後、財政基盤を強化していく上で準備金化とい

うことも考えられるのではないかと思うんですが、富田参考人の御意見を伺いたいと思っております。

○富田参考人 谷口先生御指摘のように、中小企業金融ということは、これからの我が国の政策においても大きな重要性を持ったものだということふうに存じます。

その意味で、この法案におきましては、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫につきましては、新しく一つに統合されます政策金融機関において、業務の一部を廃止しながら引き続き政策金融機関として事業を行っていくということとなっております。

極めて具体的に商工中金のことをお尋ねになられたんですけれども、民営化される金融機関の新しい体制は平成二十年度に発足するわけですから、さらにもう五年から七年かけて完全民営化されるということが法案の中に入っております。

その際、完全民営化されたときの、お尋ねの商工中金でありますけれども、どういうビジネスモデルを構築していくべきかということが多分これから検討していくべきかと思うんですけれども、やはりこれまでの、組合組織を通じ、また全国のネットワークというふうなことで培われてきた金融のノウハウということを最大限生かす形で企業価値を高めていくことだろうと思うんです。企業価値を高めるということは、完全民営化によって売却収入が国民に還元されるわけですから、やはり企業価値を高めるということが重要な方策だろうと思っております。

財務基盤の安定化という、谷口先生重要なことを御指摘になられたんですけれども、これまで商工中金は、国の機関として暗黙の政府保証があったので、非常に低い金利で資金を調達することができたわけです。これから完全民営化ということになりますと、自分自身のバランスシートで資金を調達しなければならぬということになるわけです。今谷口先生御指摘のようなことも含め

て、これから民間金融機関とのイコールフットイングという面も重要でしょうし、さまざまな側面からこの詳細設計を検討する必要があるというふうに存じます。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。
引き続き富田参考人にお伺いしたいんですが、現在、資金調達のお話がありましたけれども、現在の貸付原資の資金調達につきましては、そのほとんどが今金融債によるものになっております。今後の円滑な調達という面におきましても、預金による原資の確保には限度があるのではないかと、うふうに思われます。党の方としても、先ほど申しました申し入れの中で、金融債の発行が資金調達のかなめであることを踏まえ、必要な期間、金融債が発行できるよう措置することというふうに申し入れをさせていただいております。

現状を考えると、民営化後も当分の間はこの金融債を中心とした資金調達を続ける以外に道はないのではないかと、うふうに考えるわけですが、富田参考人のお考えをお伺いしたいと思います。

○富田参考人 これまでの商工中金で培われてきましたさまざまなノウハウというものを生かしつつ、完全民営化後は、民間金融機関と競争し、持続可能なビジネスモデルを構築するという観点から、非常に必要でありますので、多面的な検討が必要というふうに思います。

預金による調達の方がコストが安いのか、金融債の方が安いのか、そうしたものを多面的に検討し、組合組織を中心とした中小企業金融というのから、それも含めた新たな民間業態への転換というのを安定的に行っていくことの詳細な制度設計について、多面的な検討が必要であろうというふうに思います。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。
あともう少しです。最後に、特別会計について井堀先生にお伺いしたいと思います。
先ほど、特別会計のメリットという中で、すべての経費を一般会計でまとも計上するのは、予

算編成上の効率性から見ても、情報公開の観点から見ても必ずしも有益ではない、また、国民の監視が特別会計は働きやすくなるというメリットもあるというお話がありました。一方、国民は、特別会計をできれば少なくして、なくして、国民の監視の目が入りやすいようにしてほしいという意見も多いかと思っております。

そこで、自身は、やはり特別会計の改革の中で大事なポイントの一つは透明性を高めるということだということに思っておりますけれども、今後、特別会計の改革の中で透明性を向上させていくにはどういった工夫が必要なのか、御意見を伺いたいと思っております。

○井堀参考人 一つは、会計上の制度といいますが、予算上のいろいろな現状を前提にして、予算やりとりがありますから、そういったものを前提にして、その情報をよりわかりやすく国民に開示するというのはいろいろやり方があると思っております。

今でも、一般会計の予算と特別会計の予算のほかに、それを統合したいろいろな形の情報を財務省等を出していますので、現状の予算制度のもとで、いろいろな会計上の仕組みを省としてわかりやすく国民に開示するための、情報の透明性のためのいろいろな情報公開のツールというのは、いろいろな観点から資金の重複関係を統合して、結果としてサービスの受益と負担がどうなっているか、そういった形の情報開示をやるというのが一つの方法ですね。

それからもう一つは、やはり複雑な会計上の仕組み自体をより簡素化する方向でやるというのが実態的に国民にとってもわかりやすい方法で、つまり、一般会計から入ってきたものを特別会計の方にやって、結果としてそれが本場に必要でないというものは一般会計のままでやった方がいいわけですね。逆に、保険料として入ってきたものや税金として入ってきたものを同じような形で社会保障に使うのであれば、では税金と保険料を最初

から一本にした方がいいとか、やりくり上のいろいろな問題自体を変えろという二本立てがあると思います。

その後者の方は、これはやりくり自体を変えるんじゃないかと、例えば社会保障の制度の中での受益と負担をどうするか、あるいは国と地方の間の交付税を通じたやりとりをどうするかとか、いろいろな形の制度自体の改革とセットでやらないとなかなか難しいと思うんですが、前者の方の情報開示に関しては、最近、かなり財務省等も含めていろいろな形で進んでいると思いますので、より工夫をしてわかりやすい形でやれば、ある程度、今の複雑な制度を前提にしても、それなりに国民にはよりわかりやすい形で開示はできるんじゃないかと、その方向で今後とも進めてやっていただきたいと思います。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。

時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○今津委員長代理 これにて谷口君の質疑は終了いたしました。

次に、北橋健治君。

○北橋委員 民主党の北橋健治でございます。

これまで、本会議を入れますと五十時間以上の国会質疑を行ってまいりました。この行革によりまして、今後、国民生活には大変大きな影響があります。そういった意味で、民主党といたしましては、地方公聴会を含めまして各界の御意見を承りたい、そのように与野党の折衝で申し上げてまいりましたが、残念ながら、地方公聴会の開催で合意に至っておりません。そういった意味におきましては、本日、参考人質疑の形で有識者の皆様から大変貴重な御提言をいただいたことに心から感謝を申し上げます。

私は、限られた時間でございますので、連合の意見参考人に、重要な諸点についてさらに御意見を敷衍してお答えいただければと思っております。

まず第一に、行政改革と地方分権の関係という

ことでございます。

総理のお言葉では、官から民へ、国から地方へということ、官全体を減らすということがあるわけですが、先ほどの、三年で二割、総人件費改革でも意見が出ておりましたが、今のようによちよちよちシステムをいじるぐらいでは、国民の期待するような改革には到底ならない。民主党としては、これは補完性の原理に立って、つまり地域住民の英知を信ずる。明治以来、国が地方に対して、許認可、補助金、情報、そういった観点でいろいろ統制をしてきた社会を根本的に変えない限り、この国の官業のあり方を変えることはできないという意味におきまして、民主党は、補完性の原理に基づく分権改革こそがこの行革の最大の視点になるのではないかと、それによって初めて新たな地平が開けると考えて、対案を提出したところでございます。

そこで、連合としてはこの補完性の原理に基づく分権改革の重要性についてどのようにお考えか、御意見を賜ればと思います。

○意見参考人 補完性の原理に基づく分権改革という考え方については、私も連合としても基本的に一致するものがございます。先ほどの参考人意見のところ、私は、国民生活の安心、安全を公共サービスが責任を持って担うべきだということと申し上げましたけれども、それには、国がやるべきものと、そして地方にゆだねるべきものを明確に分けた上で、特に国民生活に密接にかかわる部分は地方公共団体が公共サービスとして担っているところもあるわけですし、また、それをベクトルとしてやろうとすれば、NPOとか、あるいは公益法人とか、そして民間企業とか、そういうものが担い手となるべき分野はむしろ地方において多いのではないかと考えます。そういった意味では、分権を積極的に進める必要があると思

います。私も連合としては、国がやるべき役割というのは、防災、災害救助、外交、防衛あるいは国民の生命財産を守るサービス、そういった分野、そ

して公権力を伴うサービス、行政、こういったものについては国がやるべきものだと思いますが、しかし、それ以外の分野においては大胆に地方に分権すべきというふうにご考えております。

○北橋委員 大変ありがとうございます。

今のお話の中で官と民のベクトルミックスについても言及があったわけでございます。最初の御発言の中にも、このベクトルミックスに依って国民のための行革を進めるべきだという御視点でございます。その中で、国が担うべきものがあるいは地方が担うべきものというお話がありました。官と民という視点で、具体的に、今後、官業、官が担うべき役割、サービスというのはどういふものになるかと考えておられるでしょうか。もし、つけ加える点があれば。

○意見参考人 先ほどのお答えにも少し補足をしたいと思いますが、公権力行使を伴うものは基本的に官が行うべきだと思っております。そして、サービスの供給主体が複数ある場合に、それを全体調整するコーディネイト機能というのが、これは公共の役割としてあると思っております。

例えば、交通システムなどは、提供主体は、民がやるものもあるし、それから地方公共団体が独自の事業として行うものもあると思っております。しかし、それが整合性のとれる、住民にとって利便性のあるサービスであるための調整機能というものは、地方自治体が役割として担わなければ、いわゆる官の役割としてあると思っております。

また、サービスの供給過多を防ぐという必要もあると思っております。参入を自由にするということ、競争を促すという意味ではありますけれども、しかし他方で、過剰競争に陥って、それがサービスの質の低下を招いたり、あるいは労働条件を悪化させる、そうした懸念もあるわけですね。そうした問題について、やはり官が調整機能を担うべきであると思っております。

そしてもう一つ、セーフティネットについては、これは採算という観点のみで考えるべきものではないと思っております。民間が参入する場合は採算

性ということを考えて参入するわけですが、しかし、セーフティネットとなるべきサービスは、その観点だけではかるべきではない。そういった意味では、これについても官が行うべきものではないかというふうにご意見を申し上げます。

○北橋委員 ありがとうございます。

さて、意見参考人の陳述の中で規制改革にお触れになったところがございました。今も御指摘がございましたけれども、規制緩和というのは、総論において反対する者はいないわけでございますが、やり方によっては大変負の部分、影の部分が生まれてきていることも事実だろうと思

います。そういった意味で、先ほど規制改革の問題点に触れた中で、規制改革、これまで現実に進められてきておりますが、その結果が幾つか出てきておりますが、それに対する検証のシステム、これが必要であるという御指摘がありました。まことに私もそのとおりだと思っておりますが、この点について、御意見がございましたらよろしくお願いたします。

○意見参考人 規制改革について、負の問題点と申しますか、時間も限られておりますので二つほど事例を申し上げます。

一つは、タクシードラック等において参入規制の緩和が大幅に行われました。その結果、確かにタクシードラック料金が安くなった、あるいはトラック運賃も安くなったという部分がありますけれども、他方、影の問題として、タクシードラックの最低賃金が法基準以下である。これは、北海道で業界が自主的に調査したところ、そこに最低賃金違反が見られたということで、今業界としてその是正に努めておりますが、北海道に限らず全国的に恐ろしくあるんだらう。そして、長時間労働。特にこれは、トラック等において長時間労働、それが働き過ぎにつながるという問題がございます。こうした過重労働の問題など、公正労働基準という点で、大幅な参入規制がもたらした負の側面というのがあるのではないかと。

こういった問題について、本来であれば労働基準監督行政がその役割を担わなければならないわけですけれども、しかし、その監督行政が、人数的にいってもすべてを監督できるわけではないということ、実際にいろいろ問題が出てきているんだらうと思えます。

もう一つ、最近問題になった耐震偽装建築の問題があります。

これは、ユーザーである住宅を購入した人にとっては、全くその情報が与えられていない、売り主を信頼してマンションを買ったと気がついてありまして、それが実は偽装だったと気がついたときに補償を求めたとしても、非常に時間もかかるし、そして金もかかる、しかしそこに住むことはできないという状況に置かれるわけです。

そういった意味では、安心、安全が担保されている、保障されているということ前提にして成り立っている社会で、後から実はそれが違っていましたという事は、大変国民を不安と混乱に陥れることだと思います。

これは、市場の中で悪徳な業者は淘汰されるからよいではないかという議論があるわけですが、でも、確かにそういった人たちは市場から淘汰されていくのかもしれませんが、しかし結果として、偽装された建築物が残り、そしてそこに住んでいる人たちはそこから立ち退かなければならないという問題について、どのように解決をするのか。そういった意味では、安心を保障し得るチェック機能というのが重要であるというふうを考えております。

○北橋委員 ありがとうございます。

民主党といたしまして、やりっ放しではなくて、政府の方もフォローアップという形でいろいろなレポートは出てくるわけですが、まずけれども、この規制改革を今後進めるに当たりましては、今逢見参考人が指摘をされた、社会全体の観点からそれとしっかりと検証していくシステムの必要性については、共感するところ、まことに大であります。

さて、特別会計の改革につきまして御指摘がございました。

今回の法案におきましては、政策金融あるいは特別会計全般の大きな見直しの方向性が示されているわけですが、その中で、民主党内の議論におきましても、例えば商工中金や中小企業金融公庫など、中小企業者やあるいは農林漁業者や地域にとって非常に重要な役割を果たしてきた、その公益的機能というのは率直に評価をすべきである、したがって、今後スリムになっていく過程において、大幅な統廃合を民主党も主張しているわけですが、特別会計におきましても重要な公益的機能の認識というものは決して忘れるべきではないと考えております。

そういう観点から、先ほど参考人は、特別会計の中で、特に労働保険特別会計の見直しについて御意見を述べられました。私も、雇用におけるセーフティーネットの果たしてきた役割は非常に重要だと考えるものでございますが、連合としては、現在の特別会計という現行の枠組み、その必要性について、もう一度、そのお考え方を敷衍してお聞かせ願えればと思えます。

○逢見参考人 雇用環境につきましては、最近では、完全失業率も四%そこそこ、あるいは有効求人倍率も好転しているということで、いわば雇用の危機というものは去ったかのように思われております。しかしながら、地域間の格差がございまして、まだまだ北海道、東北といったところでは失業が深刻なところがございます。

また、これが元過ぎて熱さを忘れるということになってはいけません。私ども、失業率が五%を超えた時点がたしか平成十二年ごろにあつたと思えますが、このときに、ヨーロッパで見られるような高失業社会に日本が陥つてはいかないということに対して大変強い危機感を持ちました。そういったときに、雇用保険というのは非常に重要な役割を果たします。

雇用保険は特別会計で積立金があるわけですが、一時、その積立金が底をつくような状況にな

りまして、そこで、雇用保険料率の見直しなど、そして給付の見直しなどを行って、セーフティーネットとしての雇用保険が破綻しないように、機能がいかに確保されるようにということ、その改革に当たって、私も連合としても真剣に検討し、政府に対してもいろいろ要望を申し上げて、その内容も一部実現されました。

そういった意味では、この雇用問題というのは、市場経済である以上、常に失業の不安というのは発生するわけであって、そうした問題について機動的に政策が発動できる必要があると思えます。そういった意味では、一般会計にはなかなかなじみにくいところがありまして、特別会計として行うべきであると思えます。

もう一つ、私は、企業の倒産、合理化といった問題について、これも平成十二年から十五年ぐらいまでにかけて企業が随分倒産した時期がありまして、その問題にも直面してまいりました。中小企業では、破産宣告を受けた際に即解雇となるわけですが、そのときに、給料が未払いであったとか、あるいは約束された退職金ももらえなかったとかという問題が発生します。

そうしたときに、未払い賃金の立てかえ払い制度があることによつて、当座、そうした人たちが生活に困らないようにする給付が受けられる。その上で、立てかえ払いした後の請求権は、国が倒産した事業主に対して請求するというところで、この立てかえ払い制度によつて大変中小企業の労働者の人たちが助かったという部分があります。

こうした労働保険特別会計の機能は、今後とも残す必要があると思っております。

○北橋委員 ありがとうございます。

あと四分でございますが、あと一点、今回、競争の導入、官から民へということで、市場化テスト法案というのが提出されております。先ほど逢見参考人の御意見の中にも、最近の一部雑誌に見られる盛んにビジネスチャンスをおお一部の業者が飯を食えるというふうな、何かそんな感じの話に見えてしまうわけで、国民の観点に立つた行革なのかどうか、こういう視点が大事だという御指摘、全く同感でございます。

その中で、参考人は、今後市場化テストを進めるに当たりまして、三つの原則というものを最低限明確にすべきだという御指摘がございました。良質な公共サービスの安定的な供給と確保、二に、ユーザーによるコントロールが担保されるための制度、そして三番目に、公共サービス従事者がひとしく仕事に誇りが持てる雇用労働条件の担保という三つの原則を指摘されたわけでございます。

この三番目の原則でございますが、これは、当委員会におきましても大変議論が行われたところでございますが、市場化テストによりまして職を失うようなケース、そういった公務員のことを念頭に置かれた問題提起なのでしょうか。その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○逢見参考人 官に限らず民に限らず、あすの雇用が不安な人に対して一生懸命働けといつても、なかなか士気は上がらないと思えます。

そういった意味で、市場化テストの中で官民が競争入札をするというときに、その立場に置かれた人たちというのは、ひよつとすると入札の結果自分たちの職場が失われるかもしれないという不安が非常に高まっている。こうした状況の中で一生懸命働けといつても、なかなか、不安が先に立って、本来あるべき良質な公共サービス、仕事も手につかないという懸念があるのではないかと思えます。

こうした官民競争入札のところ、もし官が落札できなかつたということになると、そこは人員が余剰になるということになるわけですが、これをどのような形で吸収するのか、その責任主体はだれなのかということが非常に重要な論点だと思います。

そういった意味では、私は非常にまだ不安感があります。政府の方はこれを、生首は切らないという約束をしておりますけれども、現実に余剰

人員が発生し、そして、配置転換するのであっても、しかし、定員という枠の中でなかなか配置転換が果たしてうまくいくのだろうか。それから、省を超えた雇用吸収ということが出来るのだろうか。そして、一たん民に移った方が官の方に戻るといふときの保障ができて居るのだろうか。特に、公務員は雇用保険に加入して居ないわけでございますので、そういう人たちは失業者として外にほうり出すことは絶対にあつてはならないと思ひます。

○北橋委員 ありがとうございます。
時間が参りましたので、終わります。

○津委員 ありがとうございます。

○大島(教)委員 おはようございます。民主党の大島です。

きょうは、参考人の方に何点が質問をさせていただきます。まず、桑原参考人、きょうは朝早くから、岐阜からこちら東京までおいでいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほどお話を伺つておられますと、地元の市の受注をされている仕事について、一回受注した後、後から行政がルールを変えるというお話がございました。どうしてそのようなことが行われるのか。やはりそこには結構根深い問題を含んでいるのかなと思ひまして、まず、その点についてお話を伺わせてください。

○桑原参考人 公共工事が談合状態にあつて実際競争がないという事は、多くの方がわかつて居ることだと思つております。

地方議会でも、首長は、談合が発覚しない限り談合はない、要するに、公平に公正に競争的になされて居るような回答がなされて居ます。実態は、一貫して、競争の入らない仕組みが今の自治

体の発注する公共工事の中にあるということである。

私どもは、会社をつくつたときから、談合はない、こういう考え方を示してやってきましたので、私どもが採用されることは、現在、各地で官と民との間で協議して高どまりする形を維持することができなくなるわけですので、その点から我々の参入を制限する。

○大島(教)委員 ありがとうございます。
これまで当委員会におきまして、例えば公益法人改革の法案について議論をしております。公益法人が、この法律が通りますと、今後五年間に、一般社団という登記すればすぐ資格が取れる社団と、公益社団と、県ですと知事が、任命した人たちが公益性が認められるよと認めれば公益社団法人、公益財団法人となりまして、企業の損金算入が認められるような社団ができるようになるわけですね。

○桑原参考人 今御指摘の組織のことは私は存じておりません。

ただ、今の御指摘いただいた内容に関連してちよつと述べますと、建築行政をもちろん公共職員が中心になってやるわけですが、実際は、県なら県に建築事務所協会とかそういう組織がありまして、そこを通して行政指導をしたり、あるいは、特に耐震補強問題の設計とか工事とか、こういうものはそこから仕切られて出ていく、こんな仕組みは残つております。

私どもも、岐阜においてはそれなりの規模の建築事務所をやつてきておりますので、その事務所協会への加入を申し込んだ際に、談合しないということを掲げていますので、入会を拒否されてしまつて、今、国会では、そういう組織に入つて今

とがあるのかなと思つておりました、これは国でも、公益法人改革の中で、事務局のメンバーの方たちを役所の方の出身者で構成すると、中立的に仕事をしてもらおうと思つても場合によっては中立的じゃない観点もあるかと思ひますので、やはりサービスを受ける側の立場の方たちもその委員会の中にいれたいのかなと思ひました。

もう一つ、これは桑原参考人が知つていたら教えてほしいんですけども、これまで当委員会での議論の中で、私どもの政党的渡辺委員の方から、これは国なんですから、建設弘済会というのが各地方局ごとに、整備局ごとにございまして、建設弘済会が、役所の方がそこに入り、そして、その職員の方は民間の建設会社からの出向者で、事務的なものは担つていただいて、それで、役所の仕事をその弘済会が行つて民間の方に発注しているような、そんな事例も御紹介がございまして、大臣からも前向きな答弁をいただいております。

○桑原参考人 定かな形では聞いておりません。ただし、事務所協会に加入する場合は、岐阜の本部以外に地域に支部がありまして、その支部で二社以上の推薦があつて加盟が審議される、そこから、通つたものが本部に上がつて承認されるというような仕組みを持つて居るようです。その中で、漏れ聞かるところによりまして、協調的でないというか、ルールの中にきちんとおさまらない会社というものを入れてはまずいというようなことが中心のようであります。

ただ、今いろいろ動きが出ていますので、今年度は、岐阜県の発注した設計を私どもが一つ受注しました。そんなことをやってみると、当社だけが、やはり金額的なことがわからないでとても安い数字で入れて、あとの五社ほどは二万円、三万円刻みの入札がなされて、当社との間に差がありまして、初めて県庁の改修の一部を受注したというふうなこともつながつております。そんなふうなことが今でもあるということですね。

○大島(教)委員 ありがとうございます。
今の御指摘も、社団法人とか財団法人、その協会のあり方について、今後の議論の中で、公益性の認定の観点のときに、メンバーを拒否するようなどころはなかなか公益性が判断できないということも考えられるのかなというのを気づかせていただきました。まことにありがとうございます。

続きまして、連合の意見参考人に、何点が意見

の偽装問題などが起きないようなことが議論されているようですが、そういうところが今の事実であります。そんなところがいろいろなところにあると思つて居ます。

○大島(教)委員 今の御指摘ですと、役所の下にある公益の社団法人の協会が、桑原社長の会社が入会を申し込んだところ拒否されてしまつたというその事実なんですから、協会の方から理由について桑原社長は何つたケースはありますでしょうか。

○桑原参考人 定かな形では聞いておりません。ただし、事務所協会に加入する場合は、岐阜の本部以外に地域に支部がありまして、その支部で二社以上の推薦があつて加盟が審議される、そこから、通つたものが本部に上がつて承認されるというような仕組みを持つて居るようです。その中で、漏れ聞かるところによりまして、協調的でないというか、ルールの中にきちんとおさまらない会社というものを入れてはまずいというようなことが中心のようであります。

ただ、今いろいろ動きが出ていますので、今年度は、岐阜県の発注した設計を私どもが一つ受注しました。そんなことをやってみると、当社だけが、やはり金額的なことがわからないでとても安い数字で入れて、あとの五社ほどは二万円、三万円刻みの入札がなされて、当社との間に差がありまして、初めて県庁の改修の一部を受注したというふうなこともつながつております。そんなふうなことが今でもあるということですね。

○大島(教)委員 ありがとうございます。
今の御指摘も、社団法人とか財団法人、その協会のあり方について、今後の議論の中で、公益性の認定の観点のときに、メンバーを拒否するようなどころはなかなか公益性が判断できないということも考えられるのかなというのを気づかせていただきました。まことにありがとうございます。

続きまして、連合の意見参考人に、何点が意見

るんですが、この間の入札談合事件の摘発の一つの理由として、改正独禁法の機能が發揮をされているということについては、参考人ほどのようにお考えでしょうか。

○桑原参考人 公取委なんかを含めまして、そういう法的な変化が今の談合を制限する、そういう役割が強くなっているというふうには思っております。

ただ、私の持論を言いますと、実際に建設総投資額が限りなく縮小していく中で、業界そのものも、談合をしているということに価値を見出せないような背景もそれになってきているというふうにも思っております。

○塩川委員 重ねてお伺いしますが、先ほどの冒頭のお話の中で、総合評価方式のこともちよつとお触れになりました。

おとしの秋ですか、公共工物品質確保法、品確法が成立をいたしましたして、それに基づいて総合評価方式などを推進するということが決められたわけですが、私の承知している範囲では、簡易型とか標準型とか高度技術提案型とか、こういうのがあった中で、特にこの高度技術提案型では、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式が多くなるわけでありまして。

高度技術提案型に関する国土交通省の案が三月段階で出されたと聞いておりますけれども、その中身では、これまで発注官庁が独自に積算をしていた予定価格でさえ、ゼネコンの提案をもとにくるとされていると承知をしております。

談合をやめたとしても、いわば技術力にまさる大手ゼネコンが、これまでどおり価格まで設定するような形で高値で受注できるように仕組みに、こういうのを使って現実にははしないかという懸念を抱くんですけれども、現場でお感じになっておられることをお聞かせいただけませんでしょうか。

○桑原参考人 国交省がいろいろ方針を具体化してきています。私は、三年ほど前から長野県の公共工事の仕組みを変える委員会の委員を仰せつ

かって、三年やっております。そういう意味では、今国交省が出しているさまざまな方針の前を長野県で実験してきた人間です。

その中で今のような御指摘があるわけですが、今の総合評価方式は、本来ならば、指名でだれも仕事とれないときはよかつたわけですが、それを広げていきましたから、限りなく安い金額で受注する会社は、今までとれなかつた会社と比べるとよくなつてしまつたという経過があります。それは、技術力だとかその会社の固定費にかかわる、そういう本来の総合的な優良企業であるかどうかは別として、固定費のからない会社がついていく、そのことが実際の工事に悪い影響を与えようというふうなことが議論されて、だから今、安い工事でもとるのが悪いというのではなくて、安い工事でもとつた場合、それ以外の評価の項目と尺度を使って、高いところでも受注ができる仕組みをつくつてきたのがこの経過だと思つています。

ただ、ちよつと先ほど触れたのは、今国交省が、低額入札したところに、おとついの新聞にも出ていますけれども、現場にカメラをつけて監視をするとか、いろいろの制限を今加えようとしています。そういうことは今、建築工事業費を安くするというのを高い状態にしてしまうことになつておつて、だから、そういうやり方ではなくて、違つた評価の項目と尺度で、評価されたところが安いだけでなくて受注できるような仕組みが今求められているのではないか、こんなふうにも思つています。

○塩川委員 その点で、参考人が長野の事例を紹介されました。

ちよつといただいた情報誌、〇四年三月の方を拝見しますと、長野県の公共工事改革の例が紹介をされておられます。確かに、一時、指名競争入札をやめたりJVでの入札をやめるということでも大きく価格が下がるといふことがありましたが、ダンピングじゃないか、安かろう悪かろうじゃないかという批判もあつて、その後いろいろ

る、具体的に質を保証する取り組みということ、改革の努力をされたということを聞いております。ここでも、工事の内容や目的に応じた多様な発注手法の採用ですとか、価格だけでない評価項目を加えるとかということがあります。

その点で、参考人が長野で発注技術等検討委員会の委員をされておられるというふうなここにはあるんですけれども、そういう中で、長野の実例として、具体的にこういう改善の努力があると参考人が評価されている点を御紹介いただけませんか。

○桑原参考人 長野では、指名競争入札を基本的にはやめました。希望型と称してありますけれども、すべてを競争入札に付する、これが原則になつています。それから、長野の土木事務所が九地区に分かれて九地区で細かく発注していたものを、四ブロックに拡大して入札する業者数がふえることをやっています。それから三つ目は、基本的にJVを廃止しています。JVを認めない。四つ目は、全国に先駆けて今の総合評価方式を導入してきたことです。

いずれにしても、九三%か四%だったものが七%を切るようなところまで下がつてしまつて、これでは建設業者が成り立たないのも事実です。それから、ダンピングをどうやら制限できるといふようなことを含めて、いろいろの議論を今重ねております。そして、最低の制限価格を、限りなく下がるのでなくて、あるところでもまるような仕組みにしています。八〇%前後で落札がなされている。

○塩川委員 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

次に、逢見参考人にお伺いいたします。きよの場でもお話しいただきましたし、衆議院の予算委員会の公聴会での逢見参考人からの意見陳述も拝見をいたしました。その中で、「小さな政府の名のもとに、一方的な負担増、給付削減の財政改革を進め、また市場原理に基づく自己責

任原則のもとで個人へリスクを転嫁しようとする方向に政策のかじ取りが行われている」と、今の政府の方向についての指摘があります。その立場から、今回の法案をどういふふうには評価されておられるのか、政府にとつてこの法案がどういふ位置づけなのかというのを、このお立場からお示しただけでいいでしょうか。

○逢見参考人 冒頭の参考人陳述でも申し上げましたけれども、今国民にとつて、安心、安全な社会をつくつてほしい、政府はそのためにその役割と責任を果たしてほしいというのが多くの期待だと思つています。

そういう意味で、公共のサービスというのは、今個人のリスク負担が増している中で、非常にその役割はふえていていると思つています。そのサービスが、良好なサービスが安定的に供給できるということが必要なわけです。サービスの質ということが維持されなければならない。これは、法案にもそのことの部分は書いてありますけれども、しかし、それがどのような形で維持されるのかということについては、政府の行革推進法案を見ますと、やや不安なところがあります。

そういう意味で、サービスの質が低下しないような措置がどのようにとられるのかということについては、より明確な対応が必要ではないかというふうにも思つております。

○塩川委員 ありがとうございます。

それでは、富田参考人と井堀参考人に、同じ質問で恐縮ですが、お聞かせいただきたいと思つております。

小さな政府、大きな政府という議論がございます。これは経済財政白書の中でも、日本そのものは比較的小さな政府だといふ指摘もあります。そういう中で、やはり公共投資、公共事業の比重は大きいという指摘は同時にあるわけでありまして。そういう点で、やはり国際的に見てもいまだに大きい公共事業についてどういふメスを入れているかが必要なのか、この点について、富田参考人、井堀参考人、それぞれお示しただけならばと

思っております。

○富田参考人 お尋ねの、まず大きな政府、小さな政府ということですが、国民の税負担の面では小さな政府ですが、支出を見ればかなり、国際比較で見たら、中程度の制度であろう。

○菅野参考人 公共事業費は半減という形に大幅に縮小されてきております。それでもなおかつ、経済規模との対比で見ますと主要先進国よりもまだ高い水準にあるわけでして、これからは、これまで整備が進められてきました社会資本のストックを有効活用しつつ、そしてやはり公共事業は真に必要なものだけに限定すること、引き続き、抑制、重点化の方向というのが望ましい方向であろうかと思っております。

○井堀参考人 公共事業につきましては、国際的にもGDP比で高い水準ですから、小泉政権になって相対的には下がっておりますけれども、まだ切り込む余地はあると思っております。

きょうも桑原参考人が言ってきたように、公共事業の調達費用は、まだまだ入札方法等を見直せば相当程度下がると思っております、あと問題は、公共事業の中身を時代に合ったものに変えていく、本当に必要な公共事業はあるんですけども、どうも無駄な公共事業が相当まだ残っていますから、中身の改革とそれから調達費用の効率化をすれば、公共事業の総額を引き下げても、それなりに国民にとって必要なものは提供できるのではないかと思います。

○塩川委員 終わります。ありがとうございます。

○伊吹委員長 これにて塩川君の質疑は終了いたしました。

次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社民党の菅野哲雄でございます。参考人の方から貴重な意見をお聞かせいただきまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。最初に、逢見参考人からお伺いいたします。

行政改革推進法の第一条では、この法案の目的が、簡素で効率的な政府を実現することにあるとされておりますが、公務員数、政府支出に占める公務員の人員費、どちらをとっても先進国中最も小さな政府になっていることは、政府も認めております。

○逢見参考人 平成十七年度版の経済財政白書において、政府支出の規模や国民負担の大きさという観点から見た場合、日本は比較的小さな政府であるというふうに述べています。これは具体的に、政府支出はOECD諸国三十カ国中のうち下から六番目、国民負担については下から四番目、また、総務省の出した資料によりますと、人口千人当たりの公務員数は日本は三十五人ということ、ドイツ、イギリス、アメリカ、フランスと比べても少ない。そういった意味では、比較的小さな政府であるということが言えると思っております。

○菅野委員 どうもありがとうございます。

次に、富田参考人、逢見参考人、お二方からお聞きしたいと思います。

○富田参考人 菅野先生から非常に難しい御質問を賜ったわけでございますけれども、安全、安心、国民が非常に大事だと思っております。

○逢見参考人 市場競争が有効に機能していくためには、市場のルールということがきちんとしていなければならないと思っております。

○菅野委員 ありがとうございます。

○逢見参考人 冒頭の陳述でも申し上げましたが、公共サービスの受け手というのは、ユー

本格的には私は正しいと思うんです。しかし、御指摘がありましたいろいろな昨今の問題、その中でチェック機能がきちんと働いていたのか、あるいはルールがきちんとつくられていたのか、その点について、国民の側からすると非常に大きな問題を突きつけているんじゃないかと思っております。

○菅野委員 ありがとうございます。

○逢見参考人 ありがとうございます。

○菅野委員 どうもありがとうございます。

ザ、国民であります。とりわけ弱い立場の人たちが公共サービスを必要としている、セーフティネットを必要としている。そうした人たちのニーズ、声というものがやはり提供者に反映される仕組みがないといけない。

特に、これからサービスの質が維持できるのかということについての疑問があるわけですから、そのことについてユーザーからの声を聞く、そして、問題点があれば直ちにそれを直していくという対応が必要だというふうに思っております。

○富田参考人 先生御指摘のように、まさに国民のニーズ、利用者のニーズというのが非常に重要でございます。

今回の行政改革推進法案では、業務のやり方の改善、より納税者、国民にとって利用がしやすいように、より効率的な業務が行えるようにということでの業務の流れの改善、より安いコストで行う、少ない国民負担で、納税者の負担でサービスを提供することが主眼でございます。事業の改廃、事業そのものをやめてしまうというのはごくごく少数であります。

したがって、単に業務の効率化を行う行政改革推進ということと同時に、やはり納税者にとつて、セーフティネットを長期にわたって持続的に供給するという意味におきましては、財政構造改革というものを今後同時に進めていくことが重要ではないかと存じます。

○菅野委員 最後になりますが、富田参考人にお聞きいたします。

国債の債務残高が今日の状況は非常に厳しいということとは共通認識と、私もそう思っております。先ほどの意見陳述でも述べておられます。今日の状況は、公務員の数が多くからか人件費が高いとか言われておりますが、私は、そのことが原因ではないと考えております。これまでの流れの中で政治がつくってきたことであると考えるのであります。

参考人は、今日の状況に至った大きな要素をどのようにとらえておられるのか、また、先ほどの

委員の質問に対して、官がみずから身を切ることでこれからの改革に重要だと言われておりますけれども、このこれからの改革というのはどういう方向を示すと考えておられるのだろうか、その中に税制改革も含まれていないのかと私は考えているんですが、富田参考人の意見をお聞かせ願いたいと思っております。

○富田参考人 新しい二十一世紀に入ってから我が国の財政の状況を見ても、社会保障関係費が高齢化とともに増加してきたわけですが、それを賄いますために、他のあらゆる経費を削減することによって賄ってきたというのが実態かと思っております。

財政の、国債残高の悪化の原因ということについていろいろ分析してみますと、やはりこれは、高齢化の急速な進展による部分というのが非常に大きいわけですが、また、九〇年代の景気悪化の中で、大規模な減税を繰り返してきたということも税収減の原因となり、歴史的に高水準の国債残高を抱えてしまっているというのが現状であるというふうに認識いたしております。

そして、今後なんですけれども、やはりかつてのように、経済成長ができて、それで、いろいろなところに財政資金を、財政支出を配分すればいいということとは到底考えることのできる時代ではないと思いませんし、また、人口減、そして社会を支える生産年齢人口の減少というのがずっと続いてきているわけでございます。

そういう意味において、今回、この行政改革法案で、やはり公務員数、確かに諸外国に比べて少ないんですけれども、まずそこから改革を行うということによりまして将来にわたって国民がセーフティネットを維持できるような改革を、歳出入一体の改革をするということがこれから必要であるというふうに存じます。

○菅野委員 どうもありがとうございます。終わります。

○伊吹委員長 菅野君の質疑はこれをもって終了いたしました。

次に、滝実君。

○滝委員 四人の参考人には、大変ありがとうございます。私は、新党日本の滝実でございます。新党グループを代表して、質問をさせていただきます。私も、四人の先生方に一通りはやはり意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、富田参考人にお願いをいたしたいと思います。

公的部門においては自律的な資源配分のメカニズムが働きにくい、こういうようなことを御指摘になりました。私は、それがやはり基本だろうというふうにも思いますし、そういう中で、過去、昭和三十九年以来、何度か行政改革が行われてきましたけれども、やはり戦後に飛躍的に伸びた、例えば経済行政を中心とした部分、生産量の確保でありますとか、それを支える外貨の割り当てとか、そういうような観点からの分野がいまだに痕跡として残っている。そういうことを見るにつけても、何とかしなければいけないということとは国民一様にみんな思っていると思うんですけども、この問題と、五年間五％の総人員の削減の問題、その辺の結びつきをどういう格好で議論をされてきているのか、その辺のところのさわりの部分だけでもお聞かせいただきたいと思っております。

○富田参考人 滝先生の御質問でございますが、これまで国家公務員につきましては、長い間、総定員法でもって定員が抑制されてまいりました。しかも、国際的に見れば、千人当たりの公務員数というのでも相対的に少ない。それでも、やはり民間の勤労者から見ればまだまだ余裕があるのでないかというの、これまた、国民からする行政改革への強いニーズの背景となっておると思っております。

そういう中で、見直しに当たりましては、やはり社会構造の大きな変化に対して行政機構が適正な経営資源の配分に対応しているかどうかということについての検証ということから始めることが

重要との観点より、農業の統計とか食糧管理とか、そういった問題、あるいは北海道開発庁等、そういう観点から、五％以上の純減を目指しますために、社会的ニーズが相対的に低下したところをより大きく削減せざるを得ない。その一方で、安心、安全にかかわります部分については、効率化を求めながら改革を行っていくということが重要であるというふうに考えております。

○滝委員 ありがとうございます。大変短い時間でございますけれども、要領よく情勢をお聞かせいただきました。

次に、逢見参考人にお願いを申し上げます。

先ほどの最初のお話の中で、職階制は廃止して新たな能率制度というものを考えなければいけない、こういうような御指摘があったと思うのでございますけれども、具体的に、新たな能率制度というのは、これは議論すれば議論するほど難しさが出てくるわけでございますけれども、その辺のところを連合の中ではどういような議論をされていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○逢見参考人 現在の公務員制度というのは、戦後の占領期につくられたもの、それが骨格になっていると思っておりますが、これは、職階制のもとでそれぞれの職務要件がすべて決められていて、そしてそのもとで定員が決められているという形になっております。これは、分業体制をつくっていくという意味では意味があるんでしようけれども、しかし、そこで人材を、能力を高めて、そしてその人たちが能力を発揮してより高いレベルに持っていくという意味では、非常に硬直的なところがあります。そういう意味では、公務に働く人たちが自分たちの能力を仕事を通じて高めていく、そしてそれが評価され、処遇に生かされるという仕組みが必要ではないかと思っております。

そしてもう一つは、専門能力を持つ人については、これを期間を限定して雇うというやり方があってもいいと思っております。そういった多様な採用

形態をしていくことが、結果的には公務の質を高めることになっていくと思います。そういった人事制度に改革していくべきだというのが私どもの考え方でございます。

○滝委員 御指摘のように、職階制は、確かに戦後新しく取り入れられましたけれども、基本的に、本格的に実施されたことが一番ない。したがって、今の、少数の国家公務員、地方公務員で行政が運用されているというような結果にもなっている面があるだろうと思うんですね。おっしゃるように、職階制を厳格にやったら、これは何人職員がおつても足りないという問題が必ず出てくるわけでございますから、その中で、新たな能力主義、制度というのは、これはなかなか難しい点があるかと思えますけれども、ぜひ連合の方で新しいものを打ち出していただきたいと思えます。

次に、井堀参考人にお伺いをいたしたいと思えます。特会の制度改革の中で、特会制度をつぶすと、そのまた経理内容がわからなくなるといふ御指摘は、私もそのとおりだと思います。その中で、新しい特会制度の整理統合をする際に、幾つかの会計では収入を特会に直入しているような部分がございます。そういった点について、井堀参考人は、どういふようなことをこれから考えていったらいいのかお伺いしたいと思います。

○井堀参考人 特別会計制度、受益と負担のリンクが明確なものについて、それを国民に情報を開示して、それが本場に適切なものかどうかというのをチェックするという観点から考えますと、一般会計との繰り入れが余りなくて、会計に直接お金が入ってきてそこから出ていくようなものについては、特別会計として残すのか、あるいはそれをもう少し独法化してやるかともかくとして、そういった仕組みが必要かどうかについては国民に問いやすいと思うんですね。問題は、それではなくて、入り組んでいるようなところについては、かなり一般会計に依存するようなところにつ

いては、一般会計に整理統合する方がいいたらうと思えます。その意味で、直で入っているところについては、それが本場に特別会計でいいのかどうか、その大きさについて国民に情報開示して議論していただくというのが望ましいと思えます。

○滝委員 ありがとうございます。最後に、桑原参考人にお尋ねをしたいと思えます。いろいろいただきました資料では、岐阜市の問題とか佐賀市の問題とか長野県の問題とか、多彩な御経験を積んでおられますようでございます。特に長野県の場合、基本的に、希望入札と申しますか希望参加は、いわば一般競争入札の変形ということとでずつとやりになっていらつしやいますけれども、これに伴う事務の手間ですね、一般競争入札の場合は、一番議論されるのはダンピングの問題と事務の煩瑣、手間の問題だと思えますけれども、こういった問題については、具体的に経験された中でどういふふうにお考えになつていらつしやるんでしょうか。

○桑原参考人 一般競争入札で事務がふえるといふふうなことは聞いていません。長野県で細かく言いますと、A、B、C、D、Eかな、D、E業者という、数百万の金額で契約する、今まで一回も指名を受けたことのない人たちに指名競争入札制度を今残しておいて、それが事務担当者の煩雑さを今残してしまつておるといふふう聞いております。

○滝委員 大変短い時間でございますましたけれども、四人の参考人の先生方には、それぞれ御意見を拝聴することができました。心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

○伊吹委員長 これにて滝君の質疑は終了いたしました。以上で午前の参考人に対する質疑は終了いたしました。この際、委員一同を代表し、委員長より参考人

の皆様一言ごあいさつを申し上げます。参考人の先生方には、本日は、御多忙の中わざわざ御出席を賜り、貴重な御意見をいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表して、御礼といたします。ありがとうございます。(拍手)

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。午前十一時五十九分休憩

午後一時開議

○伊吹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。午前引き続き、各案審査のため、参考人として、財団法人公益法人協会理事長太田達男君、全日本自治団体労働組合副中央執行委員長長島一宇君、全国商工会連合会会長長清家孝君、日本大学商学部教授永山和君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、委員各位を代表いたしまして、委員長から一言参考人の先生方にごあいさつを申し上げます。本日は、公私ともまことに御多忙の中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただきました。それぞれ、まことにありがとうございます。それぞれのお立場からどうぞ忌憚のない御意見をお述べいただけます。審査の参考にさせていただきます。と存じますので、よろしく御意見を申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。最初に、各参考人の皆様から御意見をそれぞれ十五分以内でお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。なお、発言をされる際は委員長の許可を受けることになっておりますので、御了解ください。また、参考人は委員に対し質疑をすることはできないことになっておりますので、御承知おきをお願いいたしますと存じます。それでは、まず太田参考人をお願いを申し上げます。

○太田参考人 ただいま御紹介いただきました財団法人公益法人協会理事長の太田でございます。どうかよろしく御願いたします。

まず、本日の法案御審議に当たりまして、参考人として意見を述べべる機会をお与えいただきましたこと、深く御礼申し上げます。以下、お手元の私どものレジュメに従いまして意見を述べさせていただきます。

最初に、財団法人公益法人協会というのにつきまして、若干自己紹介をさせていただきます。当協会は、昭和四十七年、一人の民間人が私財を出捐し設立しました財団法人でございます。公益法人の健全なる育成発展に貢献し、もって公共の福祉に寄与することを目的といたしております。具体的には、非営利公益組織に関する相談、出版、研修など支援事業、海外事情を含む調査研究事業、あるいは政策提言活動などの事業を行っております。公益法人制度改革につきましても、当初から今日に至るまで節目節目でいろいろな提言をさせていただいております。これらに関する資料は、お配りいたしました茶色い私どもの封筒の中に一式入れておりますので、後ほどごらんいただければ大変幸甚に存じます。

次に、公益法人制度改革に関する私どもの従来からの主張をかいまんでお話ししたいと思います。まず、本改革の理念と目的でございますが、本来、公益法人というものは、民間による、民間の、民間のための組織であります。従来、民間は、官庁による介入支配が余りにも強く、民間による自由な活動が制約されておりました。今回の改革の目的は、市民の先見性のある創造的自由闊達な公益活動が今後の日本社会にとって極めて重要であり、これを支援し、奨励することが目的であり、また改革の理念でなければならぬということをお私どもは常に主張してまいりました。

次に、主務官庁制度でございますが、現在の制

度は、主務官庁が法人の設立を許可し、設立後も引き続き指導監督するという、他の私法人にはほとんど類例のないほど官俸支配色の強い制度であります。明治憲法による、まさに上と下々の関係のもとにつくられた制度と言つてよいのではないかと思つております。

このような制度を役所が濫用した結果、官製談合、天下り、不当利得の蓄積、不要不急の補助金支出など数々の弊害が出てまいりましたことは、多くの皆様が御指摘になるところであります。

しかし、ここで一つ、ぜひ皆様方に誤解のないようにお願いをしたいわけでございますが、そのような官製法人と一般の民間公益法人とは全く違うわけでありまして、二万六千の公益法人の多くは、民間の知恵、民間の資金、民間の活力でもって日夜活動をしている法人でございます。一部の利権癒着的な目ですべての公益法人をごらんいただくということについては、私どもは大変残念に思つております。

また一方で、公益法人を市民がたくろうといたしますと、何年もの実績が必要だとか、何億円以上必要だとか、この分野では既に他の公益法人があるから重複するのだめだとか、定款の案につきましても枝葉末節について指摘を、しかも小出しにされて、それも省庁あるいは局、課によりまして指導の申身が違ふという、まことに善良なる市民といたしましては、疲れ果てまして、もう設立はあきらめてしまふ、こういう事例は枚挙にいとまがございません。

このような主務官庁制度は、私は百害あつて一利なしと考えておりますので、なるべく早く撤廃していただきたいというふうにと主張をしております。

続きまして、廃止いたしました場合には、その主務官庁にかわりまして、英国におきますチャーリティーコミッションのような、民間有識者から成る独立した中立的な公益認定機関をつくるようにも提言してまいりました。その認定基準は、明瞭かつ具体的に法令で規定し、市民が容易に理解

できる、市民の予見可能性の高い、そういう明確な基準にしていたいただきたいことを主張してまいりました。

さらに、認定、不認定、取り消しなどにつきましては、理由を付してこれを国民に公開するなど、極めて透明性のある、公平性のある、そういった制度の仕組みを私どもは提案してまいりました。

一方、新しくできる公益法人側にも、私どもはいろいろと新しい考え方を提案してきております。新しくできる公益法人制度は、基本的には、団体自治が尊重され、自己責任のもとで自立的な運営ができるような仕組みでなければならぬといふことは申すまでもないと思つております。

さはさりながら、一方で、寄附者、ボランティア、受益者、そして納税者でもある市民一般の方々から信頼される組織でなければなりません。すなわち、あのような立派な団体だから寄附をしよう、あるいはボランティアで協力をしよう、そして、あのような団体だったら税制支援も当然だ、こういうふうな市民の方々が思つていただくような、透明性のある、立派なガバナンスのきいた運営というものが私は必要だといふふうに思つております。つまり、市民に対する受託者としての社会的な責任を全うできるような組織でなければ、やはり公益法人としての資格はないのではないかとこのように思つております。

また、市民の信頼を裏切るような行為があつた場合には、認定取り消しなど、厳正な処置を機敏に対処できるシステムというものも必要だと思つております。

次に、税制であります。そもそも民間公益活動は、他人を愛するいわゆる利他主義と、何の代償も求めない奉仕の精神がその基本にあります。その活動は、福祉、環境保全、青少年教育、学術振興、人権擁護、国際協力、文化芸術など、およそ人々が必要とする社会の多岐にわたる各分野にわたつております。

このような民間が担う公益の活動には、税制による国の支援が不可欠であると信じております。特に、寄附税制について言えば、公益活動における先進諸国はできるだけ市民に寄附してもらおうという税制であるのに対し、日本はなるべく市民に寄附させないようにつくられていく税制なのではないかと疑いたくなる場合がございます。

米国の寄附金優遇公益団体百万、個人の年間寄附金が二三兆円に對しまして、我が国の公益法人二万五千のうち、特定公益増進法人制度の指定を受けているものはわずか九百団体、NPOも、二万五千のうちわずか四十団体しか税制優遇、寄附金優遇が与えられておりません。そして、寄附金の総額も、多目に見ましても大体二千億円程度ということ、余りにも、アメリカと日本との差にため息をつくばかりでございます。

私どもは、このような実情にかんがみまして、公益法人に対する抜本的な税制支援を検討していただきたいと主張してまいりました。そこで、このような主張をしてまいりました公益法人協会といたしまして、本法案、たゞいま御審議をいたしておりますこの法案に對して、どのように評価をしておるかということをおし上げたいと思つております。

本法案、特に、公益法人にとりまして中核となる公益社団法人・財団法人の認定等に関する法律は、主務官庁による法人設立の許可制と設立後の指導監督といういわゆる主務官庁制度を廃止する点では、現行制度に比べて大きな前進であるといふふうに評価をいたしております。ただ、新公益法人のガバナンス等運営のルールや認定機関と認定要件の設定については、市民の団体自治を極力尊重し、民間公益活動を活性化させようとする観点からはなお問題点や不十分な点があり、詳細についてのさらなる解決策が必要ではないかといふふうに考えております。

それでは、どのような問題点をどのように解決していけばいいのかということをお最後に申し上げます。

まず、税制でございます。本来、新しい制度をつくり出すときに、その税制がどのようなものかということがわかりませんと、その制度の総合的な良否を判断することは困難であります。本委員会でも税制に関する質疑が繰り返して出ており、政府答弁にもありますように、まず制度ができて、それにふさわしい税制を検討することが事の順序であるというお考えはそれなりに理解できますが、私ども、現に民間公益活動に携わる者として、あるいはこれから携わろうとする方々にとりましては、その税制がどうなっているのかということのは最大の関心事でございます。

今後の日本社会におきまして、非営利公益セクターが果たす役割は極めて重要でございます。心豊かで美しい、そして品格のある日本をつくつていく、そういう一翼を担う組織といたしまして、新しい公益法人に対する期待は大変大きいと思つております。

公益認定等委員会が、真に民が担う公益活動に専心する法人であり、かつ、しっかりと規律を備えているということを認定される以上、寄附金による民間の資金、民間の知恵、民間の活力が十分社会において生かされるよう、国としても法人税制並びに寄附税制両面から力強く支援することを目指したいと思います。

幸い、昨年の六月に、政府税制調査会の基礎問題小委員会は、寄附税制について立派な報告書を発表されております。

第三者機関が認定した公益性のある非営利法人は原則非課税、これに對する寄附金は寄附金控除、損金算入の対象とする、相続財産寄附についても同様の方向で考える、有価証券など現物にかかわるみなし譲渡所得も見直すという、どうかこの基本方針に沿つて今後なるべく早く詳細を御決定いただきたいと思います。

次に、公益認定等委員会でありまして、何といたしても新制度の柱になるものはこの委員会でございます。

この委員会の委員は、当然、公益活動に十分見識のある民間の有識者から起用されるものと理解いたしておりますが、事務局も大変重要な問題であります。この事務局が現主務官庁からの出向者で構成される寄り合い世帯では、何のことはない、主務官庁制が形を変えて温存されるという結果になりかねません。少なくとも、事務局の主要幹部は民間人を登用し、認定委員会委員長を初め委員が名実ともに事務局の指揮命令権を持ち、民間の公益活動を発展させるという視点に立つて透明性の高い運営がされるような制度設計をお願いしたいと思います。

なお、中央だけではなく地方も、大変重要な委員会です。同じように、地方についての御配慮もお願いをしたいと思います。

それから、政省令でございますが、新制度の組織要件や運営ルールが、新会社法の影響を受けましてか、余りにも過重で重装備と言える部分がございます。例えば、一般社団・財団法では、設立時の役員を選任や設立時役員責任、また諸機関の運営ルールなど、事細かに決められており、一般市民にとっては到底理解不可能と思われる部分がございます。

公益法人と一口に申ししても、大きな法人もございまして、総務省の公益法人白書によりますと、常勤役員が三名以下の小規模法人が全体の半分でございます。こういうような小規模の法人が余りにも負担の大きい煩瑣な手続を強いられるということになりますと、肝心の公益活動ができなくなるということになりますので、その点の御配慮をぜひお願いしたいと思います。

また、公益認定要件や財務的基準の中にも、一部、機械的に適用いたしますと大変問題のある規定がございます。例えば、公益目的事業比率、遊休財産額の算定、収入が適正な費用を上回ってはならないとする収支相等の原則等でございますが、こういったことにつきましては、大部分、政省令に委任されております。政省令に委任されております箇所が何と二百カ所以上ございますが、

この政省令を今後内閣並びに各官庁におきましておつくりになります場合に、どうか、実際の実務を行ってまいります公益法人界など民間非営利団体と意思疎通を十分にされまして立案に当たっていただくように、ぜひお願いいたします。

以上の三点を本委員会が御配慮され、附帯決議により確認し、さらに一定期間後の見直しを図る措置をぜひとも御検討いただくようお願いいたします。

私も非営利公益セクターに身を置く者といましては、百十年ぶりに現行制度が改正され、新しい制度が発足するの機会に、改めて身と心を引き締め、この法律の目的にありますように、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業に専念する所存でございますので、どうか引き続き今後の御支援、御指導を心よりお願い申し上げます。

これで私の意見陳述を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○伊吹委員長 太田参考人、まことにありがとうございます。

次に、君島参考人にお願いたしました。

○君島参考人 自治労副委員長の君島一宇でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

本日は、私も自治労の考え方を述べる機会をいただきました。ありがとうございます。委員長のお話にもございましたように、私は、自治体の現場で起きている実態があるがままにお話し申し上げて、各委員の皆さん方の議論に供させていただきます。

私は、いわゆる行革推進法として市場化テスト法、この二つの法案を中心に意見を述べさせていただきます。まず、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律案についてであります。本法案は、昨年十二月二十四日閣議決定されたものでありまして、総人件費改革の実行計画を含む行政改革の重要方針に基づくもので、特に地方

公務員の定員関係基準の見直しは、過去三十年間の推移において行政ニーズに基づき増員されてきた教育、警察、消防、そして福祉関係の地方公務員について、いわば一方的、一律的に定員削減を強制的なもので、地方分権に逆行するものでない、このような認識のもとで、容認できるものではない、このように考えております。

町村合併特例法によりまして御案内のように急速に進んでおまして、本年、二〇〇六年四月一日現在の基礎自治体数は千八百二十一と、七年前の一九九九年四月一日の三千二百三十二から、何と千四百一十一自治体が姿を消したことになります。

地方公務員の数は、総務省の公表数字で見てもますと、一九九五年から二〇〇五年までの十一年間純減が続いております。その総数は二十四万三千七百人と公表されております。特にこの三年間での純減数は、十萬二千二百一人と突出しております。これを部門別に見てみますと、警察がプラス四・五％、消防がプラス〇・九％であるのに対して、教育、公営企業、一般行政は、それぞれマイナス三・五％、マイナス五・一％、マイナス四・七％と著しく減少しております。その合計は十一萬五千四百一人となっているわけであります。

このような状況は、一方で、臨時、非常勤、パートの不安定雇用の自治体あるいは自治体関連労働者を大量に生み出しております。その数は自治体直接雇用だけで四十万に達し、社協、公社、公団など自治体関連を含めると、何と百万人を超える非正規労働者を生み出しているわけであります。

合併による業務量の増大と職員減による労働の強化は深化をしております。職員総数の純減が続いている中にありまして公務災害認定件数は減っております。毎年三万件を超えているわけでありまして、職員の千人当たりの公務災害認定件数はふえています。このように言えると思っております。中でも、痛ましい自殺が後を絶ちません

で、私の出身の長野県内自治体で、一般行政職で過去二年間に自殺件数は十三件発生しております。これは県内自治体職員の現職死亡の一八％を占める、こういう状況でございます。

このような現場での状況からして、画一的にこう五年間で四・六％の純減を求めるといことは、地域住民に提供する安心、安全、信頼を保障する公共サービスが極めて不安定なものにならざるを得ないのではないかと、そういう危険性が大きいにあるのではないかと、このように考えるわけであります。

政府が進める小さな政府及び構造改革路線は、国民の間に御案内のような格差の拡大と固定化をもたらす、さらに、社会的セーフティネットを一層劣化させるもので、国民全体の生活レベルを底上げするものではなく、この法案には私も賛成しかねる、このように申し上げておきたいと思っております。

二つ目に、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案についてであります。本法案は、官から民への合言葉だけが先行し、国民が享受する公共サービスの質と量はどうかあるべきか、また、国と地方自治体の役割分担などの本質的な議論が欠如していると同時に、見直しを通じて国、地方自治体の事務事業として実施する必要のないものは廃止を促しております。

つまり、公共サービスからの撤退を促すものになつていくわけでありまして。このことは国民生活の安心、安全、安定にどのように作用するのかを真剣に考えなければならぬと思っております。建物、乗り物、食品などの安全と信頼、そして子供、老人、障害者の日々の暮らし、そして何より基本である雇用の安定が、中央、地方の政府に今日求められているのではないかと、このように考えるわけであります。

その上で、私は、いわゆるパブリック・イコール・ガバメントでなければならぬ、それは考えておりません。政府が提案する公共サービスが、マーケットテスト方式で本当に良質かつ安定的な

供給がなされるのか、このところを十分に委員の先生方に御議論をいただきたいと思っております。

そういう観点から、以下、何点かにわたり問題点を述べてみたいと思います。

その一つは、公共サービスは、官が行うにしろ民にゆだねるにしろ、提供する責任は最終的には国及び地方自治体、つまり中央、地方政府にあることを、その具体的内容も含めて明確にする必要があると思います。また、この法案は、良質な公共サービスを利用する国民の権利を充足するための法律である旨を基本理念に規定すべきであるとも考えるわけであります。

二つ目に、廃止の対象とする公共サービスについて、その決定は主権者、すなわちサービス利用者である国民にゆだねられるべきものであって、サービス提供者が一方的に決めるべきものではない、このように考えます。

三つ目に、法第四条の国の関与その他の規制の多くは、公共サービスについて国民の安心と信頼を確保するために設けられているものでありまして、これを必要最小限のものとするということについては、安心、信頼の放棄につながりかねない。このため、徹底した情報開示を制度的に保障すべきである、このように考えます。

四つ目に、法案には、官民競争入札の対象とする事業の決定、サービスの質の向上や廃止の対象とする公共サービスの決定に、主権者、サービス利用者である国民の参画は一切うたわれておりません。公共サービスに従事する労働者の知恵を改革に生かす視点も欠落していると言わざるを得ません。私は、国民のニーズと時代の変化に対応した公共サービスの改革を求めるのですが、これには、サービス利用者の尊重と参画、サービス提供に従事する労働者の雇用安定、生活賃金確保など、労働の尊厳の確保、すなわちディーセントワークが不可欠であると考えます。

五つ目に、官民競争入札の結果、民間事業者が落札した場合の雇用問題については、政府は配置

転換と新規採用の抑制による対応が基本としているものの、本法案上は、行政組織の改廃による過員発生に伴う分限免職の可能性は否定されていないのであります。また、現場で公共サービス提供に従事する多くの臨時、非常勤等職員の雇用については、全く認識が欠落していると言わざるを得ません。公共サービス事業を流動化するにもかかわらず、政府は雇用の流動化への根本的な対処を怠っており、法案は、雇用の二極化をさらに拡大再生産し、社会の安心の基盤を揺るがしかねない、このように考えるわけであります。

以上申し上げ、今後の国会審議に当たって委員会の先生方の重点的な審議をお願い申し上げます。それは、六点でございます。

その一つは、良質な公共サービスを安定的に確保、供給するため、中央、地方政府の責務を重視することを明記すること。二つ目に、公共サービスの利用者となる国民、住民の意見を聴取する仕組みをつくること。三つ目に、公共サービスに働く労働者が誇りを持って働ける労働条件を確保すること。また、ILO九十四号条約の批准を進めていただきたいこと。四つ目に、官と民の公正な競争条件を確保すること。五つ目に、人材の質や水準を重視し、公共サービスの質の維持向上に向けた措置を講ずること。六つ目に、労働者に守秘義務を課す必要がある場合、どのような措置を講ずるのか明確にすることが必要である。

以上六点について、当委員会での十分な御審議をお願い申し上げます。

最後に、公務員制度のあり方について述べるわけですが、時間の関係もありまして、午前中の連合の意見と私どもは全く同様でございますので、詳細は省略させていただきます。その上で、一般職の公務員には、三たびに及ぶILO勧告に基づき、労働基本権を保障する法制度を確立していただきたい。

以上のことを申し上げて、私の意見いたします。ありがとうございます。(拍手)

○伊吹委員長 君島参考人、まことにありがとうございます。次は、清家参考人をお願いいたします。

○清家参考人 たいま紹介をいただきました。全商工連合会長の清家でございます。本日は、発言の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

まず、本題に入る前に、手短かに私どもの組織と小規模事業者の景況について説明をさせていただきます。

私ども商工会は、昭和三十五年に成立した商工会法に基づき、主として町村の地域に設立した経済団体でございます。全国で二千三百四十二の商工会が設立をされており、会員事業者数は約百万、組織率は約六二%となっており、小規模事業者だけの組織率を見ると、実に七割近くの組織率となっております。

国、県等の支援を受け、地域の小規模事業者の経営相談、金融あっせん、税務指導を初め、町づくりやイベントを通じた町おこし、幅広い事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

御参考までに申し上げますと、平成十六年度に全国の商工会の約五千人の経営指導員等が行いました指導、相談件数は、約三百四十七万件でございます。一年間で、経営指導員一人当たり約七百件の指導等を行っております。

次に、小規模事業者の景況についてでございますが、私ども毎月実施しております小規模企業景況調査によりますと、依然一進一退の足踏み状況ながらも改善の方向に向かっております。しかしながら、地方からは、原油価格の上昇等により影響を受けている企業が多く、売り上げは変化しないが利益が低下している、一部の業種に景気回復の兆しは見受けられるものの、業種間格差、企業間格差が広がってきているといった声が聞かれますので、まだまだ景気回復の実感できる状況には至っておりません。

行われるよう十分御配慮をお願いしたいと存じます。

時間が限られておりますので、早速、本題であります政府系金融機関の見直しにつきまして、ユーザー側の立場から意見、要望を述べさせていただきます。まず、商工中金の民営化についてでございます。

我々中小企業者は、バブル崩壊後、民間金融機関から、たつた一夜にして手のひらを返すような仕打ちを受け、民間金融機関に対する不信感をどうしても払拭できるようなことはありません。そのときに我々に手を差し伸べてくれたのが、商工中金などの中小企業向け政府系金融機関であります。

民間金融機関から融資を断られ途方に暮れていた多くの中小企業者が、商工中金があつたから、商工中金が成長性等を見込んで融資をしてくれたからこそであります。あの危機的状況を乗り越えることができたことを感じております。まさに商工中金は、最後のよりどころとして我々を支えてくれたと考えております。

当連合会のところには、全国の中小企業の方々から、民営化後も商工中金のこれまでの中小企業のための金融機能を継続してほしい、あるいは、商工中金が利益第一主義になってしまひ、我々中小企業者が切り捨てられるのではないかとといった不安の声が多く寄せられております。これから詳細な制度の設計を検討していくことになりまして、全国の中小企業者は、完全民営化後も、商工中金がユーザーたる中小企業者のための金融機関であり続けるよう見守っているところでございます。

今回御列席の各先生におかれましては、ぜひ、こうした中小企業者の声を酌み取っていただき、その不安を取り除いていただきたいと考えております。

しかし、中小企業のための金融機関であり続けるといつても、財政基盤の確保にもしつかりとした取り組みをしなければならぬと考えております。行革推進法案の中でも、業務の円滑な運営の

ために必要な財政基盤の確保のために、必要な措置を講じるとされております。財務基盤の整備につきましては、民間化を行ってしまえば、当然商工中金の調達金利が上昇し、結果として、商工中金の財務体質の悪化、これは目に見えているわけでございます。調達金利の上昇は、言いかえれば、貸出金利の上昇に伴って、借り手たる中小企業者が結果としてそのコストを背負うことになりかねないわけでございます。

また、資金調達でございますが、こちらが大きな問題と思われま。現在の商工中金の資金調達構造を踏まえ、今後も安定した資金調達を行えるよう取り組んでいただきたいと考えております。

次に、新政策金融機関関係の統合について御意見を述べさせていただきます。

昨年末に、国民公庫や中小公庫など八つの政府系金融機関を民間化、廃止を含め一つに統合する行政改革重要方針が取りまとめられました。同方針では、中小零細企業、個人の資金調達が政策金融の主要な一つとして重要視されており、我々もいたしましたは安心していらる状況でございます。また、組織の具体的な設計に当たっては、中小零細、個人専門の窓口の設置、または人材育成など、専門性の活用や強化に取り組むこととされております。

我々ユーザーの立場から申し上げれば、今まで長いつき合いがあり、我々の長所や短所を知り尽くしている担当者との人的な信頼関係の構築こそが最も重要なことであります。これがあつたからこそ、中小企業者が、幾度となく襲つてきたあらしを乗り越えることができたと考えております。こうした点が継続されますよう、マル経を初めとする中小零細企業、個人向け小口無担保無保証制度は今後も維持拡大していただきたいと考えております。

具体的なあり方は、今後詳細な制度設計の中で決定されることとされておりますが、この人的信頼関係が今後も継続されますよう、取り組んでいただきたいと考えております。また、中小企業向

け金融機能を新政策金融機関の中心として、その機能を質的にも量的にも十分なものとすよう、ぜひ御検討をお願いいたしますと思ひます。

最後に、危機対応についてでございますが、貸し渋り、貸しはがしが横行していたとき、災害が発生していたときなど、商工中金など政府系金融機関が非常に大きな役割を担つてまいりました。先ほど申し上げましたように、貸し渋りや貸しはがしが行われたときに、商工中金や中小公庫、国民公庫等の政府系金融機関が、我々中小企業に対して円滑かつ敏速に資金供給を行い、多くの中小企業を苦境から救つてきたことは記憶に新しいところでございます。

今回、行政改革法案の中で、新政策金融機関や商工中金等の機関を活用するとの規定が明記されております。今後の詳細な制度設計の中で決定されることですが、特に、中小企業の短期的な資金繰りを支援するための商工中金の積極的な活用をぜひ考えていただきたいと考えております。政府系金融機関についても、中小企業のニーズに応じ、貸出枠を大幅に増加させるなど、いざというときに役に立つ、中小企業に手を差し伸べていただくよう、制度をぜひ整備していただきたいと考えております。

今回の政策金融改革におきまして、小泉内閣の行政改革の流れの中で、政府系金融機関の統合が必要なることは十分に理解しております。行政改革推進法案でも、中小零細、個人への融資機能は今後も維持されることとなつております。今後、詳細な制度設計に向けて検討を行うこととさせていただきますので、我々ユーザー側の意見が、民間化後の商工中金、統合後の政策金融機関の運営に反映されるよう、ユーザー側の立場に立った制度設計を行っていただきますよう切にお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私からの意見、要望を終わらせていただきます。ありがとうございました。
○伊吹委員長 清家参考人、ありがとうございました

した。最後になりましたが、永山参考人にお願ひいたします。

○永山参考人 私は、学校を代表して意見を述べさせていただきます。自分の研究の領域から、きょうの委員会にかかつております案件につきまして意見を申し上げたいと思つております。このような機会を与えていただいたことを感謝申し上げます。私の意見は、主に、本委員会に付託されております五本の法案のうち、行政改革推進に関する法案及び競争導入による公共サービスの改革に関する法案の二本を中心に意見を申し上げます。

今回の二つのこの法案も含めまして、これらの関係領域というものの大きな問題の一つは、公共あるいは行政サービス、これが大きな転換をするのではないかと気がいたします。もしこうした法案が今後実行に移されてまいりますと、行政領域に、公行政と私企業あるいは私営事業者による私行政というような新しい構造が定着するといふふうに考えていかなければならない状況が生まれます。そのように行政サービスあるいは公行政のあり方が多様化するという状況に対してどのような問題が発生するかということ、推測も含めて検討してみなければならぬと考えております。

その際、法案の趣旨は、いわゆる民間化、あるいは企業による行政サービスの運営代行等々が中心な眼目になつていふことを考え、かつ、それらの供給主体の変化といふものが、国民やあるいは公務労働に携わつてきた労働者にとつてどのような意味があるか、こういったことを中心に検討をさせていただきますと思つております。

現在のところ部分的ではありますけれども、公行政あるいは公務の枠組みといふものは、基本的に、憲法及び各関連法と、その所管官庁の中でそれぞれの定められた公務といふものの遂行が行われるわけでありまして、まず基本的な問題は、ここに一定の行政の関与を薄めてい

り、あるいは私企業によつて担うという構造になりますと、そもそも、憲法や、それに従つて成立し、また実施されてきたこれまでの公行政や公務のあり方に新しい関係、すなわち、国家と企業との関係がそれぞれ変化を生ずることになります。

それぞれの公務の種類によりまして変動の内容はさまざま予想されますけれども、国民にとつて非常に危惧を感じますところは、一つの事例を申し上げますと、先般の十一月に発生いたしましたヒューザーあるいは木村建設、姉歯によりまして構造計算書偽造問題と言われる中身の中に、こうした関係の変化がもたらすさまざまな新しい問題領域というものの登場を予想しないわけにはいかないわけでありま。

当然、公務あるいは公行政を執行する担当の公務員にとりましては、その職務や業務内容に関する専門的な知識、コンプライアンスはもちろんのことでありまけれども、その行政遂行に当たつての知識や経験、そういったものの自律的な遂行能力、すなわち一言で言えば専門性が求められるわけでありま。こうした専門性が新たな構造の私行政というところで十分に担保できるような、そうした可能性を今回の改正法の中でどこに見出すことができるかということに、若干の危惧を覚えるわけでありま。とりわけ、国民にとりましては、公務あるいは公行政のサービスの内容の転換といふものが質的に向上するの否か、こういった点の問題を説明していただかなければならない、そうした気がいたします。

特に、公行政あるいは公務のコストの問題は、否定すべくもなく、常に効率的、能率的に実施するといふものもこれまで公務労働の原則として法的にもうたわれてきていふところでありまけれども、今回の改正がもし行われるようになりますと、そこには改めて、これらの公行政、公務のコストの問題に加えて、そのコスト問題に取り組む企業的な運営の導入といふものが行われるわけでありま。

企業は、当然、言うまでもなく、利潤が企業活動の基本的なインセンティブになってまいりますから、それに対応するところの事業の能率というものが果たされない場合に、これらの領域はどのように処遇されていくのか、処理されていくのか、こういう問題が考えられるわけでありまして。加えて、しばしば国民の中には、本意によってではなくて、所得あるいは貨幣の収入が十分でない、あるいは、そうした判断ができない幼少の人間や高齢者というようなものが存在いたします。こうした人々が、独自に新しい形態の行政あるいは公務のサービスのあり方に適切に対応するには、どのような条件が整えられていこうとするのか。市場また行政サービスの圏外に置かれた者にとっては、貨幣的なものに加えて、より精神的あるいは社会的なさまざまな多くの苦痛が生じないであろうか。

こういう点が、さまざまの領域で、例えば労働保険でありますとか、あるいは社会保険関係の領域に既にその事例を多々見るわけでありまして、健康保険等の事業運営の中でも現場に多くの摩擦が生じていることは先生方もよく御存じのとおりだろろうと思ひますし、それらが継続、拡大してまいりますと、問題になっております格差が拡大する危険がございます。そうした格差の拡大のメカニズムに、こうした新しい政策、制度のあり方がどのような作用を及ぼすかを吟味しなければならぬと思ひます。

三つ目は、今回の改正の中で、財政危機等の背景もございまして、低廉なサービスの供給というものがとりわけ大きな課題になっております。それはまた常に追求されるべき課題と思ひますけれども、今回の改革は、企業というものを主としてこの領域に参画させる方向を強めることによつて、とりわけ行政あるいは公務サービスに携わる労働者の賃金水準や雇用形態、あるいは雇用の長期継続性や専門性の確保というものが可能になるような、そういう問題に限界は来ないであろうか。

例えば、一時的に企業がサービスを肩がわりした、事業を実施したとなりまして、その貨幣的効果が十分に出ない場合には、さらに新しい事業者ないしは旧来の公務運営方式に回帰するのかがどうか。こういう点をもつて見ますと、必ずしもそういう方向が選択的に明示されていないように思ひます。

そういう点で、もしこれらが放置されるというような事態になりますと、当然、行政や公務が不十分なために生ずるさまざまなリスク、これらの拡大を大きくしてしまわないであろうか。とりわけ、大きな事例となつておりますチソ水俣のケースや、あるいは先般生じたJR西日本脱線事故等にかかわる民営化の結果などを見ますと、民間企業もしばしば大きな誤り、あるいは事業運営のための問題というものを発生させることは十分認識しておくべき課題ではないかと思ひます。

かといつて、それでは行政依存でよろしいかとありますと、例えば建築材料のアスベストの使用、こういう問題を見ますと、これは必ずしも企業のみ責任とは言ひ切れない部分がございますし、国家やあるいは行政の失敗という範疇でくられる問題を含んでいるものと思われまます。

また、私も強い関心を抱いてこの間若干検討をいたしましたトンネルじん肺事故などに際しまして、民間企業が問題があるというだけではなくて、公共事業、とりわけトンネルを建設するに当たつての、これまでの労働の態様を決定する基準づくりというものに大きなマイナスが、このマイナスがもたらしたリスクが、実はトンネルじん肺患者の企業による補償及び国家補償が求められているという状況を生んだものと考えられますが、今回の行政改革あるいは市場化テスト法の中で、こうした過去の失敗というものを評価した改善策あるいは検討がなされることを期待したいと考えております。

そして、これまで、既に第三セクターや民営化の方向が多様な形で法として追認されることが行

われてまいりました。つまり、公行政と私行政、そういうものを共存させた状態の公務サービスが拡大してきたわけでありまして、このような場合に、それらのサービスを有料または無料で受ける国民の側の、サービスの受け手のさまざまな意見や工夫や改善の要望というものを企業という組織が十分に受けとめられるのかどうか、こういう点の問題を感じないわけにはいかないわけでありま

す。とりわけ、こうした領域は、単に直接サービスを受ける人たちの意見が直接反映されにくい場合もございまして。例えば保育行政などになりますと、サービスを直接受けている子供は、そのサービスの提供者あるいはその管理を行っている行政に対して自分の意見を申し述べることができない場合、これらが考えられます。そうした自己表現に限界がある場合に、サービスという一種の市場化、マーケットの中で取引されている関係の中で、いわば主権者として、あるいは消費者として対応し切れないようなサービスに対して、民間企業が介在した場合にどのような回復あるいは苦情を申し述べるルートが設定できるのか、こういうことも事前に準備されなければならないように感じまます。

過去に民営化されたりした事業の幾つかを拝見いたしますと、それらの改善あるいは問題が発生する仕組みについて、説明が十分でないばかりか、企業秘密というものを壁にしてそれらの内容が説明されないというケースもあるように思ひますし、また、従事する十分な専門性や訓練を受けていない労働者がこれに携わるといふケースになりますと、そのもたらす問題の解決をどのようにしていくのかというルートも、企業任せにゆだねていかどうかということが不安として見通さなければならぬと思ひます。

また、何よりも、もし収益が上がりません場合には、必要な公共サービス、公行政が消えてしまわないかということが考えられますし、とりわけ、行政サービスの改革法案の中では行政の仕分けと

いうことが言われておりますが、この仕分けの物差しというものがどのようなものになるのか。民間ではできないかどうか、そのできるといふ内容の問題が必ずしも自明ではないというふうに思われます。

こうした幾つかの不安な問題につきまして、ぜひ御審議をいたたくことを希望いたしますと同時に、特に今回の行政改革法案の中では、いわゆる解決の方向という改善の方向がプログラム化されて、これから審議する、こういう法の趣旨になつていようございまして、それは果たして国会というものの機能が十分立法機能として果たせていくのかどうかということも気になります。もちろん、これは先生方がいらつしやいますから、そういう心配は要らないことだと思ひますけれども、杞憂であればもちろんよろしいわけですが、そうした問題を感じる次第です。

したがうしまして、これらにつきましても、行政とあるいは国会との関係というものが、やはり三権分立の仕組みの中で有効に機能していくことを改めて念じたい次第です。

以上が問題の幾つかでございますけれども、そのほかたくさんこのようにした領域を全部検討するのは大変だということも改めて自分でも実感いたしました。本委員会が有効な審議を十分尽くすことを念じまして、私の意見とさせていただきます。

(拍手)
○伊吹委員長 ありがとうございます。

以上で四人の参考人の方々の意見の開陳は終わりました。

○伊吹委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木淳司君。

○鈴木淳司委員 自由民主党の鈴木淳司でございます。参考人の皆様におかれましては、大変御多用の中、本委員会にお出かけをいただきまして、また

先ほど来、それぞれ御専門の見地から貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。

時間も限られておりますので、早速質問に入りたいところですが、その前にまず、この一連の行政改革推進関連法案並びに今我々が迎えている今日の課題というものは何か、それについて自分たちの理解を冒頭少し述べさせていただきますと思います。

小泉政権が誕生して約五年になります。この間、三位一体の改革、年金制度改革、そして昨年の郵政民営化等さまざまな制度改革に取り組んでまいりました。御案内のように、昨年初めて我が国は人口が純減に転じました。加えて、世界で最も高齢化の進行が速いわけでありまして、これはもはや明白であります。人口の年齢構成が大きく変化をする、必然的に負担と給付の関係の見直しをせざるを得ない。また、今日の危機的状況にある我が国財政、これを一日も早く財政構造の改革を進めて、それぞれ持続可能な社会保障制度並びに持続可能な財政構造に転換をしていかなければなりません。

そうした中で今回の一連の法案の審議がなされております。プログラム法で具体性に欠けるといふ批判も一部ありますけれども、それゆえに基本理念の確認が今重要であると思えます。小泉改革の象徴として、官から民、中央から地方、民間にできることは民間にという言葉がよく挙げられます。今我々が取り組んでいるのは、官と民という対立概念ではなくて、官と民、さらにはその中間的な存在も含めて、官民挙げて、公、いわゆる公というものをいかに構築していくのか、そうした挑戦であるのかというふうな思いわけでありまして。公という領域を、官民挙げていかに、そしてまた国民挙げていかに構築をしていくのか、その観点から、以下質問をさせていただきたいと思えます。

まず、太田参考人に伺います。
本日、大変詳細な資料もちょうだいしました

が、太田参考人は、これまで公益法人協会の理事長として、長年公益法人の健全な発展や円滑な運営のための指導並びに広報啓発活動について大変努めてこられました。その理事長の御経験から、今回の公益法人改革の意義について、まずどのようにならなければならないのか。多くの公益法人が懸命にその目的遂行に向かって努力をされているものと承知しますが、残念ながら、KSD事件を初めとして、公益法人には幾多の不祥事があつたのも事実であります。それでは、それは現行の公益法人制度のどこにその原因があつたからと考へておられるのか。現行の公益法人制度における問題点、そして今回の制度改革の意義について、確認の意味で改めて太田参考人の御意見を賜りたいと思えます。

○伊吹委員長 太田参考人、簡潔に、要点をお願いいたします。

○太田参考人 鈴木先生、どうもありがとうございます。

大変重要な問題を御指摘いただきまして、とつさのことでございまして、私はどのようにお答えしているのか、やや戸惑うわけですが、今回の公益法人制度改革の意義、理念、趣旨というのは一体どこにあるのかということでございます。

これは、私、鈴木先生がおっしゃることと全く同感でございます。やはり、民が担う公共といましようか、公共というのは決して官の独占物ではなくて、民間が担う領域が必ずあるはずである、むしろ民間が担った方が国民経済的には効率的であるという分野が必ずあると思っております。

それから、先生の御表現の中で、官とそれから民、それからその中間的なもの、こういうふうにおっしゃいましたが、実はその中間的なもの、私は非営利の公益セクターだと思えます。世の中というのはやはり、政府、公共部門の第一セクターと、それからいわゆる営利部門、プロフィットの世界である市場部門である第二セクターと、それから非営利の公益のセクター、第三セク

ター、この三つがうまく回転し、協力し、あるときは対立することも必要だと思えますが、それぞれ分担し合いながら、お互いにそれぞれ特徴がございますから、それを補っていただくことが必要だろうというふうな思っております。

それから、KSD事件に見られるような不祥事がなぜ起こつたのか、どこに一番問題があつたのかということですが、これは、何といたしまして、ガバナンスとかディスクロージャーとか、その辺の規定が旧民法では非常に少なかった。もともとそういうコンプライアンスとかディスクロージャーとかガバナンスとかということについての概念が明治憲法下、明治時代にはなかつたということもございまして、非常に規定が薄い。したがって、規定が薄いということも、もう一つは、やはりそこに携わる方々の意識の問題ということもあつたんじゃないかと思っております。

それから、官庁がみずから許可をし、指導監督をいたしますから、何か不祥事が、事件があつてもなかなか取り消さない。取り消しますと、指導監督しているじゃないか、許可をしたじゃないかという自分たちの責任になる。そういったことがいろいろ複合的に原因いたしました。そういう問題が発生したんだらうと思えますが、今回の新しい改革ではそのあたりを根本的に解決していただきたい、このように考えます。

○鈴木(淳)委員 現行の公益法人は約二万六千ありと言われているんですが、新制度への移行に伴って、果たしてどの程度の法人が公益社団、公益財団法人への認定を求めるとお考えでございましょうか。また、公益性の判断というものが、これまで所管官庁から有識者で組織される公益認定等委員会にゆだねられてきた、その運用が今回の制度改革の成否を分ける、まさにその根幹であると思えますが、その人選並びに事務局等の運用上の留意点についてお聞かせいただければありがたいです。

○太田参考人 鈴木委員の次の御質問でござい

ますが、二万六千の現存する公益法人のうち、新しい制度になつてどれくらい認定が受けられるのかという極めて難しい質問でございまして、私が二万六千の自身を全部承知しておりますとここで正確に答えられないのでございまして、これは、何とも言えないということしかここでは言えないかと思えます。

私は、ただ一つだけ鈴木先生初め皆様方に申し上げたいと思うんですが、従来どうであつたかということとは今回は問わないでいただきたいと思つてます。やはり一番問題なのは、従来いろいろ共益的なことをやつて、あるいは営利企業的なことをやつて、ガバナンスが非常に問題だという企業とかそういう団体であつても、今後、新しくできる公益認定要件、十八要件でございますが、それに照らして立派な公益法人に生まれ変わっていただければ、ぜひそれは合格させたいと思つてます。過去がおまえは落第生みたいだったからというんじや、いつまでたつても、勉強しても合格できないわけでございますから、一生懸命勉強すれば合格できるようなことにしたいとお願いしたいというふうに思っております。

それから、委員会の、何といひましようか、運営が制度の成否を握つておられるということは、まことにお願いしたいと思つてます。これは、私も先ほどの冒頭の御説明でも申し上げましたように、委員は当然でございまして、事務局の主要なメンバーは民間人から登用するという、民間色豊かな委員会にしていただくことが私はぜひとも必要である、主務官庁からの出向の寄り合い世帯では旧主務官庁制度の温存になるというふうな言わざるを得ません。

以上でございます。

○鈴木(淳)委員 それでは、太田参考人に税制について伺います。
公益法人の活動の活性化は、何といつても、寄附文化の醸成を促す税制、その他活動支援のための税制措置が不可欠と考えられます。今回の改正

では、その部分の詳細設計は先送りの感がありま
すけれども、果たして、今後どのような具体的な
措置が必要と考えられますでしょうか。昨年の政
府税調に盛り込まれた、公益性の認定を受けた全
法人を寄附金控除の対象にする方針についてのど
のような感想をお持ちか、望ましい税制のあり方
についてお答えをいただければありがたいです。

○太田参考人 鈴木先生の三番目の御質問でござ
います。税制でございます。

税制につきまして、今回、ワンセットでこの委
員会で御審議していただけないというのは大変残
念に思っております。しかしながら、法律の中
にもそういう支援する税制を今後考えるというこ
とも書いていただいておりますので、ぜひ、その方
向で実現を図っていただきたいと思っております。
何といひましても、公益法人にかかわる法人
税の原則非課税、これは最低、ぜひお願いをし
たいというふうに思います。

それで、収益事業につきましては、本体にかか
わる収益事業をどうするかというところが今後十
分検討される必要があるかと思っております。収益事
業であるからといって、本来、公益目的にかかわ
る収益事業まで課税していいのかどうかという
点について、私は非常に疑問を抱いております。
それから、いわゆる財団法人にとりまして基本
財産の運用ということ、これはもう死活問題で
ございまして、それに対する源泉徴収税の非課税
ということ、従来の方針を御継続いただきたい
と思っております。

それから、寄附税制でございますが、この寄附
税制が一番日本の税制にとりまして公益先進国か
ら比べておこなわれている部分でございます。ぜひ寄
附税制を充実していただきたい。これは、いわゆ
る生前の寄附だけではなくて、遺贈とか、それか
ら相続財産からの寄附とか、あるいは中小企業
等々のオーナーがみずからの株式を寄附すると
か、こういったことについても一定の支援税制を
構築していただきたい、寄附文化の豊かな日本に
ぜひしていただきたいというふうに思っております。

○鈴木(淳)委員 それでは続いて、清家参考人
にお伺いしたいと思います。

先ほどの陳述では、これまで政府系金融機関が
中小企業、零細企業を支えて、その資金調達に
滑化に大変大きな役割を果たした、そういう評価
があったかと思いますが、今回の行革推進法案で
は、政策金融機関を再編して新たに一つの新政策
金融機関を設ける中で、中小零細企業の資金調達
を支援する機能が承継されることとなりました。

一方、先日提出されました民主党法案におきま
しては、新政策金融機関には、これまでの直接貸
し付けをやめて、原則として債務保証や利子補給
に限定すべきであるということになりましたけれ
ども、債務保証のみで資金調達が賄えると思え
ておられますか。

○清家参考人 たいだいまの質問にお答えいたしま
す。

全くそういう機能は果たされぬというふうにか
えておられますので、よろしく願います。

○鈴木(淳)委員 民営化される商工中金について
お尋ねをしたいと思っておりますが、今回の行革推進法
案第六条におきましては、商工中金は完全民営化
される、こういうことになりましたけれども、そ
の第三項に明記されましたように、民営化に当
たって、円滑な運営のための財政基盤確保と、機
能の根幹を維持するための必要な措置をとるとさ
れております。

商工中金の自己資本比率は現在七・八％程度、
民間の大手都銀は約一・二％、地銀は約一〇％
とやられておりますけれども、それよりも低い水
準でありまして、それは、ある面で、中小企業を
身を削って支えてきた、そういう証左であるかも
しれませんけれども、そういう水準であります。
本来、商工中金の民営化に当たって内部留保を高
めて自己資本比率を強化していかなければならな
い、そういう段階にあると思っております。

平成十六年度末における資本金五千七百七十二億
円のうち、政府出資が四千五百十三億円、組合出資

が千百十八億円あり、もしこの政府出資を全部売
却するとすれば、その配当負担だけでも大変にな
るはずでありますので、税引き後の利益をすべて
配当に充ててもなお不足をする、そういう状況に
なるように思われます。

これでは民営化の実現が事実上不可能である
というふうには言わざるを得ないと思っておりますが、それ
につきましても、政府出資の約四千億円のうちでか
なりの部分については、出資金ではなくて、配当
を要しないで自己資本に算入できる例えは準備金
のような形で商工中金に残すことが必要ではない
かという考えがおりますけれども、ユーザーたる
中小企業の代表として清家参考人はいかにお考え
なのか、その御所見を伺えればと思っております。

○清家参考人 それではお答えいたします。

財務基盤につきましては、政府出資をどうする
かが大きな問題と考えております。現在、政府出
資が約四千億円ございまして、これをもし全部売
却してしまつと、配当負担が経営に大きいのしか
かかってまいります。それで全部引き揚げてしま
えばという意見もあるように思われますが、自己
資本比率が今おっしゃられたように大変低いわけ
でございますので、金融機関としての立ち行きがな
らなくなつてしまいますので、そうなることをま
え、借り手である我々中小企業に大きな被害をも
たらすことになっております。

自分の経営者としての経験に基づいて申し上げ
れば、例えば政府出資のかなりの部分を準備金化
するなど、配当負担を抑えるいろいろな工夫の仕
方があると考えております。とにかく、商工中金
に一定ある約四千億円を今後とも活用できるよう
に、後顧の憂いのない、商工中金が我々中小企業
者の融資に邁進できるようにお願いしていただき
たいと考えております。

○鈴木(淳)委員 ありがとうございます。

それでは、君島参考人にお尋ねしたいと思います。

今回、公務員の総人件費改革、国家公務員五年
間で約五％以上純減、地方公務員で四・六％以上

の純減、給与制度の見直しによる人件費の削減と
いうものが打ち出されました。公務員の人件費改
革について、まず、君島参考人に基本的な御認識
をお伺いしたいと思っておりますが、労働組合
ではよく労使協議、労使交渉という言葉が使われ
ますけれども、公務員、公務労働者の場合の労使
の使というのは、一体だれだと思っておりますか。

○君島参考人 公務員の世界では、国家公務員も
ございまして、地方公務員もございまして。私ども
自治労に関係する地方自治体でいきますとそれぞ
れの基礎自治体の首長、あるいは公営企業でいき
ますと管理者、そういう立場におられる方々が使
を代表するというふうには考えております。

○鈴木(淳)委員 形式上は私もそうだと思いま
す。しかし、実際は本当にどうなのかということ、
私は、地方自治体でいえばそれは本当は市民であ
り、国家公務員であれば国民ではないかというふ
うに思っております。したがって、いわゆる公の場
で議論をする中で市民が納得をすればその待遇は
いいでしょうし、国民が納得をすればそれもいい
かもしれませんけれども、大変厳しい民間経済を
反映して、公務員の待遇には大変厳しい批判があ
るのも事実であります。市民が納得をすればいい
のであります。市民が納得をすれば、これは改
善をしなければいけないということになるのかと
思っています。

公僕、公のしもべという言葉があります。実際
は、ほとんどの公務員は本当にまじめに公務の遂
行に当たつておられるものと思っております。しかし、
残念ながら、大阪市の事例にあるように、多くの
市民、国民が、公務員の待遇については民間では
考えられないような手当や厚遇があるということ
で、怨嗟に近い感情を抱いているのもまた事実で
あります。

したがって、この辺を厳しく踏まえて対応しな
ければいけないのかな、こう思うわけでありませ
んが、公務員の側からの行政改革の努力というもの
は一体どのようなものかというふうにお考えでこ

ざいまいしようか。恐らく行革の必要性は否定をされなないと思ひますので、公務員の側からの行革努力についてお考えをお聞かせくださいませ。

○君島参考人 意見陳述の折にも、国民のあるいは市民、住民のニーズに基づいて、また時代の変化に対応した行政の改革は必要である、こういうことを申し上げました。

私は、公務の場においても労働組合と使用者との間で話し合いが行われ、そして合意した内容については基本的に尊重されるべきものである、こういうふうにご考へます。ただその際、その合意した内容について、市民、住民を代表する議会の承諾を得て、そして実行されていくべきものである、このようにも考へておられます。

先生の御指摘の公務員の側から、働く側からどのような行政改革が必要なのかということについては、これは私も、まあ自治労という労働組合もそうでありませうけれども、自治体改革をどのように進めていけばいいのかわからないことなどについて、およそこの十年間、内部で大きな議論をしてまいりました。これは、福祉という、医療にしろ、あるいは農政、土木、建設というそれぞれの事業部の職場において、日々の労働を通じて、ここはどのように改革した方がいいぞということ、労働組合といえども理事者側に提案していいことではないか、そしてその地域が、本当にこの地域に住んでよかった、あるいは長生きしてよかった、そう言われるような行政のサービスでありたい、こういうことをこの間も労使の話し合いで提案してきた、そういう活動をしております。

○鈴木(淳)委員 ありがとうございます。先ほどの君島参考人にお伺いしたいと思います。先ほどの君島参考人もそうでありましたが、いわゆる市場化テストについては大変厳しい御評価であったのかな、こういうふうにお思ひなされておりますが、行政に効率性の観点を導入することはそもそも悪でございませうか。

○永山参考人 公務員法の中にも効率ある職務遂行という趣旨が書き込まれておりますし、当然各

労働者もそのように自覚しておられると思ひますけれども、すべてがそうだとおもうには言えない場合もあるかもしれませぬ。

やはり現場のさまざまな意見を伺いますと、例えば建設や土木の関係の領域ですと、年度ごとの予算執行の時間的な波というのがございまして、工事の種類によりまして、早目に発注できるものから、年が明けて工事からかなければならないというような場合に、その山と山の間の谷間というふうなもの、業務の不規則性というものが、これをどのように処理するか等、現実にはさまざまな要因によって効率あるいは効率というものが規定されている面があると思ひます。

すべての波を前提にして雇用関係、コスト関係というものをつくり出すとすれば、これは公務員の生活が成り立たないという事態も起きますので、この辺の間をどのようにとるかということも労使ともども考へていかねばならないこととして、今後も予算制度その他の改善を通してこういった問題の解決を双方で図っていかねばならない、そういう課題はあろうかと思ひます。

○鈴木(淳)委員 永山参考人は、先ほど、過去のいろいろな失敗の事例から学んで、それを改革を進める上で具体的に盛り込んでいかねばならないという御指摘があったと思ひますけれども、それを具体的な形で言うならばどんなことなのか、ぜひそれをお示しいただきたいと思ひます。最後に、先ほど私が申し上げましたけれども、これからいわゆる公というものをどうつくるかという今議論をしておるわけでありませう、公というものをつくるに当たって、いわゆる官の側の努力あるいは官の、公務員の側の努力というものについてはいかがお考へか、お聞かせいただければと思ひます。

○伊吹委員長 永山参考人、簡潔に答えてください。○永山参考人 官の側の努力あるいは公の側の努力、この中身を具体的にということでございますが、今回のこの法案の中で非常に議論していただ

きたいと思ひますことは、やはりサービスの受け手の意見というものをうまく吸い上げる組織といえますか機構といえますか、そういうものを通して、その財政の運営のあり方から業務の進め方、あるいはそこにある無駄や無理というものをいかに発見し改善するか、そういうことをサービスの受け手の側からの意見もぜひ聞けるような、そういう関係をつくっていただくように希望しております。

○鈴木(淳)委員 時間が参りました。これで終わります。ありがとうございます。○伊吹委員長 以上をもちまして鈴木君の質疑は終了いたしました。

次に、榊屋敬悟君。○榊屋委員 公明党の榊屋敬悟でございます。きょうは、四人の参考人の皆さん、本当にありがとうございます。御苦勞までございます。きょうは、私も、時間が短いので端的にお伺いをしたいと思います、全員に御質問できるかわかりませぬ。最初に、太田参考人にお伺いをしたいと思います。

太田参考人には、きょうは本当にありがとうございます。実は、この行革推進法案あるいは公益法人制度の改革法案、今日この場を私はここ二、三年ずっと想定しながら作業してまいりました。公益法人協会の理事長が恐らく参考人でお出になるだろう、その席で、私は反対である、こんな法律はやめてもらいたい、こう言われたらどうしよう、そうあつてはならぬと思ひながら、ずっとこの二、三年作業してきたわけでありませう、先ほどの参考人の陳述内容を聞いておまして、合

格点はなかなか与えていただけないようでありませう、しかし、まあ一歩前進の法律であるというふうにお評価いただいたのではないかとと思ひます。理事長は、全国の財団法人の公益法人協会理事長におなりになったのが平成十二年というふうにおあり、そして与党もいろいろ動いて、十四年の閣議

決定に至り、公益法人制度の抜本改革をやるということになった。まさにその渦中ずっと理事長として、一万二千の加入されるそれぞれの団体の皆さんとともに意見をおまとめになられた。敬意を表したいと思います。

あれは二〇〇二年でしたか、平成十四年のシンポジウム、二十一世紀市民社会と公益法人、こういうテーマでシンポジウム等を行っていただいて、本当に大きな意見の盛り上がりを見せたなど私は思っております。参加させていただいて、あのときに、まさに国家管理の官製公益法人、この世界を何とか変えようという皆さんの思いも私はひしひしと感じたわけでありませう。

一歩前進の法律ができた私も思っている一人であります。ただ、あのシンポジウムで、私は、今でも覚えておりますが、もう理事長の顔を見ると必ず思い出しますが、夢にも出る話なんです、中間法人を含むかどうかというところで、あのとき私はあのシンポジウムに出て、中間法人を含む非営利の枠組みをつくる、フレームワークの話ですね、これはなかなか国民に理解されないんじゃないかという意見を申し上げた一人として、今回はまさに一階部分、一般の社団、財団法人制度は中間法人を含んでいるわけでありませう。ここは随分今日まで議論があったわけでありませう、そこを今回、もうそこは余り議論しませんが、制度論としては含む、こういうことになったわけでありませう。

そうした場合に、原則課税とか非課税の議論もありましたが、私は、ぜひ理事長に伺いたいのは、先ほどは、二万六千のうちどれぐらいが公益認定されるでしょうか、こういうお話もありません。逆に、私がお伺いしたいのは、一般の社団あるいは財団法人も、このスキームの中で、仕組みの中で大きな役割を果たさうと私は思っております。現行二万六千ある公益法人のうち、むしろ一般の社団、財団として頑張っていく、むしろそっちを選択されるという、そういう方もあるのではないかと。その部分の意義といいま

しょうか、存在というものについて御意見を伺いたい。

あわせて、そこが実は一階部分の税制の問題にも絡むわけでありまして、昨年六月のワーキングチームのお話もいただきましたけれども、そのあたりからまた、これからの議論であります。税の御意見もいただきたいと思っております。

○太田参考人 どうも、榎屋先生から大変いろいろ難しい御質問をちょうだいいたしました。ありがとうございます。

今先生おっしゃっていただきましたように、私も公益法人協会は、先生には五年ほど前からいろいろなこと御厄介になっておりまして、時にはいろいろ論争もさせていただきました。しかし、きょう、正式に新しい制度ができるということでここでお目にかかるというのは、私自身も大変無量でございます。

幾つか質問がおりになったかと思っておりますが、一つ、中間法人でございますね。私どもが平成十四年に行いました市民社会と新しい公益法人制度というシンポジウムの際にいろいろ議論がなされて、確かに、中間法人は含むべきではないという考え、実は、私も公益法人協会もそういう考え方をいたしました。新しい法人法、新しい法人類型としては、非営利公益法人と非営利共益法人、この二つの法律を分けるべきであるということも申し上げておりまして、これは従来から申し上げておりましたが、今でも実は変わっておりません。

しかし、今回の法律のフレームワークがそれらを全部一体化されたということで、ここでその土台を崩すことは大変難しいであろうという大局的判断から、今回の法案については、主務官庁制を廃止したというその一点で、私は、大評価を、大前進であるというふうに考えているわけでありませぬ。

ところで、一般社団、財団の社会的な意義とか理念は一体何なんだろうかという御質問もございました。実は、ここが非常に難しいですね。

確かに、一般社団・一般財団法人というのは非営利ではございますけれども、それじゃ一体何を目的とする法人なのかということが全く明確ではないんですね。つまり、そういうところが特に規定されていないわけでありませぬ。

それから、目的とかあるいは事業について何ら制限がございませぬ。もし私の法律解釈の間違いでございしたら御指摘いただきたいと思っております。例えば、風俗営業をやっても構わない、あるいはパチンコのような遊技業をやっても構わない。つまり、何でもできるという、何でもありの法人が、一般社団、一般財団でございます。

そういたしますと、それじゃ株式会社と一体どこが違うのか。株式会社であれば風俗営業も何でもできるわけでありませぬけれども、どこが違うのかといえますと、剰余金を毎回の決算期において配当しないという、そこだけなんです。しかし、剰余財産は、解散すれば社員で分配ができるわけでありませぬ。社員というのは、そのメンバーですね。仲間内で分配してしまうことができる。

そうなりますと、剰余金の非分配ということとはほとんど意味のないことでありまして、役員報酬を高くすれば利益は出ませんから。そして、事業は何でもやれるということになりますと、私はいつも言っているのと同じでございますが、この一般社団・一般財団法に基づく法人は、恐らく日本の社会におきまして法人のつぼになるであろうというふうには私は考えております。いろいろな法人が出てまいりたいと思っております。

中間法人法ができて約四年でございます。その間に二千近くの法人ができておりますが、営利法人まがいのものも随分ございませぬ。もちろん非常に公益に近いものもございませぬ。そういう意味では、一般社団、財団の使い方というものの、これをどういうふうにして我々として考えていくべきかということ、そこが非常に大きな問題じゃないかなというふうには私は考えております。

○榎屋委員 ありがとうございます。

テーマとして、私に与えられた時間、少し足りないテーマを差上げたような気がいたしました。今おっしゃったことについて私も実は申し上げたいところもあるのですが、もう五分しかありません。

今理事長がいみじくもおっしゃった、一般あるいは社団、確かに何でもできるということですが、その使い方をどう考えていくかということが、私、理事長にぜひまたお願いをしたい一点であります。

あわせて、今から税制の議論をいたしますが、ぜひ、この場を使いまして、私も与党の一員として、昨年の六月のあの政府税調のワーキングチームの意見もしっかり参考にしながら、私どもこれから年末に向けて取り組んでいきたいという決意を申し上げておきたいと思っております。

もう本当に時間がなくなりましたが、もう一方、清家参考人にお伺いをしたいと思います。きょうは、大分から、本当に御苦勞さまでございます。先ほどのお話を伺いまして、よく理解をいたしました。今回の改革法案の中では、政策金融、本場に皆様方に変換御心配をかけておりますが、幸い、先ほど陳述の中で、改革の方向は理解をしておる、こうおっしゃっていただいて、なお、その上でさまざまなお話をいただきました。

もうおっしゃったとおりでありまして、私ども、やはり零細、中小企業に対する資金調達の機能は何としても残していきたい、こういう思いでありまして、御指摘のありました、議論のありました財政基盤の確保についても、我々も頑張りたい、これから詳細設計があるものから、一点だけお伺いしたいのは、やはり商工中金のセーフティネット対応でございます。

お話がありましたけれども、やはり商工中金、短期の調達機能という、手形割引を含めた短期の融資も持っている。そうしたものが災害の発生などで迅速な対応ができたということがあるんですが、今回統合される新政策金融機関、これが機能としてないような気がするわけで、そこら辺の仕

組みをどうするかということは今からしっかり制度設計しなきゃいかぬのですが、最後にもう一回御意見をいただきたいと思っております。

○清家参考人 大変ありがたい御意見をいただきまして、ありがとうございます。

セーフティネット対応でございますけれども、貸し渋り、貸しはがし時は、商工中金が最後まで面倒を見ていただきました。本場にありがとうございました。完全民営化後の商工中金のセーフティネット対応について、引き続き重要な役割を担っていただけるような体制づくりをしつかり設計していただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○榎屋委員 ありがとうございます。

いづれにしても、「必要な措置を講ずる」と法律にされておりました、これから我々も与党の一員として作業をしなきゃいかぬのですから、きょうの意見をしっかりと参考にさせていただきます。私、あと二分持ち時間があるんですが、君島参考人に一点だけ伺いたいと思っております。

私もかつて自治労の一員でありまして、十七年八月、二十一年に満たずにやめたわけでありませぬ。三千二百の市町村が千八百になりました、まあ、千八百二十ぐらいあるでしょうが。平成の大合併という大変なときを今迎えております。ここは、我々は、合併は決してゴールではない、むしろスタートであるというふうには思っております。基礎的自治体として財政の安定ということを我々考えてこの時代を今迎えているわけでありませぬ。

これは、地方行革の観点から、この合併について、当然ながら、三千二百が千八百になるわけでありませぬ。四・六%という目標値が見えておりますけれども、私は、まさにこれから五年ぐらい、地方行革の大きな山だと思っております。地方行革の大きき山だと思っております。君島参考人の御意見を伺いたいと思っております。

○君島参考人 この合併が、国の指導のもとにいいですか、助言もございまして、急速に進んだわけでありませうけれども、危惧するところは、自治体の量の拡大、すなわち、自治体が面積が大きくなりまして、人口が大きくなりました、量の拡大、そして、それに伴う質の変化がどのように変わるのか。この量と質の関係について、これから私どももしっかり注視をしていきたい、こう思っております。

日々、地方自治体においても、私は、申し上げましたように、国民のニーズと時代の変化に応じて改革は必要である、そういう立場で取り組んでいきたいと思っております。

○榎屋委員 ありがとうございます。

○伊吹委員長 榎屋君の質疑はこれにて終了いたしました。

次は、武正公一君。

○武正委員 民主党の武正でございます。

各参考人におかれましては、本日は、まことにありがとうございます。それでは、順次お伺いをさせていただきます。まず、太田参考人におかれましては、先ほど来、今国会に提出の社団、財団の見直し法案、主務官庁が撤廃される、このことを大変評価されているわけなんですけれども、ただ、公益法人の白書を見ますと、現在、国所管六千八百九十四、都道府県所管一万八千八百三三、このそれぞれの公益法人に、国の場合は、三三%、二千三百、それから、都道府県については三〇%の四千九百七十一、公務員出身の理事がいる。しかも、そのほとんどが所管省庁。これがやはり問題の根源だという認識でお話しになられたと思うんですが、ただしかし、現状、これだけ所管省庁の理事がいるわけですね。

この法案が通って主務官庁は撤廃されても、現状、いる。しかもまた、お金の流れが、それぞれ今までの所管省庁からさまざまな委託あるいは随契約などでお金の流れもできています。それが今

現状残ったままで主務官庁だけ外して、果たして、例えば、理事ががらつと大幅にメンバーが、構成が変わるのかということがやはり危惧をされるわけですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○太田参考人 先生、どうもありがとうございます。なかなかこれもまた難しい問題でございます。いわゆる主務官庁なるものが公益法人にいろいろ介入をする、あるいはそこいろいろな権益、利便を求めるといふ問題と、公益法人制度というシステムの問題とは、そもそも、いわば本質的な関係というものは私はないと思っております。いわゆる天下りの問題あるいは官製談合の問題、あるいは随意契約で太らせて不当利得を蓄積する、こういう問題は、制度があるからそれをやるということではなくて、むしろお役人の、我々民間人から考えれば到底非常識な倫理観とか、いわゆる規律のなさとか、非常識な行動が原因だと思っております。したがって、公益法人というものがやりやすいようにできているからそれなんだとか、ある法人類型はやりにくい類型だからそれをしないとかがいふことではないと思っております。

したがって、天下りの問題とか何とかというものは、あるいは官製談合にしましても、決して、いわゆる許可、監督権を持つている公益法人だけではないで、株式会社に対してもそれがあつたわけでございまして、したがって、制度問題と官庁のそいつた問題とを混同はしないでいただきたいなど。それはむしろ、そういう不祥事件を起こすような問題については厳しく別途対処していただくということをお願いしたいというふうにお考えしております。

○武正委員 今のやりとりをちょっと深めたいんですが、実は、本委員会では、環境省の本省発注全契約の、五百万円以上、九三%が随意契約であつて、しかも一〇%相みつをとっていないことがわかりました。そして、これを財務省、厚労省、

農水省に伺うと、いずれもやはり随契約は一〇%相みつをとっていない。財務大臣に聞きますと、ほかに競争相手がいないから相みつのとりのようがないんだ、こういうお答えだったんですが、ただ、予決令を見ていくと、九十九条に随契約によることができる場合がたくさん書いてあるわけなんです。その中に、これは九十九条の一項の十六なんです。公益法人から物件を買い入れるに關しては随意契約ができる、こういう政令があるんですね。

私は、先ほどの環境省でいうと、その随契約の半分以上が公益法人とのやりとりでございます。で、やはりここがお金の不透明な流れになっていく、制度設計としてのこの予決令、これが問題ではないかなというふうにお考えしております。モラルもさることながら、制度で、やはりこの公益法人改革、今回法案は出されておりますが、まだまださまざまな点で不備があるのではないかなと思っております。

この随意契約に絞って、この予決令の改正がやはり私には必要ではないかなと思っております。この点について、公益法人に随意契約を認めるというこの予決令、これはどのようにお考えでしょうか。

○太田参考人 大変難しい難問が矢のごとくいろいろ飛んでまいりまして、私も困惑いたしております。

私、ちょっと先ほど言葉足らずでございましたので訂正させていただきます。私、決してモラルだけの問題と言っているのではなくて、公益法人制度の問題、法律の、リーガルフレームワーク、それとは関係がないということを申し上げているわけでございます。したがって、例えば今おっしゃいました予決令のように、随意契約については公益法人はその例外であるということも私は存じませんし、それからさらに、それがやはり弊害のものであるというふうには皆様認識されれば、むしろそういうものをお変えになるとい

うことが必要だろうとは思っています。したがって、これと公益法人制度改革の問題とはぜひ絡めないでいただきたい。そういう随契約、癒着問題、不要不急の補助金支給問題とかいろいろございしますが、それは厳正に、それに関連する制度を改正していただいて、あるいはつくっていただいて、そういうことが二度と起こらないようにしていただければいいんじゃないかというふうに私は思います。

○武正委員 ありがとうございます。

ただ、先ほどこの委員会の委員も指摘しましたように、やはり国民の目線というのがどうしても公益法人にもついて回りますので、国民の生活の中での常識というものがどうも公益法人で通じない、こういった疑念がどうしても強いものですから、やはり私は制度での補完がまだまだ必要だろうということをお申し上げたところでございます。

そこで、君島参考人にお伺いをしたいのですが、民主党も今回、行革法案への対案を既に提出しております。あしたからは本委員会でも民主党案に対する質疑も始まるわけなんです。その中で、補完性の原則、これは民主党が一つの法案の骨子にもしているところでございます。

この行革法案では、第五条の国と地方の役割分担の見直しの基本方針に備えているものでございまして、政府案が官から民へ、こういうことをしきりに言っておられるところなんですけれども、もう申すまでもありませんが、補完性の原則は、もともと地域のコミュニティなりあるいは基礎自治体なりができていく。まずはコミュニティなりあるいは地域の株式会社なり、そこでできるところをやっていく、これが補完性の原則でありますので、政府案と民主党案はこの点がある面対立軸というふうになって、こうかと考えているんです。この補完性の原則について参考人はどのようにお考えでしょうか。

○君島参考人 民主党さんが出されました対案について、正式に民主党さんからレクチャーを受け

た経過は私にございませぬので、詳細についてお答えすることはできませんけれども、今先生がおっしゃった補完性の原則を民主党さんが主張されるということについては、私は十分に理解できるといふふうに考えております。

私も、今先生がおっしゃったように、基礎自治体で行えない仕事、それから都道府県で行えないもの、そういうものを最終的に国が行う、つまり国と地方自治体の役割の分担をきちっと議論すべきではないのか、こういうことをこの間も強く申し上げてきた経過がございしますので、補完性の原則については理解できるという立場に立っております。

以上です。

○武正委員 同じく、永山参考人にお伺いをしたんですが、永山参考人は、この補完性の原則についてのお考えはどのようなものか。特に、これは先ほど来、午前中も例が出ましたが、イギリスのさまざまな制度が今回の行革法案の実底流にある。それは、独法がエージェンシーであり、あるいは、いわゆる市場化テストなどもそうしたイギリスで既に行われているということもありませんが、このバリュー・フォー・マネー、効率性にはやはりこれが欠かせないと思うんですが、なかなかバリュー・フォー・マネーの考えが政府案から、効率性の言葉はあっても感じられないというところもあるわけですか。

補完性の原則、そしてバリュー・フォー・マネー、要は質ですね、公共サービスの質、それがお金に対してしっかりと価値があるのかどうか、この二点についてのお考えを伺えればと思います。

○永山参考人 さまざま議論があるところだと思えますけれども、国と地方の補完関係、あるいはコミュニティと地方政府との補完関係、あるいは企業と地方政府ないしは国との補完関係、あるいはNPO、NGO等との補完関係、さまざまな補完関係、すなわち、官がすべて独占というわけにいかないということと同時に、深くそれぞれが

関係し合っているわけですから、これらの関係性をどうつくるかということの重要性が今日ますます高まっていることは間違いないと思えます。

ただ、この法律でいいますと、仕分けあるいは線引きとこれまで議論されてきたような、そういうものとの補完関係というものをどうつなぐか、この辺が今議論が必要で分野になっているのではないかと今思われます。例えば、救急車の搬送等に関してどこまでは民間が可能なのか、こういう議論も、詰めていけば分担関係ができるかもしれない。

ただ、先ほど、イギリスの事例が午前中議論されたということでございすけれども、私はイギリスの研究を深くしているものではないんですが、日本の議論とイギリスの議論が非常に違いますが、その補完の関係を議論する枠組みというものが、例えば予算は行政はこれだけ用意している、サービスや事業の運営についてどういう工夫があるのか、そういうことについて、例えば医療分野でいいますと、医師あるいは看護師、さらには行政、さらには医療サービスを受ける側のさまざまな意見、そういうものを吸引できるような、そういう関係をつくった上で補完をするということ、最初から政府やあるいは内閣府が設置した協議会、そういうものが直接これを判断する、あるいは、それを評価する委員会を行政の側が設けるといふようなことになりす、これはさまざま意見の偏りといえますか、意見の集約の仕方が不十分だといふものを残してしまっておそれがあつて、本来の補完性原理を十分機能させるようなシステムの構築といふものが当然これに伴つていなければならぬと思ひます。

例えば、一つの学校建築をするにいたしまして、PFIとこうした補完性原理とを組み合わせて、小中学校あるいは高等学校の中にPFIを設けて、夜遅くまで大人がそこに出入りする。そういうような建物とその運用の工夫をするようなことは、やはり現在のような補完性原理の議論では私

は不十分で、イギリスの補完性原理のコミュニティが協力をするというだけに終始するようなことになっては、せっかくの補完性も単なるサービスの価格を下げるというだけの結果に終わってしまうおそれもないとは言えない。そういう点も考慮して、やはりそうした制度設計がなされた上での補完性原理を活用するということが非常に重要な議論の点ではないかと今思ひます。

それからもう一点、済みません、二番目の御質問……(武正委員「バリュー・フォー・マネー」と呼ぶ)そういう関係の中で、予算に対するベネフィット、あるいは効果的な財政の運用や不足する予算をできるだけ利用者等々から負担していく、こういう関係も、以上のようなシステム、つまり、サービスの質とそれに見合うだけのコストであるならば、これは極めて有効なシステムとなつていくだろうといふふうに考えられますので、ぜひそのような組織のシステムの創出をしていくということについては、これらを十分議論していただくことが有効な道ではないかといふふうに考えております。

○武正委員 また、太田参考人にちよつと一点お伺いしたいんですが、先ほど、これから民間人が中心で新しい財団、社団の役員なり、あるいは公益性を判断する第三者委員会も民間人がと、こういったお話があつたんですが、この民間人の定義が私と政府と違うもので、この間何度も議論しているんで、ぜひ参考人の御意見を伺いたいんですね。

公益法人の長の出身が退職公務員かどうかというところで、政府の退職公務員の定義に、国立大学に入られた大学教授、あるいは、国立大学に入られて、その後文部省に移られてさまざまな研究所に行かれたような所長さん、こういった方々を文部省の出身といふふうに仕分けを政府はされないもので、私の仕分けとどうも食い違つてしまつてますね。

いや、研究職だから、この方々は、国家公務員出身として、文科省とのつながりがある云々、この対象からは外れるんだ、こういうふうには政府は言われるんですが、先ほどの国民の素朴な疑問からすると、文科省と国立大学の先生、非常に密接なつながりがあるわけですので、私は、民間ということからすると、やはり民間ではないといふふうに思わざるを得ないんです。

これから特に、公益性を判断する第三者委員会などに大変重要な決定あるいは大きな権限が与えられますので、私は、このメンバーといふものは大変大事になつてくる、そのときに、太田参考人が言われた、何が民間で何が民間でないかといふのは大変大きなところになると思ひます。先ほどの私の、例えば国立大学に就職して国立大学の教授として退職をされた方、あるいは国立大学に就職して途中から文部科学省の本省に行つた方、あるいは国立大学の途中から政府のさまざまな研究所の所長になられたような方、こういった方々はやはり民間ではないといふふうに思ひますが、参考人としての率直な御意見を伺えればと思ひます。

(委員長退席、山本(有)委員長代理着席)
○太田参考人 これもまたなかなか難しい御質問でございまして、この種の質問は、私、例えばお役所の定義が、役所をやめてから十年たてばこれは役人じゃない、これはもう民間になるんだ、こういう定義があるようにも聞いておりますが、そういう定義については、私はまことに噴飯物だと思つております。やはり何年たつて民間ではないといふ定義で、そのような委員会をつくる場合には考えていただきたいといふふうに思つております。

それから、今の国立大学の研究者、教授なんかは、これは一体お役人なのかどうかというところは、例えば名古屋大学の教授をやつておられた野依さんがノーベル賞をもらわれてどこの財団の理事長になつたときに、これを天下りとはちよつと私は考えないですね。むしろ、科学技術

の研究を目的とする、あるいは科学技術の助成をする財団があつて、その理事長に例えば野依さんのような方をお迎えしたときに、これを天下りとかあるいは民間人でないとかというふうに一刀両断にしてしまうのはどうか。

○武正委員 時間が参りました。清家参考人にはちよつと伺えませんが、お許しをいただききたいと思ひます。以上で終わらせていただきます。

○山本(有)委員長代理 これにて武正君の質疑は終了いたしました。次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺でございます。引き続きまして質問をさせていただきます。引まず初めに、清家参考人にお尋ねをしたいと思います。

清家参考人は、これまでも、衆議院あるいは参議院の経済産業委員会でも二度ほど参考人としてお見えになっております。私も昨年、経済産業委員会におりましたときに、私は質問には立ちませんでしたけれども、委員会では拝聴をさせていただきまして。

その中で、過去の御発言等をいろいろ読ませていただきました。特にまちづくりのこと等につきましては大変な御見識で、これまでも御発言されておられますが、本日は、今回の行政改革に伴ういわゆる政府系金融の統合の中でぜひ御意見を伺いたいと思ひますが、これは、あるインタビューに答えられた中でございます。例えば、一応政府系機関は支援機能を継続する形で明記しているから一安心だが、発足してみないとわからない、十分なサービスができるよう、今ある出先はそのま

ま残してもらえないかというふうにございます。例えば、今、商工会の中で、今回のこの法案の審議のさなか、それぞれ商工会の会員等々の方々が今どういうことでそれぞれの不安といひますか、思いを持っていらつしやるか、その点につきまして簡潔に述べていただけますでしょうか。

○清家参考人 大変御心配をかけますが、今度の金融改革によりまして政府系金融機関が民営化されるということで大変不安があつたわけでございますけれども、先生も御存じのとおり、六年前に金融危機がありまして、貸しはがし、貸し渋りがありまして、大変中小企業は窮地に追い込まれたわけでございます。そのときに政府系金融機関が手差し伸べて、現在のような形に立ち直つてきたというふうにございますので、でき得る限り政府系金融機関をそのまま存続していただきたいというのが中小企業者の生の声でございます。

今度の改革につきましては、こういうありがたい考え方で、金融機関を統合して二つの金融機関にしよつとというような形でございますので、ぜひセーフティーネットをきちつとしたものにして、我々の意見を十分配慮していただきまして対応していただきたいというふうにございますので、よろしく願ひいたします。

○渡辺(周)委員 昨年の三月十五日に経済産業委員会にお越しをいただきましたときに、これはテーマは中小企業問題での参考人質疑でございます。この中でこういうこともおつしやつていらつしやいます。商工会員の大多数が小規模事業者であり、経営資源も限られてることから、個々の企業だけではさまざまな課題を解決していくというのには非常に難しいのが実態でありというふうにございます。無担保無保証以外に借りる要素がないわけでありまして、このようなことも述べられました。そして、三位一体改革で税源移譲がされた場合には、各県の財政事情によつて中小企業に

対する補助金の制度が随分変わつてくるだろうというふうなことを述べていらつしやるわけであります。

その中で特に気になりますのが、御発言をされました、零細企業においては無担保無保証以外に借りる要素がないという現状。まさにこれは、我々もずつと取り組んでまいりました。今は景気が回復しておりますけれども、この先どういうふうになつていくかわからない。あのバブル経済のときも、設備投資をしる、金をどどん借りてくれと、銀行さんの方からとなく言つてきたぐらいた。どれぐらい貸し付けたかということが営業マンのパフォーマンスになつたという時代から、その後はもう手のひらを返したような、景気の悪化に伴つて、バブルのいわゆる後始末によつて本当に引き倒されるようなことが次々に起きたわけでございます。

この無担保無保証というところはいまだに、地方の中小零細企業に行きますとなかなか改善はされないわけでありまして、その中で、これも参考人の御発言ですが、国民生活金融公庫は、商工会指導員の目さきによつて、ある程度先の見通しがあれば無担保無保証で貸してくれる、この制度だけは外してはいけません。商工会の指導員が目さきすることによつて、無担保無保証であるけれども、いわゆる金融機関と違つた視点で将来性なり事業の発展性なりを考へて、それを何とかしていくことができた、この制度だけは外してはいけません。ということでありまして、この点については再度、これから大きな改革、変革が起きる中で、率直な御意見、お考えをございましたら聞かせていただきたいと思います。

○清家参考人 大変ありがたい御意見でございますけれども、今言われたように、中零細企業におきましては、資産もなければ何にもないわけですから、保証もないわけですから、それが、今政府が進めております新規創業支援とかそういう形のものをやつて、一生懸命、今零細企業の立ち上げをやつております。

事業を起す場合、無担保無保証じゃなかったらどうにもならぬわけで、金は一般の市中金融では全く借りられないという状況なんです。それをどういうふうなカバーをするのかというのが商工会の役目でありまして、経営指導員が経営の内容、先行きを十分吟味して、見て、これだったら大丈夫というところに無担保無保証で金融をしていただくという形が、随分零細企業が今立ち上がつておるといふのが現況でございます。

ぜひこの問題については継続してやつていただくような法案にしていただきたいというふうにございますので、よろしく願ひいたします。

○渡辺(周)委員 清家参考人、ありがとうございます。続きまして、太田参考人にお尋ねをしたいと思います。

先ほどから同僚委員からも質問が出ておりますけれども、公益法人のこれまでの国家公益独占主義から、ある意味では民間の手によつて公益性が判断されるようになってくる。ただ、そうした中で、この公益という言葉のなかなか難しい部分をどのように判断するかという問題がこれまでも議論をされてまいりました。

ちよつと考へてみますと、これは、構想日本の加藤秀樹さんと参考人が笹川財団の機関誌が何かで対談されたところの資料でありますけれども、公益信託のお仕事をいらつしやつたときに、九十歳ぐらのお金持ちのお客さんが来られて、子供がいらないから信託したいと。それで、でん粉の研究をすることに役立ててほしいと言われたけれども、当時の農水省は、これについて申請に行つたけれども、回答が来なかつたというふうなことがございます。

この方にとつてみて大変これは公益的だ、地球規模によつては公益ではあるんだけれども、日本の国の公益からすると公益ではない。その後の加藤さんもおもしろいことを言つてゐるのは、京都議定書も、アメリカの現政府にとっては公益に反するものでしよつとね。つまり、地球レベルで見

た場合には公益であつても、アメリカから見るとこれは公益に反するものというようなことを言われているんです。

この公益というものを判断する組織、認定等委員会、これをどうするかということにつきまして、今まで繰り返し言われていますけれども、どういふ方がそのメンバーとして入ったら望ましいかということですか。

先ほど、官庁出身の方々が寄り合い世帯みたいに入っているのはもうやめた方がいい。では、公益を本当に判断できる方は例えばどういふ方、職種でも結構でございますし、あるいはどういふ経験を持たれた方でも結構ですが、具体的にイメージしていらつしやるのか。公益という、見方によつては、どちらから見たらどう公益になるかという非常に難しい問題につきまして、どのようの方が望ましいとお考えか、ぜひ御意見がございましたらお聞かせください。

○太田参考人 今の御質問もなかなか難しい質問なんでございますが、およそ今法律が予定しております七人の委員で、森羅万象すべての公益は何か、あるいはこれは公益でないということのみならずから判断することとはなかなか難しいと私は思ふんです。したがうしまして、これは法律にはまだ書いておりませんが、今後、公益認定等委員会を設置する詳細設計において、専門委員会、専門部会のようなものの創設がぜひ必要であらうというふうに思ひます。

例えば食品安全委員会にいたしましたも七人ぐらいの委員がいらつしやるわけでございますけれども、いろいろ食の安全の種類に応じた専門部会があるわけでございます、そこで一義的な審査といひましようか議論をしていただくということで委員会が上がってくる、委員に上がってくる、こういうようなスタイルをとらざるを得ないんじゃないかと思ふんですね。やはり、文化芸術の問題それから地球環境の問題あるいは人権擁護の問題あるいはお年寄りの介護の問題、すべて公益は公益なんだけれども、はざまの問題があるわけ

でございます、そのところは、そういう専門委員会の助けをかりながら公正な判断をしていくことになるかと思ひます。

そういたしますと、専門委員会のところはかなり専門家という人がそれぞれいるわけでございますから、地球環境にしても芸術にしても社会福祉にしても、そういうところのメンバーが大体浮かんでくるわけでございます。それで、委員会そのものは、もう少し大所高所から、大きな大局観を持つて判断ができるような方が委員に就任されるというふうなことになるのではないかなというふうに思つております。

○渡辺(周)委員 これは決して無理難題を聞くつもりはございません。私もいろいろ考えていて、難しいな。

公益という中には、例えばですけども、歴史であるとか戦争の戦後補償の問題であるとか、そういう問題が出てくると、これは確かに公益ではあるけれども、それは確かに公益ではあるけれども、いや、それは史実と違う、事実と違うというふうな問題も出てくるわけですね。例えば、福祉でありますとかあるいは文化とか芸術だということにはさほどそんなに方向性は違わないんでしようけれども、こういう歴史の検証のような問題とか戦後補償とか、今、人権の問題も出てきますと、これは非常に難しい問題というのがあるかと思ひます。

私どもも、そういう問題にぶち当たつた、直面したときには、では果たして本当に、その公益性をどう認定するんだらうかということについて恐らく悩むだらうなというふうに思ふんですが、そういう点について何か御意見がございましたらお答えいただきたいと思ひます。

それともう一つは、公益性について、やはり対談の中にご覧いただけます。これは衆議院の法務委員会参考人として出られたときの御発言を引用されましたけれども、公益法人はアメリカの大学型にしてほしい、入るのは易しいけれども試験や卒業は大変に難しい、許可した後のモニタリングが

ルーズだからKSD事件などのようなことが起きるんだというようなことを御発言されたということですが、この質の担保といひますか、将来的に、たかさんの法人がある中で、これは本当にちゃんとした法人として存続しているかどうか。途中から政治性を帯びてきたり、何か非常に当初の方向と違つてきたんではないかというふうなところ、あるいは、例えば若干そこには反社会的な感じがしてきたとか、非常に営利のようなものがあることになつた場合、どのように検証していくのか。何かお考えございましたら、あわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○太田参考人 まず、二つ御質問があつたかと思ひます。例えば歴史問題の検証とか戦後の補償問題とか、こういったことをテーマにした公益法人というものが申請してきた場合にどうするか、こういうふうなことでございませぬ。

これは大変私にも難しいと思ひます。ですから、そのときそのときでやはり判断していかざるを得ないんじゃないかと思ふんです。それを、今までは主務官庁制度でございましたから、いわゆる国益とか省益、官益、こういう観点からだけで判断をしてきたわけでございますけれども、今後はいわゆる民間の視点からそういう判断をするということになりますので、確かに難しいけれども、これは乗り越えなさいけない試練だというふう

に思ひます。イギリスも四百年のチャリティーの歴史があつて、いろいろな判例法の積み重ねで公益か非公益かということ判定してきているわけでございますが、日本の場合もいろいろ議論を積み重ねながらそういうボーダーラインのところを詰めていかなきゃならないんじゃないかというふう

に思ひます。それから、確かにアメリカの大学型のように、入るのは易しいけれども、卒業試験とか毎期の学

期の試験はかなり難しく落後者も出てくる、これはもう私はやむを得ないと思ふんですね。やはり、そういう当初の目的事業を全然行つていないとか、あるいはいろいろな財務上の問題点が出てきているというところは、これはディスクロージャーを今回は徹底してやるということが前提になつておりますから、その中からつかんで、公益認定等委員会が、それについてのまずは是正勧告というところから始まると思ひます。それから命令、それでも言うことを聞かない場合には認定の取り消しと進む一連の事後チェックこれは厳しく対処していただきたいというふう

に考えております。○渡辺(周)委員 この点につきましては、実際、また、運用が始まりましたら、いろいろな形で御知恵をいただきたいと思ひます。最後、君島参考人にお尋ねをしたいと思います。

例えば、ペーパーバックスで、「不滅の「役人天国」」なんという本があります。読んでみますと、北は北海道から九州までずつと、わざわざどこかの役所へ行つて、お役人の方々が、すばらしき公務員生活とやゆされまして、みんな、ベンチで寝ていたり、横たわつていたりするような写真ばかり撮つてあるんですね。こういうのを見ると、本当にけしからぬというふうに見た人は思ふんですが、でも、実際我々がそれぞれ知つて居る方々は、この霞が関の方もそうなんです、私の地元にある市役所や町役場の方もそうなんですけれども、大方の人は、住民環境のもとで一生懸命仕事をしているのが実情だと思ひます。

人間です。昼休みにベンチで寝ているところを写真に撮られて、何をしているのかと言われ、あらぬレッテルを張られることもあると思ふんですが、反面で、やはり公務員に対する厳しい視線というのはこれまでもあつたことではないと思ひます。大体、昔から親方日の丸という言葉もあれば、お役所というところは仕事を余りせぬでも丸

時一五時でいられるというふうな、何となくそういうふうな、一部はそうなのかもしれないが、それがすべてであるように言われて今日のことになつていっているわけでありませう。

そこで、ぜひお尋ねしたいんですが、これは自治労というよりも、公務員の組合でもありながら、やはり地方の自治体を構成している方々でもある立場から、例えば先ほども指摘がありました大阪の市役所の問題にしましても、あるいは東京の区役所でもスーツや靴が支給されていたとか、いろいろの問題があります。

これは、確かに今までの組合活動の中で勝ち得てきたいろいろな手当なんだ、権利だというふうな主張もあるでしょうけれども、ただ、やはり実態に即してこれは変えていかなくやらないという点において、組合側から、いろいろな今の中で改善すべき問題ということにこれから能動的にどう取り組んでいかれるのか。

それから、この委員会でもずっと取り上げてきました随意契約をめぐる問題。例えば、内部から見ると、どうしてこの入札はこういう制度になっているのか、なぜこんなことも随意契約なのかというふうな点も、これは恐らく働いている方々は中から見聞きしてきたとは思いますが、そういう点の改善も含めまして、今後自治労の皆さんとしてどうされるか、それを最後にお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

○君島参考人 私は、今先生がお示しされた本はまだ読んでございませんけれども、意見陳述のときにも少し、今自治体の職場で何が起きているかということも申し上げさせていただきますが、しかし、それは部分的であれ一部のことであれ、世の中から指摘をされるようなことは厳に慎むべきである。

その上で、言われるところのコンプライアンスというものは十分認識をして、そして、労使の間で合意したことについて、これは市民が納得する範疇なのかどうかということを含め、内部で検討しながら、情報開示をして、そして説明責任を果

たすということが私はこれから大事なことになるのではないかと、うううに考えております。

○渡辺(周)委員 以上で終わります。ありがとうございます。済みません。

○山本(有)委員長代理 これにて渡辺君の質疑は終了いたしました。

次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。貴重な御意見、本当にありがとうございます。最初に、永山参考人に何問かお伺いをしたいと思います。今、この国会におきましても格差拡大の問題が随分議論になりまして、特に雇用の分野での非正規雇用の拡大というのがその大きな要因、背景としてあるのではないかと、この点が随分議論をされました。ですから、今、労働分野での規制緩和と、この点が民間での非正規雇用を大きく拡大しているという実態があると思っております。

その点で、今回の市場化テストの法案というのが、労働分野の規制緩和を公務労働に本格的に導入していく、そういう転機になるものではないか。現状、既に、公務の現場ではパートや臨時職員なども現にありますが、あるいは、実際の人件費が物件費名目で使われるようなものもありますけれども、それを追認、拡大するような方向で働くのではないかと、そういう懸念を覚えるわけですが、労働分野の規制緩和が公務労働に本格的に踏み込まれるような事態、この法案で懸念する、という点について参考人の御意見を伺いたいと思っております。

○永山参考人 この法案が議論される以前から、自治体あるいは公務労働には、さまざまな不安定雇用あるいは非正規雇用、それから雇用という予算項目ではない雇用、そういうものが存在しているというところは伺っておりますし、それから、そ

ういうところの現場のお話も伺う機会もございました。この法律ができて、市場化テスト法で、特に今後さまざまな公務分野が民間企業の仕事として運営されていくようになりますと、当然これは、コストの削減と同時に利益の拡大を図ろうとする、さまざまな雇用形態や、特にサービスということになりますと賃金の占めるウエイトが非常に大きくなりますから、そういう意味では、できるだけ安い賃金労働者、あるいは、そういう低い条件でも働きたい人を活用するというインセンティブが強く働くことは間違いないだろうと思っております。

一番問題は、そうしたところで働く人々の問題とあわせて、これらのサービスを受ける側の問題も同時に大きくなっていくように感じております。さまざまな福祉や医療、教育の現場、そういうところで行われているこうした非正規雇用の拡大というものは、労働者の労働条件や賃金の低下という問題に加えて、サービスの内容の劣化と申しましようか粗悪化、こういう問題が発生しやすくなる条件を強めるだろうというふうに思っております。

○塩川委員 ありがとうございます。労働条件の悪化が、同時に国民、住民へのサービスの低下にもつながるといふ点だと思っております。その点に関連しまして、先ほど永山参考人の陳述の中でも触れておられました、民間に公共サービスをゆだねることが、いわば企業秘密を理由に具体的情報開示が行われないう問題が出てくるのではないかと御指摘がありました。

民間開放、公務などの民営化、市場化の流れが、公共性が強い分野において、実際に企業秘密をここに、ふさわしい情報が提供されないというお話だったと思うんですが、保育の話などに関連してでしょうか、具体的な事例として御承知の点ございましたら御紹介いただければと思っております。

○永山参考人 私が見たり聞いたりしたものとしては、三鷹市における保育の民営化に伴う現場の父母からのさまざまな意見に対する回答にそうしたケースがあったということを読んだり聞いたりのものがあります。そのほか、今正確にここだといふものは言えないものもございまして、しかし、医療や介護、そういう領域におきましても、やはり同様な問題というのが起きています。

なお、今回の建築関係の問題につきましても、そうした問題性というものが深く検討されるべき内容を含んでいるものと理解しておりますので、これは別の委員会かもしれないけれども、このテーマともまた深くかかわっているものがあるというふうには思っております。

次に、君島参考人にお伺いいたします。私も当委員会で取り上げたいんですが、地方公務員の削減に当たりまして、国が定めた配置基準を見直すということがございます。実際、三百万人の地方公務員のうちの二百万人が、何らか国が定めた配置基準が設けられた分野にあります。その基準の見直しというのは当然削減の方向で働くわけですから、実際にこの配置基準が住民の皆さんの最低限のサービスを保障するものとなっていく関係からいっても、この配置基準の見直しというのは公共サービスの大きな後退につながるのではないかと、この懸念を覚えるわけですが、現場の実態を踏まえて、お感じの点、お示しいただければと思っております。

○君島参考人 国の配置基準の詳細はここには資料を持ち合わせておりませんが、現場の実態として、例えばケースワーカーであるとかあるいは児童福祉に携わる方々であるとか、そういう職場において国の配置基準を十分に満たし切れていないということは言えると思っております。これはごく一部かもしれませんが、そういう国の配置基準でさえ十分に満たされていない現状で一律的に削減をするということになると、これはサービスの向上には決してつながらないのではない

か。

さらに、基礎自治体の体力といえますか、そういうものによっても、配置したいけれどもなかなか人材が集まらないんだ、特に過疎地などにおいてはそういう悩みを持っておられる自治体もないわけではないけれども、そういうところにも十分な手立てができるような国としての対応が求められるのではないかと、私はこういうふうな思っております。

○塩川委員 市場化テスト法案に関連してですけれども、既に地方自治体におきましては、さまざまなアウトソーシングの手法というのが先行して実行に移され、活用されてまいりました。PFIの問題ですとか、あるいは指定管理者制度の問題があります。特にこの間、指定管理者制度におきまして、民間にゆだねられる公共サービスというのが、実態としてふさわしいサービスが提供されないという問題が地方において現に起こっているということもよく耳にするものであります。

その点で、君島参考人がお話を聞きしている、あるいは実感をされている問題で、現行、行われている指定管理者制度を活用して住民のサービスの後退に結果としてつながってしまったような事例というものがございましたら御紹介いただけないでしょうか。

○君島参考人 委員御指摘のように、指定管理者制度が導入されて、はや二年半ぐらいたちます。ことしの九月一日までの時限立法というふうなことを承知しておりますが、この間、総務省は、指定管理者制度がどのくらい進行しているかという数字を一昨年の十二月に一度公表しておりますけれども、その後は、私も、承知しております。

ただ、民間の調査機関などが調査している情報などを見ますと、公の施設の指定管理者制度は、おおよそ五万カ所以上はもう既に指定管理者制度に移行しているというふうに見えております。ただ、そのうち、従来からの管理運営を任されている三七クといえますか、公社、公団などが相当数そのまま指定管理者になっているというふうな

思っておりますが、このサイクルが三年ないし五年でありますので、これがワンサイクル終わった次の指定管理者をどこにするかというのが私は大きな問題になってくるのかなという認識を持っております。

お尋ねの、指定管理者に出したことによってサービスが低下しているという事例は、細切れには幾つか持っておりますけれども、国会の中で明らかにするのがいいかどうかちゅうちゅうするわけです。一件だけ申し上げれば、奈良県における公の施設、これは宿泊施設でありましたけれども、民間企業が、指定されてわずか十カ月で撤退をする、こういう事例も発生しておりますので、類似の案件というのはあちこちで散見されるような気がいたします。

○塩川委員 ありがとうございます。それでは、清家参考人にお伺いいたします。政策金融の場合、中小企業のかかわる政府系金融機関、商工中金、中小公庫、国民公庫があまりすけれども、同じ中小企業向けというふうなにかない、やはりそれぞれクラスといえますか、機能、役割を持っておられると思えます。

今回の場合、国民公庫と中小公庫等が統合されるわけでありまして。私も現場で商工会や商工会議所の方のお話を伺う中で、一緒に、その機能は維持されたいと言ったけれども、収益性ということを考えると、どちらかという中小公庫寄りの中堅、中小の方に顔が向くんじゃないのか。現場で、今までは国民公庫の方がいらつしやうていろいろ窓口の対応もされている、経営指導員の方と一緒に経営の実態を見て支援してくれているのがあったのが、人員の面でもそういうところが減らされるんじゃないかという強い懸念を覚えるというのを何度もお聞きいたしました。

そういう点で、国民公庫がそもそもどういう役割を果たしているのか、どういう機能を果たしているのか、中小公庫や商工中金とも違う独自の役割は何なのかということをはっきり示すことも大事だと思っております。清家参考人がお感じになつておられる国民公庫独自の機能、役割というのはどういふものなのか、その点を御紹介いただけないでしょうか。

○清家参考人 今先生からお話がありました国民生活金融公庫の件でございますけれども、言われたとおりでございます。零細企業のための国民生活金融公庫であります。無担保無保証という制度がありまして、担保もなければ保証人もないのに、先見性を見て融資をするという形に基本的になっております。

それがために、商工会、商工会議所の指導員が、目ききで一生懸命事業の内容を見ながら、その制度を継続して、貸していただきたいということとやってきておるわけでございますので、今度の統合した場合に、そういう分野についてもセーフティネットできちつとした形をとっていただきたいというふうな今お願いをしておるのが現状でございます。よろしくお願ひします。

○塩川委員 それと、国民公庫の場合、教育の貸し付けの制度があります。大変ニーズが高い。一方で、いろいろな意見としては民間でできるじゃないかという話もあるんですけども、実際には公庫における教育貸し付けについての需要というのは大変強い。それを維持してほしいというの現場の皆さんの声だと思っておりますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○清家参考人 今の件でございますけれども、今言われたように、民間金融機関におきましては、担保とかいろいろな資産価値を見ながら融資するという形でございますから、教育ローンにつきましてもなかなか難しい貸し付けになるというふうな形で、なかなか借りられない。その点は、国民生活金融公庫であれば、実態をよく把握した上で教育ローンとして貸し付けをしていただけたらいいというふうな考えをしております。

○塩川委員 時間が参りました。太田参考人、失礼いたしました。

ありがとうございます。○山本(有)委員長代理 これにて塩川君の質疑は終了いたしました。

次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 参考人の方々から貴重な意見をお聞かせいただきまして、本当にありがとうございます。社民党の菅野哲雄でございます。まず最初に、冒頭、太田参考人にお聞きしたいと思ひます。

公益法人改革に当たっては、本当に公益認定等委員会の独立的運営が大切、そのためにも透明性、公平性の確保が大事だとおっしゃっておりますが、そのためには、事務局の主要幹部を民間人から登用することで確保されるおっしゃっておりますが、私もそのとおりだと思っております。独立性の確保というのにおいては、独立性の確保というのにおいては、独立性の確保も生じていると私は承知しているんです。独立性の確保は非常に難しいという思いもありませんが、独立的運営のあり方について再度御所見をお聞きしたいと思います。

先ほど食品安全委員会の例を出して、専門部会みたいなものがあつたらどうか、それから、このことは乗り越えなければならぬ、試験だともおっしゃっております。理事長は関係者の一人として声を大にして対処していただきたいということも申し添えたいと思ひますが、決意のほども含めて再度答弁願ひしたいと思います。

○太田参考人 菅野先生、ありがとうございます。

もともと私どもといたしましては、今回の公益認定等委員会を、いわゆる国家行政組織法の八条委員会ではなく三条委員会として、より独立的な一つの行政機関というふうにした方がいいのじゃないか、全く独立的な感じというふうにも考えた時期はございました。一方で、このような審議会にして、それで、委員はもろんでございますが、その幹部等の事務職員についてもオール民間人という形で民間色豊かに運営した方がかえって

いいのではないかなというふうにも思っている次第でございます。

食品安全委員会が独立性の維持にいろいろ難航しておられるということもお伺いいたしておりましたけれども、その轍を踏まないように、幸いまだ詳細設計はこれからでございますから、基本的なことだけは法律に書いておられますけれども、多くの部分、政省令に書いておられますので、今後の詳細設計において、そのような形にならない委員会構成、事務局構成をぜひお願いしたいと思っております。

私も公益法人協会の理事長としての決意をこのことでございますが、私、最初の意見表明でも述べましたように、この百十年ぶりの公益法人制度改革というものは、日本の市民社会にとりまして大きな出来事だと私は思っております。日本の民間公益活動というものがますます大きくなるのが今後の社会にとって大変必要でございますが、そういうような役割を担っているんだということも公益法人の方々も自覚していただいで、この制度改革を機会に大いに頑張りたいと、このことを私も私としては期待したいし、また私としてもそういう啓蒙活動を行っていききたい、このように考えております。

○菅野委員 ぜひこれからの取り組みに期待しておきたいというふうに思います。建築確認申請の問題でございます。建築確認申請の問題でございます。

建築確認申請の審査事務が民間審査機関でも行えるような仕組みになって、私は耐震構造設計偽装事件が起こったというふうにも考えております。地方自治体の審査においても偽装を見抜けなかった事実も存在しておりますが、地方における建築主事の実態はどのようになっているのか、知っておれば説明したいというふうに思います。

また、住に対する安心、安全の立場からも、実態に基づいて、私は充実させるべきは充実させるべきと考えるものでありますが、参考人の意見をお聞かせ願いたいと思います。

○君島参考人 私ども自治労組織の中に政令市の集まりがございます。これは大都市共闘というふうな言っておりますけれども、この中に建設部会というのがございまして、またその建設部会の中に建築専門委員会という専門家だけの集まり、グループがあります。その中でこの耐震偽造の問題について議論されておまして、その中を少し御紹介申し上げます。例えば、大阪市、名古屋、札幌市は、いずれも構造担当は四人体制、極めて少数であります。あの事件があったことによつて、減らす予定だったけれども現状維持に変わったとか、そういう報告もされておりますし、構造のプロを育てるにはどんなに短くとも二年かかるか、あるいは、民間から報告書が上がってくるが、減員されていて十分チェックが不可能である、現実には手続処理だけに追われているとか、悲鳴を上げるような実態が聞こえてくるような気がいたします。

したがって、確認をする建築主事の配置は、私は、お金はかかっても、住民の安全ということを考えればきちっと行うべき人事配置ではないか、このように思っております。

○菅野委員 次の質問に移るんですが、行政改革推進法の総人件費改革では、十年後に国家公務員の人件費を対GDP比で半減させる、国家公務員五年で四・六割削減させるよう要請するなどの数値目標を設定しております。これらの数字にどのような根拠があるのか、審議の中で私もただしてききましたが、必ずしも明確な根拠や理由があるとは思いません。ましてや、公務員数や人件費の削減が自己目的化されている嫌があるように思えてなりません。

本来であれば、どのようなサービスが必要か、どのようなサービスを充実させるべきかなど、公共サービスのあり方の検討が先にあつて、その上で定員数の見直しなどがなされるべきだと考えているんですが、君島参考人の御意見を拝聴したいと思っております。よろしくお願いたします。

○君島参考人 委員おっしゃるとおり、本法案は、地方においては、四・六割の純減という数値目標が先にありき、こういう受けとめ方をしておりますので、私は、地方がやること、国がやること、ということ、公共サービスをどこが分担してやるのかということ、をきちっと議論した上で、その上で数値の議論をすべきだ、このように考えております。

○菅野委員 もう一点、総人件費改革といつて、既に八分野の事業が国においては特定されております。農業や国有林野事業など、環境保護や治水と治水という公益性を維持する観点から、他国では公務員が業務を担っている分野での人員削減や独立行政法人化、あるいはILO八十八号条約で国家公務員が担うべきとされている無料職業紹介事業の包括的な民間委託までも含まれております。また、刑務所などの行刑施設関係の業務を民間委託する。これらは、公権力の行使の関係から多くの意見があると思っております。

君島参考人は、どのような分野、どのような事業は民間にゆだねるべきなのか、また、民間にゆだねるのか官の側が行うべきかを判断する基準をどう考えているのか、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○君島参考人 ILOの八十八号条約は我が国日本は批准をしておりますので、無料職業紹介所は民間にすべて出すということは、私は現行法体制の中では考えられない、このように思っております。

また、公共サービスの区分けの問題でありますけれども、私どもは、例えば教育であるとか医療であるとか福祉であるとか、こういう日々の生活に直結するものはやはり地方自治体できちっと責任を持つ。また、警察であるとか消防であるとか、そういう社会的安定が求められるものについても、災害に対する対応が求められるものについても、私は自治体の中できちっと責任を持つべきではないか、このように考えております。

鳥参考人、お二人にお聞きしたいと思っております。この導入される市場化テストでは、どうしてもコスト削減競争、人件費削減競争になるのではないかと懸念が私にはつきまとっているというふうに思っています。先ほどの意見陳述でもそのことが指摘されました。このときに、民間事業者が市場拡大を目的に、極端に安い入札価格を提示する、あるいは落札した事業を下請、孫請のような形で再委託していくことも十分想定されると思っております。このようなことを防止するために、公共サービス改革法案では入札に参加する民間事業者の資格などを厳格に定めるべきと考えておりますが、法案は、逆に、民間事業者の入札参加資格を「必要かつ最小限のものとしなければならない」としております。このようなことで、入札に付される公共サービスの質が維持されるとお考えなのか、両参考人の意見をお聞かせいたします。

○永山参考人 今後起こり得るこうした事態に対する認識は議員と同じ立場であります。それとともに、それをいかに防止するかという際には、今回の法律の用語で言いますと、サービスの質と価格を個々の業務についてどのようにしっかりと規定するか。つまり、一種の、商品の品質をきちんとして担保しておく。そして、そういうものを実施する上で必要なさまざまな職務遂行要件、また、それを担うべき人々の社会的な賃金あるいは社会保障費等々の水準、そういうものを一応きちんとして算定して、そして、しかるべく、どこにどのように変化させていくのかという業務の主体を考慮していく必要があると思っております。その際、重要なことは、入札制度だけではなくて、その業務移管あるとつくり、その実現が可能かどうかの検証ができるようなシステムを導入しなければ、下請、再下請、孫請というような事態が当たり前の社会になつておられますが、これは非常に労働条件の設定においては異様なことと考える必要があるわけですが、そういうことを過度に競争化させていくこ

とは、結局サービスそのものの劣化を招き、あるいは、それで困る場合はより高いコストを払う別の機関に求めなきゃならない、そういう格差を生み出す要因になりかねないということを危惧するわけでありませう。

○君島参考人 委員御指摘のように、入札参加資格を緩やかにするということはおっしゃられたような事態が想定されるということ、私も認識は同様でございます。その上で、先ほど指定管理者制度の問題を、御質問がございましてお答えしましたように、余りにも安価な価格で指定管理者に指定されたために撤退せざるを得ない、こういう事例が発生していることは申し上げましたけれども、この市場化テスト法についても私は同様のことが言えるのではないかとこのように考えております。

私は、民間企業が業務を落札した場合に、それに従事している公務員が民間に、両者が合意して移った場合も、移った公務員の意に反して、落札企業がその落札業務をもうやめるとか、あるいは下請に出すとか、あるいは倒産するとか、そういう本人の意にかなわぬ事態が発生したときは、本人が希望する場合はきちっと公務員に戻すべきだ、そういう制度にすべきだというふうに考えております。

○菅野委員 時間が来ましたので終わります。どうもありがとうございました。

○山本(有)委員長代理 これにて菅野君の質疑は終了いたしました。

次に、滝実君。
○滝委員 国民新党・日本・無所属の会の滝実でございます。

四人の参考人の先生方には、大変遅くまででありがとうございます。四人の参考人すべての先生に御意見を賜りたいと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

まず、太田参考人にお願いをいたします。今までの公益法人、申請するにも時間がかかると、それからまたNPO法人でもわかり。そうす

ると、今度の社団法人、財団法人は、そういう意味では法律準拠主義ですから、大変遅やかに法人の登録ができる、こういうことになるんですね。そうすると、その反面でいろいろな団体がたくさん出てくるというのは、先ほど参考人がおっしゃったとおりだと思います。

そこで、せっかくさういふ、何か団体をつくっていろいろな活動をしたということであれば、それをどこかでもう一遍受け皿として受けて、公益的あるいは非収益的な事業をやっていくということがあってもいいんじゃないだろうか。

これは参考人もどこかに書かれていたと思えますけれども、大阪コミュニティ財団でございます。私は、ああいうのを、せっかくこの社団法人、財団法人、準拠主義でやりになるならば、そういうもののエネルギーを何かまとめていくようなものがあつた方が、社会的、国家的にはすばらしいんじゃないだろうか。

なぜそういうことを言うかといいますと、私も実は、いろいろな募金運動をやったときに、小さなお金をどこへやつたつてしようがないものから、実は大阪コミュニティ財団に登録していただいて、そこへ申し込んでいくんです。それで全体として使つてもらおうということの方がはるかに意味があるかなと思つて、そういうことを前からやつていられるの、でございますけれども、ひとつその辺のところの展開について何か御意見があれば承つておきたいと思つております。

○太田参考人 先生、ありがとうございます。大阪コミュニティ財団のような一つの受け皿、そういうファンドといましようか団体というのは、先生おっしゃいますように、私は、これから日本の社会でも非常に必要だと思つております。

アメリカではそういうコミュニティ財団というものが大六百ぐらいございまして、大変なお金を集めているわけです。そして、大きなロットになりますと、自分自身の財団をつくつたり自分自身のNPOをつくつたりするわけでございますが、ロットにならない金額等につきましてはそう

いうコミュニティ財団に委託をしまして、そこが寄附者の意向を十分にそんたくして、より効率的に、より効果的な活動をそこでやつていただく。

そういう、エージェントと言つとちよつと表現はおかしいんですが、そういう仕組みというのは、これから、私、特に寄附税制が拡充していけば、必ず日本でも必要になってくると思つてます。そういう点で、先生の御指摘のとおりだと思つてます。

○滝委員 ありがとうございます。その前提としては、やはり寄附税制というものがついて回るといふ御指摘がございまして、それは十分念頭に置いてやつていかなければいけない問題だろうと思つてます。

次に、君島参考人にお願いを申し上げます。奈良県の自治労本部は、NPO活動を、市町村職員、県職員問わず展開していこう、こういう運動をしているんですね。これは今の段階で、ただ単に呼びかけをしているだけですから、うまくいくはずはないか、そんなに大きな実績としては上がっていないと思つて、こういうことをやるということ、これからの地方団体の職員にとつて必要じゃないだろうか。

要するに、市役所、町役場あるいは県庁の外から見て地域に入り込む、そういうようなことを通じていろいろなニーズを自分なりに体験していくということ、相当な意味があるんだろうと思つて、自分ですけれども、自治労の東京の本部はどういうふうな感触でしょうか。

○君島参考人 私ども自治労本部も、NPO法人、エフアジヤパンというんですけれども、立ち上げております。これは、私ども本部の役員あるいは地方の役員がお金を出し合つてつくつていくもので、今さまざまな活動をしております。委員おっしゃるとおり、地方においても、NPO法人を立ち上げて地域活動することは私どもも望んでいるところでございます。活動方針上

もそのようなことを求めております。

ただ、一つだけ危惧するところは、NPO法人は行政の下請であつてはならない。これは対等な立場で、情報公開をして、そして地域住民のために活動するものでなければならぬ、このように認識しております。

○滝委員 ありがとうございます。次に、清家参考人にお願いを申し上げます。

政策金融機関の統廃合の問題がある一方で、地方団体の方は相変わらず制度融資ということ道具にしてどうか、それを活用して中小企業対策を展開するということでございます。こういうような国の政策金融が変化してまいりますと、地方の制度金融も当然いろいろな格好で制度改革という改革をしていかなきゃならぬ、こういうふうな思つていまして、そういう点についてどう議論をされていられるでしょうか。

○清家参考人 今お話のありました件につきましては両方とも必要でありますので、国の方とまた地方の方と両方考えて採用していくという形が一番大事じゃなからうかと思つて、よろしくお願ひいたします。

○滝委員 かつて外形標準課税の際に、全国の商工団体は、地方団体の財源は心配しなくてもいい、こういうふうな観点から反対運動をされたように思ふのでございます。その辺のところをどういうふうにお考えになつていられるかと思つて私はお聞きしたのでございますけれども、ひとつよろしくお願ひを申し上げます。

次に、永山参考人にお尋ねをいたしたいと思います。永山参考人の御心配の中で、市場化テストによつて、いわば官の事業を民がおやりになる、そうすると、いろいろな意見が言えなくなる、あるいは不満の持つていきようがない、こういうようなことの御指摘がございました。私はそのとおりだろうと思つてます。

要するに、委託された経営者としては、都合の悪いことは、これはもう施主の市町村の決まりだからといって逃げるわけですね。恐らく、片や市町村に持つていくと、それはよく相談してください、こうなると思うのでございますけれども、こういういわば責任の転嫁方式を解消する良薬というのはいかないでしょうか。

○永山参考人 非常に、コストや利益、あるいはサービスの受け手あるいは行政、それぞれの立場が違っているのがこういう問題に対応しようと思つたと、解決の仕方、これでやれば三方うまくおさまるといふことはなかなか難しいと思つた。

そこで、通常、市場化ということになりますと、サービスの与え手と受け手との関係、話し合い、価格設定、そういうものになっていくのが普通でありますけれども、こうした公務あるいは行政というものを挟んでいる場合には、やはり、サービスの与え手と受け手と、それから例えば市場化テストで落札した民間企業、そういったものの双方及び第三者的な機関を含む、こうした事業に関する運営組織をきちんと整備する必要がありますといふふうに考えます。

その際、現行のような協議体を首相府あるいは内閣府に置いて一括判断するというのには、少々、運営上、情報等のギャップが生じやすくなりはないか。したがって、できるだけ事業分野ごと、地域ごとにそうした機関を設けて、そして、サービスの受け手も与え手もそれぞれ意見交換が十分できるような関係づくりには、そうした問題の処理が難しい局面に出ていってしまうんじゃないか。そういうふうに考えますので、ぜひそうした運営体制の整備というものもあわせて御論議いただければというふうに願っている次第です。

○滝委員 ありがとうございます。十分間という短い時間でございましたけれども、四人の参考人の皆さん方にそれぞれ意見をお聞かせいただきました。まことにありがとうございます。

終わります。

○山本(有)委員長代理 これにて滝君の質疑は終了いたしました。

以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

長時間にわたりまして貴重な御意見を御開陳いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。当委員会を代表いたしまして御礼を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

(拍手)

次回は、明十八日火曜日正午理事会、午後一時二十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会